

山形大学大学院
社会文化システム研究科

紀 要

第15号

目 次

論 文

- 中国絵画通史の構築と「変」の概念
——黄賓虹（1865-1955）著『古画微』をめぐって……………西上 勝 1
- 炭素価格政策における費用緩和措置
～2011年国内産業連関表を用いた EITE 産業の特定化～……………杉野 誠 19
- 日本古代における五位以上官人の処遇と散位——奈良・平安初期を中心に——……………十川 陽一 (1)100

研究ノート

- モンテカルロフィルタの理論と応用——SCD モデルへの応用——……………砂田 洋志 31

資料（史料）紹介・分析

- 地方銀行による国際業務の新たな動向……………山口 昌樹 45

翻 訳

- 著者名：陳龍延，「戦後臺灣における布袋戯「少林寺」の「差延」
——政治的修辭と歴史の虚構をめぐって——」……………（翻訳）福山 泰男 57

- 社会文化システム研究科彙報（2017年度）……………79

- 投稿規程……………83

平成30年9月

中国絵画通史の構築と「変」の概念

——黄賓虹 (1865-1955) 著『古画微』をめぐって

西 上 勝

(文化システム専攻 アジア文化領域担当)

I 中国絵画史の編纂

中国で中国絵画の絵画通史編纂がどのように進められたか、また編纂初期の著作の中で、中国絵画史と題されなかった黄賓虹の『古画微』のもつ独自性について、これから考察を加えてみたい。啓蒙書としての絵画通史の著述を考察するためには、その前提として、中国における美術教育の初期の進展について、多少なりとも瞥見しておく必要がある。ただ、二十世紀以降の中国における美術教育制度の整備の移り行きについては、なお今後の課題としなければならない部分が多く、ひとまずその概要のみを摘むことにせざるを得ないが、ほぼ以下になるだろう。

日本最初の美術学校である東京美術学校は、明治二十年(1887年)に設置された。それから遅れること二十五年、1912年すなわち中華民国元年に中国最初の本格的な美術学校である私立の上海美術院が創設される。次いで、1918年3月には中国で最初となる国立の美術学校の国立北京美術学校が開学する。これを契機として20年代からは、中華民国教育部が進める学制改革に伴い、中国各地で美術学校が次々と設立されていく。北京美術学校には当初、師範部に中国画と図案の二つの学科が設けられていただけであった。上海美術学院は後に上海図画美術学校、1920年には上海美術学校と名称を改めたが、当初、中国画、西洋画、工芸図案、彫塑、高等師範、普通師範の六学科の開設が予定されたものの、この年に暫定的に設置されたのは西洋画と普通師範の二学科にとどまり、中国画学科の開設は五年後に延びた。こうして、美術学校のカリキュラムが整備されていくと、その課程にふさわしい教材の需要が高まっていく。ま

た同時代、世の中では伝統的な書画創作の方が、西洋画よりも人気があった。実際、1929年4月に教育部の主催で開催された第一回全国美術展覧会では、書画の出品件数が一千二百余件であったのに対し、西洋画は三百五十余件に止まっていた、とされる^{*1}。中国画創作に従事する人々には、従来からあった手習いの実際的助けとなる入門図譜とは別に、中国画の流れの概略を知るための歴史叙述の登場が切望されていたはずである。

薛永年の論文、「黄賓虹與近代美術史学」^{*2}によれば、表1に示す通り20年代から40年代にかけて、

表 1

	発行年	著者	書名(発行所)
1	1925	陳師曾	『中国絵画史』(済南翰墨縁美術院)
2	1925	黄賓虹	『古画微』(商務印書館)
3	1926	潘天寿	『中国絵画史』(商務印書館)
4	1929	滕 古	『中国美術小史』(商務印書館)
5	1929	鄭 昶	『中国画学全史』(中華書局)
6	1931	傅抱石	『中国絵画史変遷史綱』(南京書店)
7	1933	蘇亨吉	『中国絵画史』(天津百城書局)
8	1934	秦仲文	『中国絵画史』(立達図書公司)
9	1934	王鈞初	『中国絵画学史』(文心書業出版社)
10	1935	鄭 昶	『中国美術的演變』(中華書局)
11	1937	俞劍華	『中国絵画史』(商務印書館)
12	1941	馮貫一	『中国芸術史各論』(南京中日文化協会)
13	1942	胡 蛮	『中国美術史』(延安新華書店)
14	1946	劉思訓	『中国美術發達史』(商務印書館)

*1 水天中 編著『20世紀中国美術紀年』(2012年、北京、人民出版社)による。

*2 中国藝術院美術研究所編『黄賓虹研究文集』(2008年、杭州、浙江人民美術出版社)127~137頁。

専ら各種学術教科書を広く取り扱う出版社である上海・商務印書館が主となって、陸続と中国絵画史と題する著書が世に出ていた。中国絵画史の出版が、このように盛んに行われた背景について、鄭昶著『中国画学全史』はその自序で、張彦遠『歷代名画記』以来の画論や題画記など古来の龐大な資料の蓄積を指摘した上で、次のように述べている。

「然るに群籍を綜觀するに、其の体例を別ち、^{わか}言う所と録する所、或いは一地一時に局られ、^{かき}或いは一人一事に限られ、或いは一門一法に偏り、或いは諸家の姓名里居を匯登して、其の時代關係を顧みず。或いは各々の時の学説著作を雜録し、其の宗派源流に詳らかならず。名著多しと雖も、要は各おの其の局部の作用と価値有るのみ。衆説を集め、群言を羅し、冶融搏結して、時代の次序に依り、藝術の進程に遵い、科学方法を用いて、其の宗派源流の分合と、政教消長の關係とを將つて、系統有り組織有る叙述の學術史たることを求めんと欲すれども、絶えて得べからず。（然綜觀群籍、別其体例、所言所録、或局于一地一時、或限一人一事、或偏于一門一法、或匯登諸家姓名里居、而不顧其時代關係；或雜録各時之学説著作、而不詳其宗派源流；名著雖多、要各有其局部之作用與價值；欲求集衆説、羅群言、冶融搏結、依時代之次序、遵藝術之進程、用科学方法、將其宗派源流之分合、與政教消長之關係、為有系統有組織的叙述之學術史、絶不可得）*3」しかしながら、ここで鄭が求める、古来の言説を融合した上で、歴史と藝術史に則った、系統が有り仕上げられた絵画史叙述とは、いったいどうすれば実現できるのだろうか。

これよりも早く、1926年に出版された『中国絵画史』の編纂経過について、著者の潘天寿は、出版後十年に記したまえがきで、ほぼこう述べている。民国十二年（1923）春、上海美術学校で中国

画担当教師であった時、中国画變遷史の講義を担当せざるを得なくなったが、先行研究で系統を有するものは、^{さび}寥しきこと晨星の如くであったため、やむなく謝赫『古画品録』をはじめとする古代画論から、清代の『佩文齋書画譜』、『支那絵画史』に至る諸文献を参照して、この書を編纂して、職務にあたることとした、と。*4『古画品録』から始められる画学文献のリストの末尾に記される『支那絵画史』とは、いったいどのような書なのか、潘自身は詳しく記さない。先に引いた鄭昶『中国画学全史』自序の方には、上引のくだりに続けてさらにこうある。「近世東西の学者、中国画を研究するに殊に熱心毅力を具え、中国画に対する學術上の論説、或いは雜誌報章に散見し、或いは專書と成爲し、実に国人に較べて勤と爲す、而して日本人の藤岡作太郎の『近世絵画史』、^マ中村西厓の『文人画之研究』など、言う所皆な極めて条理根柢有り、中村不折・小鹿青雲の合著たる『支那絵画史』、早に大正二年に出版さる、其の内容如何は、且く論ぜざるも、また日本人の先覚を見るに足りて、吾人の因循にして落後するを深く愧ず。（近世東西学者、研究中国画殊具熱心毅力、对于中国画學術上之論説、或散見于雜誌報章、或成爲專書、實較国人为勤。而日本人藤岡作太郎之『近世絵画史』、^マ中村西厓之『文人画之研究』等、所言皆極有条理根柢、中村不折、小鹿青雲合著之『支那絵画史』、早于大正二年出版、其内容如何、且勿論；亦足見日本人之先覚、而深愧吾人之因循而落後。）」潘天寿が記した『支那絵画史』も、ここに鄭がいう中村不折・小鹿青雲共著『支那絵画史』のことである。

日本で「日本美術史」「西洋美術史」「東洋美術史」が歴史認識体系として論じられるようになったのは、明治23年（1890）から始められた岡倉天心の東京美術学校での講義が最初だった。天心と彼が影響を受けたフェノロサの日本美術史論は、

*3 鄭昶『中国画学全史』「自序」。もと1929年、中華書局。今、2010年、長沙、岳麓書社、民国學術文化名著叢書第三輯所収、2頁。

*4 潘天寿『中国絵画史』「弁言」、「民国二十四年十二月二十九日、寿草於西子湖聽天閣」との紀年あり。2016年、上海書画出版社本による。

文明論的な世界観に立ち西洋美術に対置すべきものとして、日本及び東洋の美術史を構築しようとするものであったとされる*⁵。天心の後を継いで、東京美術学校の教授として日本東洋美術を講じた大村西崖が著した『支那絵画小史』（明治43年、1910年、東京・審美書院）は、まさしくフェノロサや天心が展開した文明論の一環としての美術史という考えに依拠して構想された中国絵画史であると見ることができる。その書のまえがきに、「支那畫人傳の書は甚だ豊富なり。然れども歴代畫風變遷の蹟を通敘して、能く文化史の體を得たるものあるを見ず」と大村が述べるのは、文化史の一部を構成するものとして絵画史を位置付けようとする意図を表明するものであるし、異民族王朝が文化芸術においては同化せざるを得なかったことを、「文化、藝術に至りては、宋風元に及び、明風清を覆ひて、各々一途の發展を続け、胡滿卻りてこれに同化せしこと、猶羅甸の希臘に於けるが如し、禹域人種の勢力、豈亦偉ならずや」と述べる箇所にも絵画そもそのあり方を離れ、文明論的な認識を説こうとする姿勢が明白である*⁶。

この大村の絵画小史を踏まえつつ著作された中村不折と小鹿青雲の『支那絵画史』もまた、そうした20世紀初頭の日本において顕著であった文明論的視点に立って、中国絵画の通史を構築しようとする試みであったようだ。そうした視点に基づいていることは、その緒論が「支那文明發展の起源は、殆ど埃及、カルデア、スシアナの文明と同時代にして、此等の古代文明は、そが特有の文化を後代の国民に遺して、早く既に地平線下に消え去りたるも、支那は獨り四千載の長年月を閲して、

其美術、倫理を大成し、又其特種なる文字を形成して、今日に到りたる光榮を有せり」と書き起こされていることから窺うことができる*⁷。二人は、先史から漢代を経て六朝までを第一篇上世史、続く唐朝から五代を経て宋元までを第二篇中世史、明朝清朝を第三篇近世史と区分して、時代文化の概要を先ず記した上で、絵画の変遷を叙述していく。彼らの絵画史を参考にした潘天寿『中国絵画史』は、さすがに中国文明の世界的位置に触れることはなく、先史時代を第一編古代史として絵画の実用化期、漢代から隋朝までの第二編上世史の礼教化期、唐代から宋元代までを第三編中世史として宗教化期、明清代を第四編近世史の文学化期として四区分し、中国文明内部の叙述に終始して構成されている。しかしながら、緒論に「吾が国四五千年來、思潮の起落、政局の更易、變化多端にして、其の間直接間接に絵画に影響し、各々其の同じからざる狀況を呈せしこと、直に形影の相い隨うが如し。（吾国四五千年來、思潮之起落、政局之更易、變化多端、其間直接間接影響于絵画、而各呈其不同狀況者、直如形影之相隨。）」と記す通り、文明史の一翼をなす絵画の変遷を説こうとする点では、中村ら著『支那絵画史』の美術史観と同一と見ることができる。

さらにまた、大村西崖と直接の交流を持った陳師曾、彼の没後に編集公刊された『中国絵画史』の構成内容も、宋代以降の文人山水画の変遷に焦点が絞られているとはいえ、やはり文明史的観点が顕著だ。時代区分ごとに多く文化概説が冒頭に記されるが、「唐朝三百年間、文運隆盛にして、社会の風尚これがために一變し、絵画因りて以て轉移す。蓋し絵画と文藝には相連なる關係有り、皆な国民思想の反映たるべし。（唐朝三百年間、文運隆盛、社会之風尚為之一變、而絵画因以轉移。蓋し絵画與文藝有相連之關係、皆為國民思想之反映。）」（第二編第一章「唐朝之絵画」第一節「唐

*⁵ 佐藤道信『明治国家と近代美術』（1999年、東京、吉川弘文館）第1部「近代美術の政治学」第四章「美術史学の成立と展開」第二節「東洋美術史—世界観の再編と歴史観の再編」では、フェノロサと天心の「美術史論は多分に文明論的な視点から、「西洋美術史」に対する「日本東洋美術史」を構築しようとした傾向が強い。「日本美術史」は、そうした文明論的な世界観を背景に、国家主義を理念的支柱として構築されたのだった」とする見方が述べられている。

*⁶ 大村西崖『支那繪畫小史』（1910年、東京、審美書院）。国立国会図書館デジタルコレクションによる。

*⁷ 中村不折・小鹿青雲『支那繪畫史』（1913年、東京、玄黄社）。国立国会図書館デジタルコレクションによる。「緒論」1頁。

朝文化概論』という叙述に典型的に現れているように、国民文化の発露の一端として絵画史が捉えられている*8。

以上述べてきたように、草創期の『中国絵画史』は、その構想に当たって同時代日本で先行して著作された『支那絵画史』を踏まえ、その文明論的歴史観を移植した上で構想された。こうした状況下において、黄賓虹の中国絵画通史を評価しようとする時、それが絵画史ではなく『古画微』と題されているのが先ず奇異に見える。こうしたタイトルが選択されたのには、どのような意図が込められていたのだろうか。次にその問題について、「因と創」という観点に依拠しつつ、答えを探ってみようと思う。

Ⅱ 黄賓虹『古画微』のねらい

黄賓虹『古画微』は、1925年に上海商務印書館から小説世界叢刊の一冊として刊行された、小冊の中国絵画通史である。この書は、30年代に改めて国学小叢書の一として重刊されたほか、40年代後半に黄賓虹が北京藝術專科學校の教授に就任していた時には、彼の中国画理論講義のための教本としても使用され、修訂が加えられた。その後さらに49年、86歳の時、黄は始めてこの書に自序を加えている。すなわちこの中国絵画通史は、水墨画の実作に取り組み続けただけでなく、雑誌や関連図書の編集者、また美術学校教師として生きた黄賓虹の長いキャリアに大きく関わり続けた彼の絵画創作理論書と位置付けることができるものでもある。

この書の目次は、表2に示す通り、前書きに当たる総論と後書きの結論の二章を含む全二十五章からなる*9。小説世界叢刊や国学小叢書に収められたものとしては、その内容だけでなく、文言文

によるその叙述スタイルも、20年代後半の時代状況からすれば、かなり保守的な内容の書と受け取られたのではないだろうか。先史時代の絵画に関連する伝説的内容が述べられる第1節をのぞけば、第2節以下の章の多くは、文人山水画の発生と展開をたどることに費やされている。さらに、第16節の清初金陵八家以降の諸節は、画家の姓名と画業の概要を述べる旧来の画人伝にほぼ類似した叙述に終わっているだけに、一層文人画家伝の様相を濃くする。

表2 黄賓虹『古画微』の目次

総論	
1	上古三代図画実物之形
2	両漢図画難蹟之形
3	両晉六朝創始山水画以神爲重
4	唐呉道子画以氣勝
5	王維画由氣生韻
6	五代北宋之尚法
7	南宋士夫與院画之分
8	元人写意之画倡于蘇米
9	元季四家之逸品
10	明画繁簡之筆
11	明季節義名公之画
12	清初四王呉惲之摹古
13	三高僧之逸筆
14	隱逸高人之画
15	搢紳巨公之画
16	金陵八家之書画
17	江浙諸省之画
18	太倉虞山画学之伝人
19	揚州八怪之変体
20	金石家之画
21	湯戴繼響四王之画
22	滬上名流之画
23	閩媛女史之画
	結論

この書の叙述では「微」字は、かなり頻繁に使用される文字の一つに数えられる。中でも書名の

*8 陳師曾『中国絵画史』。朱良志・鄧鋒主編『陳師曾全集 詩文卷』（2016年、南昌、江西美術出版社）所収のテキストによる、22頁。

*9 『黄賓虹文集』（1999年、上海書画出版社）書画編「上」、196～238頁。以下、黄賓虹の文章の引用は、この『黄賓虹文集』によることとし、それぞれ原文と所収編名とページを附記する。

命名との関わりで注目されるのは、前書きの「総論」と後書きの「結論」に見えるつぎのようなくだりである。

「画の創造，古人の経過きたる路，学ぶ者，まさに以て之を采択すること有るを知るべく，其の精神を研究するに務め、徒に其の面貌を師法とせず，以て自ら家を成すには，内心の微妙有るを要す。（畫之創造，古人経過之路，學者當知有以采擇之，務研究其精神，不徒師法其面貌，以自成家，要有内心之微妙。）」（総論，書画編（上）198頁）

「蓋し古人を師とするは，必ず古人の精神を師とし，古人の面貌には在らず。面貌に章法格局有るは，人の知り易く能くし易き所なり。精神は用筆用墨の微に在り，好学深思に非ざれば心に其の意を知る能わず。（蓋師古人，必師古人之精神，不在古人之面貌。面貌有章法格局，人所易知易能。精神在用筆用墨之微，非好学深思不能心知其意。）」（結論，同上238頁）

全書の前後において，呼応するべく配置されたくだりに見えるこの「微妙」と「用筆用墨の微」という二つのことばは，この書で黄賓虹が説き明かそうと勉めた事柄を，最もよく暗示することばであるように思われる。文明論的観点に立って絵画の変遷を述べようとした日本発の絵画史の影響を受けた類書との違いは，ここにいう表現手法上の微妙な創造，言い換えれば，絵画における「変」に着目することによって実現され得たと考えられるのである。実のところ黄賓虹のこうした発想は，その多くを明末の書画家として絶大な名声を得た董其昌（1555-1636）の言説にその多くを負っている。総論に見える「董玄宰謂えるらく万卷の書を読み，万里の路を行きて，方めてまさに画を作すべし，と。誠なるかな。聞見広からざるべからず，雅俗分かつたるべからず。（董玄宰謂讀萬卷書，行萬里路，方合作畫。誠哉！聞見不可不廣，而雅俗不可不分也。）」や結論中の「学ぶ者の今人を師とするは，古人を師とするに若ず，古人を師とす

るは，造化を師とするに若ず。（學者師今人，不若師古人；師古人，不若師造化。）」といった格言は，董其昌のことばをそのまま継承するものだ。かつそれだけに止まらず，第12節「清初四王呉憚の摹古」や第13節「三高僧の逸筆」など，董其昌以後の時代に黄独自の見解が記されるのは当然とはいえ，第5節「王維の画気由りて韻を生む」から第10節「明画繁簡の筆」までの文人画の成立とその展開を述べるこの書の主要な部分は，董其昌が「文人の画は，王右丞自り始む。其の後，董源・巨然・李成・范寛を嫡子と為す。李龍眠・王晉卿・米南宮及び虎兒は，皆な董巨従り得来る。直ちに元四大家，黄子久・王叔明・倪元鎮・呉仲圭に至り，皆な其の正伝たり。吾が朝の文沈は則ち又た遠く衣鉢を接す。馬夏及び李唐・劉松年の若きは，又た是れ大李將軍の派にして，吾が曹の当に学ぶべきに非ざるなり。（文人之畫，自王右丞始。其後，董源・巨然・李成・范寛為嫡子。李龍眠・王晉卿・米南宮及虎兒，皆從董巨得來。直至元四大家，黄子久・王叔明・倪元鎮・呉仲圭，皆其正傳。吾朝文沈，則又遠接衣鉢。若馬夏及李唐・劉松年，又是大李將軍派，非吾曹當學也。）」（『容臺別集』卷之四「畫旨」，また『畫禪室隨筆』卷二^{*10}）と記される，周知の文人画の系譜に基本的に準拠している。董其昌が示した文人画系譜から離れ，清代の画派の様相を扱う第15節以降の叙述が，画論としての深度を得ていないのも，董其昌の考えを拠り所とし得なかったのがその原因かもしれない。

黄賓虹が董其昌の言説を丁寧な祖述するのは，中国の国学派が掲げる文化保存主義に賛同する立場に彼があったからにはほかならない。1905年1月，四十二歳の時，黄節，劉師培，鄧實らとともに上海で国学保存会の立ち上げに加わり^{*11}，三年後の1908年には，同会が刊行する機関誌『国粹学報』

^{*10} 『容臺別集』のテキストは内閣文庫所蔵明崇禎三年刊本による。『畫禪室隨筆』は，屠友祥の校注本（2005年，南京，江蘇教育出版社）による。

^{*11} 鄭師渠『晚清国粹派—文化思想研究』（1993年，北京師範大学出版社）によれば，1905年の国学保存会結成時の会員の中で黄賓虹が最も年長の40歳で，黄節32歳，鄧實29歳，劉師培21歳などを上回っていた。14頁。

美術篇に第45,46,48期の三期にわたって、自身の画論となる処女作「濱虹論画」を連載していた。この著作では、画源、派別、法古、院体、重品、尚文の全6節からなる主題別の叙述がなされているが、その派別には、董其昌が主張した南北両画派の系譜がそのまま織り込まれている。

雑誌編集に携わりつつ、画家にしてかつ美術評論家としてのキャリアを重ねながら、黄賓虹は上海で刊行される雑誌に活発に寄稿していくことになる。『黄賓虹文集』に収録された文献からは、『古画微』公刊に至るまでの過程で少なくとも二度、中国絵画通史に相当する著述を試みていることが知られる。

一つは1912年から13年にかけて、高劍父、奇峰兄弟たちが刊行していた『真相畫報』に、「上古三代図画の本源を論ず」と題する文章を初回として十数回にわたって連載したもの（書画編（上）49頁以下）、もう一つは、1923年から『古画微』刊行と同年の25年に至るまでに『民国日報』『国学週刊』に連載された「中国画史馨香録」（書画編（上）146頁以下）である。

仔細に見てみると、この連載された文章と『古画微』の三者の叙述には、移り変わりがあることが分かる。それは、蘇軾や米芾に関する論述にとりわけ顕著である。『真相畫報』「北宋画学の盛んなるを論ず」では、「徳と藝とを兼ね備え、声施すこと彪炳たる、蘇子瞻、米元章、文與可、朱晦庵諸公の如き有り、猶お或いは道德政事の余に於いて、翰墨を揮灑し、旁ら絵画に及ぶ、即ち槎枒竹石は、筆を下ろすこと寥寥、矜慎して伝えざれば、愈いよ宝貴するに足れり（有徳藝兼備、聲施彪炳、如蘇子瞻、米元章、文與可、朱晦庵諸公、猶或於道德政事之餘、揮灑翰墨、旁及繪畫、即槎枒竹石、下筆寥寥、矜慎不傳、愈足寶貴）」と、朱熹をも包含した宋代の諸家として一括して述べられるに止まるが、十年後の「中国画史馨香録」では、蘇軾と米芾についてそれぞれ個別に論評を加え、蘇軾については「東坡の画、能く常形の外に於いて、其の理を研究す、固より学ばざる者の

比擬すべき所に非ず（東坡之畫、能於常形之外、研究其理、固非不學者所可比擬矣）」（179頁）と評し、米芾についても「米元章の山水は、其の源は董源より出で、天真發露し、怪怪奇奇、枯木松石、時に其の新意を出だせり。（米元章山水、其源出於董源、天真發露、怪怪奇奇、枯木松石、時出其新意。）」（180頁）という一文から始めて、「虚を用い実を用いて、各々同じからざる有り、行いに己の法を以てす、此れを善変と為す（用虚用實、各有不同、行以己法、此爲善變）」（181頁）と手厚い記述が続き、米芾が試みた技法上の大胆な変革にも肯定的評価を下すようになっている。

『古画微』になると、蘇米の中国絵画史における変革者としての位置づけが、より一層明確にされている。第8節「元人写意の画は蘇米より倡う」では、元代の高克恭や趙孟頫から元末四家の画業を導いた創作者として蘇米を位置づける。とりわけ米芾については、「人其の画を能く古を以て今と為し、薰染に妙なりと称す。画く所の山水、其の源は董源より出ず。枯木松石、時に新意有り。また王洽の潑墨を用い、参えるに破墨・積墨・焦墨を以てす、故に融厚にして味有り。宋の画家、俱な実處に氣を取れり、惟だ米元章のみ虚中に氣を取る。然して虚中の実、節節に呼吸有り、照応有り（人稱其畫能以古爲今、妙於薰染。所畫山水、其源出於董源。枯木松石、時有新意。又用王洽潑墨、參以破墨、積墨、焦墨、故融厚有味。宋之畫家、俱於實處取氣、惟米元章於虚中取氣。然虚中之實、節節有呼吸、有照應）」（213頁）とその革新的画業が称えられる。

さらにまた、元末四家の画業を顕彰した董其昌について叙述する第10節「明画繁簡の筆」においても、「故に思翁の画は、北苑に臨する者を以て勝れると為す。間かに大米に^{ひそ}仿い、『米元章の作画、一に画家の謬習を正せり。其の自らの位置を高くするを觀、一点の呉生の習氣無しと謂えり。また王維の蹟は、殆ど刻画の如く、真に一笑すべしと云う』とあり。蓋し元章の董北苑を学ぶや、初めより其の法を変ず、思翁、董巨二米を兼ねてまた

これを変ぜんと欲す。『古人を学びて変ずる能わざれば、便ち是れ籬堵間の物なり、之を去ること転た遠きは、乃ち絶だ似たる故に由るのみ』（故思翁之畫，以臨北苑者爲勝。間仿大米，稱米元章作畫，一正畫家謬習。觀其高自位置，謂無一點吳生習氣。又云王維之蹟，殆如刻畫，真可一笑。蓋元章學董北苑，初變其法，思翁欲兼董，巨，二米而又變之。至謂學古人不能變，便是籬堵間物，去之轉遠，乃由絶似故耳）」(221頁)と、董其昌「画旨」中の言葉を織り込みながら、再び米芾がもたらした「変」の意義が強調される。

このように文人画の系譜において、蘇米の果たした役割を重視すること、先行者を学びの対象として重んじつつも先行者の達成を超克していくことの重要性を説くこと、こうしたことを強調する黄賓虹の言説は、どちらもともに董其昌が先行して示していたものに準拠している。

董其昌の断章の一つ、「詩は少陵に至り、書は魯公に至り、画は二米に至りて、古今の変、天下の能事畢れり。独り高彦敬は衆長を兼ね有つ。法度の中より新意を出し、妙理を豪放の外に寄す、所謂刃を遊ばず地を余し、斤を運びて風を成す、古今に一人なるのみ（詩至少陵，書至魯公，畫至二米，古今之變，天下之能事畢矣。獨高彦敬，兼有衆長。出新意於法度之中，寄妙理於豪放之外，所謂游刃餘地，運斤成風，古今一人而已）」(「画旨」)は、蘇軾の有名な題跋「呉道子の画の後に書す」（『東坡集』卷二十三）の文章をほとんどそのままに引用しつつ、かつ蘇軾の文中にあった韓愈の文を省くとともに、呉道子の画を二米に置換し、元初の画家の高克恭を加えたものに過ぎないが、董其昌はこうした言説を遺すことを通じて、蘇軾が提起した評価に基本的に追従しながらも呉道子を上回る米芾・米友仁父子が果たした役割を訴えようとした。この改変の意義は重大だ。董其昌は蘇米が文人画系譜上に占める意義を顕彰したが、黄賓虹はその董其昌の考えをしっかりと継承していたわけである。また、董其昌が文人画の創成にあたって五代の董源の存在を非常に重視したこと

もよく知られる。学びつつ同時に変革し超克していくことの重要性について「巨然の北苑を学び、黄子久の北苑を学び、倪迂の北苑を学ぶや、一の北苑なるのみ、而るに各おの相い似ず。他人之を為さば、臨本と同じく、いかんぞ能く世に伝わらんや」（「画旨」。『画禅室随筆』『画訣』にも同文が見える）とあるし、「古人を学びて変ずる能わざれば、便ち是れ籬堵間の物なり」と書いたのも、また董其昌であった。黄賓虹はその考え方にも従っているわけだ。

こうして見てくると、黄賓虹『古画微』は董其昌が提起した文人画の系譜に準拠することによって、日本で先行して構築されていた東洋美術史の文明論的枠組に頼ることを避けようと試みていることが分かる。薛永年が指摘したように^{*12}、黄賓虹『古画微』は、中国絵画内部の歴史的展開、すなわち絵画の「変」に基づいて歴史的叙述を構成することを試みた中国近代最初の中国絵画通史であった。

それではその「変」は、どのような過程を経て生起するものと考えられたのだろうか。「変」の具体的位相を黄賓虹はどのように叙述しようとしたか、つぎにそれを検討することにしよう。

Ⅲ 継承と創造

1914年、親友・陳樹人の著作『新画法』の前書きの冒頭、黄賓虹は「古今の学ぶ者、因るに善みなるを貴び、また変ずるに善みなるを貴ぶを事とす（古今學者，事貴善因，亦貴善變）」(書画編(上)88頁)と記した。「因」すなわち継承と「変」すなわち変革の両立こそ、創作者のあるべき姿だと訴える。そのことはやはりまた董其昌が杜甫の詩、顔真卿の書、米芾の画の達成を、「新意を法度の中より出だした」と称揚していた見方に由来するものではある。だが黄賓虹は、以下に見るように、「法度」、すなわち既成の規範に寄りかかり過ぎ

*12 前掲の薛永年「黄賓虹與近代美術史学」では、「黄賓虹的《古画微》，却是近代中国第一部在叙述發展過程中不受外来影響而自行撰述的中国絵画通史」と述べる。

ることはもちろん、「新意」だけをいたずらに主張することもまた貶める。

「独創」は、今日の芸術観では、ほとんどの場合肯定的な文脈で用いられる概念であろう。黄賓虹は1919年56歳の時、上海の新聞『時報』の「美術週刊」に、同時代美術の概説「新画訓」を連載した^{*13}。そこには、以下のような言述が見られる。

「彼（マネ）の言に曰く、所謂画なる者は、必ず独創の精神有るを貴ぶ、と。また曰く、他人妙なりと雖も、必ずしも之を学ばず、人各おの其の本色有ればなり、と。」（彼（馬尼）之言曰：所謂畫者、必貴有獨創之精神。又曰：他人雖妙、不必學之、人各有其本色也。第四章「絵画変遷」）

「画は独創を貴ぶ、方に能く尋常の窠臼を脱去して、自己の精神を顕出す。所謂独創とは、全く臆造に憑り漫に師法無かるべきものに非ざるなり。宇内の才氣に乏しからず夭矯たる人、先民の矩矱を捨て、自ら其の聰明なることに恃む能わず。故に必ず他人の門牆に由りて堂に升起、室に入り、しかる後、青は藍より出、氷は水より寒く、乃ち其の独創たるを見る。」（畫貴獨創、方能脱去尋常窠臼、顯出自己之精神。所謂獨創、非可全憑臆造與漫無師法無也。宇内不乏才氣夭矯之人、不能捨先民之矩矱、而自恃其聰明。故必由他人之門、而升堂、而入室、而後青出於藍、冰寒於水、乃見其爲獨創。第五章「絵画要旨」）

ここに記される独創とは、「絵画要旨」に説かれる通り、単に「独自の創造」を含意するだけのものではなく、過去の蓄積を消化吸収した上で藍より出でたる青のごとくあるべきだ、とするところに要点がある。

黄賓虹以前の画論においては「独創」という語

^{*13} この文章には署名がない。だが『黄賓虹文集』「訳述編」に附せられた編者の按語に、「本文自1918年8月26日起連載於《時報》之《美術週刊》逐譯欄、未署名。按該週刊除近10篇來稿署名外、有數百篇之多概未署名、其中有半數文章爲黃氏採入《籀廬畫談》、《虹廬筆乘》、是知未署名者均爲黃氏手筆。此文未見黃氏自述所及、然細按其辭意與黃氏同出一轍」とある。この見方にひとまず従う。

が用いられることは稀だった。董其昌『画禅室随筆』には「或るひと曰く、須く自ら一家を成すべし、と。此れ殊に然らず。柳の如きは則ち趙千里、松は則ち馬和之、枯樹は則ち李成、此れ千古不易、復たこれを変ずと雖も、本源を離れず、豈に古法を捨てて独り創る者有らんや（或曰、須自成一家、此殊不然。如柳則趙千里、松則馬和之、枯樹則李成、此千古不易、雖復變之、不離本源、豈有舍古法而獨創者乎。）」（卷二、画訣）という一条が見えるけれども、これも独創を否定する文脈での用例である。19世紀の画論の中には、「種種に景を見て情を生み、千變万化す、此くの如きは皆な画才なり。僅かに臨本に倚傍するに恃みて、一旦本無くんば、茫として主見無く、一筆も敢て妄りに下さざるは、此れ但だ才無なきのみならず、更に画学に乏しきがためなり、必ず須く造化は手に在り、心は無窮を運び、一家を独創す、斯れ上品と爲す（種種見景生情、千變万化、如此皆畫才也。僅恃臨本倚傍、一旦無本、茫無主見、一筆不敢妄下、此不但無才、更乏畫學也、必須造化在手、心運無窮、獨創一家、斯爲上品。）」^{*14}というように、独創の価値を手放しで称える見解も見られるが、それはこの蒙古人である松年の出自の特異性に起因しているかに見えるし、またこの画論の伝存状況から見て^{*15}、この種の言説が世に広く受け入れられたようには思われない。

独創という語の伝統的画論におけるこのような用いられ方からすると、黄賓虹が中国絵画通史『古画微』著作とほぼ同時期『民国日報』『国学週刊』に連載執筆した「中国画史馨香録」に、『南齊書』及び『歴代名画記』に基づいて宗炳の孫の測が廬山に隠棲した後、衝立に阮籍が孫登に出会う場面を書いて起き伏ししていたことを、「琴の声を以て、

^{*14} 松年（蒙古鑲紅旗人）『頤園論畫』（光緒23年1897年序）于安瀾編『畫論叢刊』所収本。

^{*15} 于安瀾編著『画論叢刊』所収の『頤園論畫』には、民国十四年、1925年に附せられた俞劍華の跋文があり、その後半部に「此書本爲先生画壇主盟時隨筆所録、平正通達、不囿于古、不泥于今、專家研求、初学入門、無不適合。前曾刊于某報、惜未窺全豹。十有四年春、于畫友關松坪處得原本、欣喜若狂、遂急印百本、分贈同好、並志梗概如此」とこの書を獲得、増印した経緯が述べられている。

画の趣きに合せ、心目交ごも怡しむ、斯れを独創と為す（以琴之聲，合畫之趣，心目交怡，斯爲獨創）」（「晉代六朝大家」）と記し、また陸探微が画のみならず書にも通じていたことを「書と画は源を同じくす。能く書法を以て画法に通じ、古来独創する所と為す者に、則ち陸探微あり（書畫画源。能以書法通於畫法，爲古來所獨創者，則有陸探微）」（「六朝隋唐大家」）というように、独創の語を用いているのは注目すべきである。けれども『古画微』には、宗測への言及は無く、陸探微の名が顧愷之と並んで記されるものの、独創の使用は慎重に控えられてはいる。しかし『古画微』では使用が控えられていたにもかかわらず、後年の講義ノートや題画跋には独創の語が見える。「北宋の米芾は文章を能くし、書法に精しく、其の画能く院体の俗気を脱し尽くして自り、雅格を独創す（自北宋米芾能文章，精書法，其畫能脱盡院體俗氣，獨創雅格）」（1937～40「講学集録」第五講 墨法続前，書画編（下）75頁）とあり、また晩年の46年制作の山水図にも、「董思翁は董巨二米は一家の法を為すと謂い、南宮は一点の荆関の俗気無しと自称し、雅格を独創す（董思翁謂董，巨，二米爲一家法，南宮自稱無一點荆，関俗氣，獨創雅格）」（『内美静中參』2015，浙江人民美術出版社，85頁。また題跋編52頁）と記される。このほか講義ノートには、また「画は能く各大家を融合し、自ら新格を創るを以て上と為す、名画なる者を摸して貌似るは之に次ぎ、専ら今人を師として古人を師とすること能わざる者更に之に次ぐ（畫以能融合各大家自創新格爲上，摹名畫者而貌似次之，專師今人不能師古人者更次之）」（「講学集録」第九講 章法続前，書画編（下）81頁）とも述べるから、黄賓虹が晩年になっても、依然として独創という考え方に心引かれていた様子を推測することができるのである。

だが独創とは、文字の上からは「^{ひと}独^{つく}り創る」ことを第一に意味する。この語の使用が絵画通史たる『古画微』で忌避されたのは、それが「師心」、すなわち独善的な創作と同じ意味に解されること

を恐れたためであろうと考えられる。『古画微』刊行よりも後の著作においても、「吳小仙，郭清狂，蔣三松，張平山の一流，意を恣にして塗抹し，放誕に過ぎたり，心を師として自ら用い，墨法尽く廃さる（吳小僊，郭清狂，蔣三松，張平山一流，恣意塗抹，過於放誕，師心自用，而墨盡廢）」（1944年，「画学臆談・墨法」書画編（下）373頁）とか、「今，心を師として自ら用いるを以てして，理法を求むるを先と為さざるは，以て画を言うべからず（今以師心自用，不求理法爲先，不可以言畫）」（「梁元帝松石格詮解」書画編（下）412頁）といった言説が見られる。この「師心自用」という句は、古来蓄積されてきた「書道的筆法」を遵守しようとしなない態度に対する非難を含意する。かつて明末の高濂や何良俊は、明初浙派の呉偉，郭詡，蔣嵩らを指して狂態邪学派と呼んだが^{*16}，呉偉たちは黄賓虹『古画微』でも、「然るに戴璫，呉偉の倫は，筆墨粗獷，漸く南宋の馬夏の諸法より離る（然戴璫，呉偉之倫，筆墨粗獷，漸離南宋馬夏諸法）」と，筆墨の法を心得ぬ野狐禅と貶められていたものである。次章で見るように，黄賓虹は晩年ますます絵画における用筆用墨を重視していくことになるが，狂態邪学派への非難は終生揺らぐことはなかったようである。

それでは，このように微妙なとらえ方をせざるを得なかった独創とは，いったいどう説き述べれば，肯定的な意義を主張できるのであるか。黄賓虹晩年の1949年に『民報』に発表された論文「中国絵画は筆墨を貴ぶ—中国絵画から文人画に説き及ぶ」（書画編（下）462頁）には、「神似とは固より規矩の中に求むるを以て，規矩を超えんとする者なり（神似固以求於規矩之中，而超乎規矩者也）」という文が記されている。中国画家が到達すべき究極の境地は，法則を継承しつつ新たな創造を生み出す変革の内にあるというのである。

*16 嶋田英誠「蔣嵩の山水画について」（1979年、『東洋文化研究所紀要』第78冊）は、「高濂，何良俊等の「狂態邪学」派非難の少なくとも一要因は，彼らが書道的筆法を守らなかったことにあるのではないかと推測することは十分に可能」と述べる。39頁。

独創は「変」の実際的過程から生み出されるものである、というのである。彼が後年になってとり着いた観点から『古画微』を振り返って見ると、そこにもすでに「変」、すなわち新たな変革をもたらした事象を黄賓虹が選んで特に叙述に力を込めている箇所があることに気がつく。それは以下の箇所だ。

唐代の項容や王洽のあみ出した潑墨という新たな墨法が、その後の水墨画に新たな展開をもたらしたことを、「項容の筆法枯硬にして、王洽の潑墨淋漓たるに至りては、又た其の筆の如く所を縦いままにし、工巧なるを求めず、新を標し異を領め、変ずるに善みなりと称するに足る（至項容之筆法枯硬、王洽之潑墨淋漓、又其縦所筆如、不求工巧、標新領異、足稱善變）」（第5節「王維の画は氣に由りて韻を生む」と、「善変」という語で肯定的にとらえられている。

宋代における画法の新たな展開についても、特に董源、巨然の用筆の特徴に触れて、「宋人の画、法を尚ばざる事莫し、而かるに尤も法を變ずるを貴べり（宋人之畫、莫不尚法、而尤貴於變法）」（第6節「五代北宋の尚法」）という一文が加えられている。

李唐が南宋の宮廷を代表する画家でありながらも、「李唐、字は晞古、河陽の人、宣靖の間に在りて已に名を著わす。院に入りし後、乃ち尽く前人の学を變ずるもこれを学ぶ（李唐字晞古、河陽人、在宣靖間已著名。入院後、乃盡變前人之學而學焉）」のは、「古えの法を變ずると雖も、古えの法より遠ざからず（雖變古法、而不遠於古法）」という立場を取ったのだと評価する（第7節「南宋の士夫と院画の分」）。

元の画家たちが唐宋の遺産を継承しつつ独自の達成をなしたことを、「元の画は唐を師とするも、唐人の貌を襲わず、兼て北宋の法を師とす。筆墨は相い同じきも、各おの変異有り、好學深思にして、心に其の意を知る者に非ざれば、此に臻ること克わず（元畫師唐、不襲唐人之貌、兼師北宋之

法、筆墨相同、而各有變異、非好學深思、心知其意者、不克臻此）」と断じ、その先導の役割を演じた文同、蘇軾、米芾らの業績が元代の画家達の営みを導いたとし、特に米芾が実現した新しい画法を「人 其の画は能く古を以て今と為し、薰染に妙なるを称う。画く所の山水、其の源は董源に出、枯木松石、時に新意有り。又た王洽の潑墨を用い、参うるに破墨・積墨・焦墨を以てす、故に融厚にして味有り（人稱其畫能以古爲今、妙於薰染。所畫山水、其源出於董源。枯木松石、時有新意。又用王洽潑墨、參以破墨、積墨、焦墨、故融厚有味）」と述べて、新奇にして雅趣ある写意の画の先例を、彼らに示したのだと述べる。（第8節「元人写意の画は蘇米より倡う」）

それに続けて、元末四家として名を残す画家たちについても、「古人作画するに、皆な深意有り、思いを運らし筆を落ろすに、各おの主とする所有らざるは莫し。元の四家多く北宋に師法するも、上は唐法に溯まり、筆墨は相い同じくして、各おの変異有り、其の主意同じからざればなり（古人作畫、皆有深意、運思落筆、莫不各有所主。元四家多師法北宋、上溯唐法、筆墨相同、而各有變異、其主意不同也）」（第9節「元季四家の逸品」）とそれぞれが独自の変異を生み出し得たのだと説き起こす。

「沈周、唐寅、文徵明の輩に至り、遙かに董巨の薪伝に接し、務むるに士氣を以て雅に入り、しかして画法これが為に一変す（至於沈周、唐寅、文徵明輩、遙接董巨薪傳、務以士氣入雅、而畫法爲之一變）」（第10節「明画繁簡の筆」）と、沈周らが明代浙派の停滞状況を大きく転じたのも、はるかに五代水墨画を継承した上での変革に他ならなかったのだ、と述べる。

清代初期、一世を風靡した四王呉惲と一括して呼ばれる六人の画家の中で、最も注目される存在とされた王翬について、「石谷の兼ねて各家を臨し、格局變化して、兩宋名人及び元四家の形体を兼ね具うるは、摸擬者の意に随い法に效うに供すべし（石谷之兼臨各家、格局變化、兼具兩宋名人及元四家之形體、可供摹擬者隨意效法）」と彼

が先行する宋元の文人画家たちの様々な姿を吸収しながら、新たな画法を後続の摸擬者に提供したことを肯定する一方で、多くの者が王翬や王原祁が生み出した画法の摸倣のみに走った結果、画壇に長期間の停滞をもたらしたことを「近二百年來、石谷の画を臨摸するもの、日び其の多きを見ゆ。石谷を師として石谷の師とする所を求めず、此れ清代画学の日びに衰えし由なり（近二百年來、臨摹石谷之畫、日見其多。師石谷而不求石谷之所師、此清代畫学日衰之由也）」「海内の絵事家、石谷の牢籠に入らざれば、即ち麓臺（王原祁の号）の械柙するところと為る（海内繪事家、不入石谷牢籠、即爲麓臺械柙）」などと記すのである（第12節「清初四王吳惲の古を摸せしこと」）。

以上のように、黄賓虹は中国絵画通史を叙述するに当たり、その節目節目となる箇所「変」の意義を強調している。

「変」に準拠することにより構築され得る歴史叙述は、絵画史に先行して詩史の領域では、つとに梁・沈約の宋書謝靈運伝論に「漢より魏に至る、四百余年、辞人才子、文体三変す」ということばで記されていたものであった。それよりはるか後、明末の文人である王世貞（1526-1590）は、彼の画論『藝苑卮言附録』で、「人物は、顧・陸・展・鄭より、以て僧繇・道玄に至り一変するなり。山水は、大小李、一変するなり。荆・關・董・巨また一変するなり。李成・范寛また一変するなり。劉・李・馬・夏また一変するなり。大癡・黄鶴また一変するなり」と、古今の画家の名を挙げながら「変」によって系譜付けを試みていたし、清初の詩論や文論においても、「変」は直前の明代古文辞派の創作論の硬直性を批判するための重要な概念として活用された^{*17}。詩論や画論におけるこうした先例を踏まえるならば、黄賓虹が中国絵画通史『古

^{*17} 清初の傑出した詩論家である葉燮（1627-1703）は、彼の詩論書『原詩』で「変」のあり方に強い関心を注いだ。蔣寅『清代詩学史』第一卷（2012年、北京、中国社会科学出版社）第二章第六節「葉燮詩学の理論品位及詩史観」には、「他終究是放眼于变、因而对创变总是持赞赏的态度」という、340頁。

画微』を著述するに当たり、文明論的枠組みに代わって採用した叙述構造はきわめて伝統的な「変」の考え方に基づいているといえる。絵画の領域において「変」を可能にしたプロセスは、黄によって具体的にはどのように把握されたものだったのか。だが『古画微』では、そのプロセスは十分に解き明かされるに至っているとは言えないように見える。『古画微』の結論に、「古人の画を知らんと要さば、其の精神は用筆用墨の微なるに在り」、「精神は用筆用墨の微なるに在りて、好学深思するに非ざれば心に其の意を知る能わず」と繰り返し訴えられていたことは先に見た通りである。そして実際、黄賓虹はその後三十年の人生をかけて、自身の「好学深思」から多くの実作をのこすと伴に、理論的著述に励んで筆墨の働きとそれが表象すべきものの探求に努めた。そこでつぎに、『古画微』著作以降の彼の足取りを簡単にたどってみることにしたい。

IV 分析と総合

現代中国の美学者・朱良志は論文「黄賓虹の渾厚華滋の説を論ず」において、「変とは、すなわち彼の“濾過”に他ならない」と指摘する^{*18}。その濾過とは、黄賓虹自身の言葉で示すならば「遺貌取神」ということになるだろうか。

晩年、自作の山水画に附された題跋には、「力を竭して古えを追い、貌を遺て神を取り、一家の法を成して、無尽の燈を伝う。其れ韓柳欧王の古文辞に功有ると、多くの差別無し（竭力追古、遺貌取神、成一家法、傳無盡燈、其與韓柳欧王有功古文辞、無多差別）」（「題淺絳山水」題跋編36頁）、「巨然是北苑を師とし、披麻皴を變じて短筆点と為せり、其の精神を取りて其の面貌を襲わず、一家の法を成せり（巨然師北苑、變披麻皴爲短筆點、取其精神而不襲其面貌、成一家法）」（「題山居圖」

^{*18} 「他說：“黄子久師法北苑，汰其繁皴，瘦其形體，巒頂山根，重加累石，橫其平坡，自成一體。”又說：“学古人不能變、盡是籬堵間物。”這個“變”，就是他的“濾過。”朱良志主編『内美静中參』（2015年、浙江人民美術出版社）、11頁。

題跋編71頁）、「書家は古人に肖似して体を変えうる能わざるものを以て書奴と為す、趙吳興の鵲華秋色図を画くや、右丞、北苑二家の法を兼ねるも、唐人の致に其の穢たるを去ること有り、北宋の雄に其の穢たるを去ること有り、法を師として短を舍つ（書家以肖似古人不能變體爲書奴、趙吳興畫鵲華秋色図、兼右丞、北苑二家法、有唐人之致去其穢、有北宋之雄去其穢、師法舍短）」（「題設色山水」1953年の作。題跋編65頁）といった言述が見える。ここに記される「精神を継承して外表を踏襲しない」ことが、すなわち「変」なのである。

実際、黄賓虹は王維に始まり清代四王に至る文人画家たちの山水画を多数臨模することを通じて、「濾過」することに意を注ぎ続けていたようだ。例えば、『黄賓虹山水臨古画譜』（2017年、上海人民美術出版社）に収録された作品群からそれが見て取れる。ここで注意したいのは、古画に臨模したこれらの作品が筆墨のみにより、色彩は加えずに画かれていることである。こうした黄賓虹の筆墨の重視は、『古画微』公刊後に交わりを持った人々が発したことばにも、また彼が門弟への手紙に記したことばからもうかがえる。

1943年、日中戦争下の上海で黄賓虹八十歳を記念し短期間開催された個展「黄賓虹八秩誕辰書画展覧会」の開催に際し、従姉の顧飛の仲介を経て、この頃、急速に黄賓虹への共感を深めていた洋行帰りの評論家・傅雷（1908-1966）は、観覧者向けの小冊 Q&A たる「観画答客問」を作成して一般観覧者に対し黄賓虹絵画の手引きとした。その中で「筆墨なる者は何物なるや」という自問に、傅雷はこう自答している。「筆墨の画に於けるや、これを細胞の生物に於けるに譬う。世間の万象の、物態物情は、胥な筆墨に頼りて以て外に現る。六法に骨法用筆と言ひ、画家の勾勒皴擦を習わざるは莫し、皆な筆墨の謂いなり。筆墨無ければ、即ち画無し。（筆墨之於畫、譬諸細胞之於生物。世間萬象、物態物情、胥頼筆墨以外現。六法言骨法用筆、畫家莫不習勾勒皴擦、皆筆墨之謂也。無筆

墨、即無畫。）」*¹⁹この傅雷のことばからは、黄賓虹作品の範囲を逸脱して中国絵画の普遍的属性として、筆墨の重大性が訴えられているように読める。

また、朱端（1901-1981）字は硯英は、1928年に黄賓虹に入門した女性門弟の一人であるが、黄賓虹は最晩年に至るまで彼女への指導を続けた。多数の書簡を彼女に送り山水画創作に対する信念を伝えている。例えば、1943年頃、北京居住期の書簡では、「年来燕市の古書画、日びに見る所有り、甚だ佳き者有りて、常に目に入るを得、拙筆之に因りて時時変換す。復た悟る、古人の全な内美を重んずるは、祇だ筆墨に法有るに在り、外觀の拙拙なるを顧みず、と（年来燕市古書畫、日有所見、有甚佳者、常得入目、拙筆因之時時變換；復悟古人全重内美、祇在筆墨有法、不顧外觀拙拙）」（書信編22頁）と書き、抗日戦終了後の1947年には「近ごろ古蹟と遊山と、写稿に融会すること一片ならば、自ら面目を立つることを悟り、漸く成就期すべきを覚ゆ。然して全な筆墨の用功を以て要と為す。此の中正の軌、寰宇中に之を認識する者已に人乏しからず、共に之に勉むるが可なり（近悟於古蹟與遊山寫稿融會一片、自立面目、漸覺成就可期。然全以筆墨用功爲要。此中正軌、寰宇中認識之者已不乏盡、共勉之可也）」（書信編30頁）と筆墨使用が中国画制作の要点だとする信念を書き送っている。

こうした友人門弟との間で交わされた筆墨の重要性に対する確信表明に先立って、水墨画における筆墨技法の分析と統合についても検討が進められていた。抗日戦下の国立北京藝術専科学校での講義において、「自来筆墨有り兼ねて章法有る者は、大家なり。筆墨有るも章法に乏しき者は、名家なり。筆墨無くして徒だ章法を求むる者は、庸工なり（自來有筆墨兼有章法者、大家也；有筆墨而乏章法者、名家也；無筆墨而徒求章法者、庸工也）」（「章法論」書画編（下）134頁）とすでに述べら

*¹⁹ 金梅編『傅雷藝術隨筆』（2012年、上海文芸出版社）、150頁。

れていたが、1940年月刊誌に掲載された論説「画談」（書画編（下）158頁）では、「緒論」「用筆之法有五」「用墨之法有七」「章法因靛之大指」と章を分かち「今、画事の優劣を明らかにし、藝林の得失を攷えんと欲（今欲明畫事之優劣，攷藝林之得失）」せんことが試みられている。筆法は平、圓、留、重、変に分析して述べ、墨法は濃墨法、淡墨法、破墨法、潑墨法、漬墨法、焦墨法と宿墨法の七技法について分析し解説する。最後の章法については始めに、「画の章法、重きは筆墨にあり、章法は屢しば改むるも、筆墨は移らず。移らざる者は精神にして屢しば改むる者は面貌なり（畫之章法、重在筆墨；章法屢改、筆墨不移。不移者精神、而屢改者面貌）」と記され、絵画の構図よりもその基となる筆墨こそが重要なのだと説く、ゆえに「画は神似を貴ぶ、貌を求むるには在らず（畫貴神似、不在求貌）」ということばがここにも書き加えられたのである。筆墨尊重の精神は、さらに四年後の1944年6月『華北新報』に連載した記事「画学臆談」でも、改めて用筆、墨法、章法に分けて述べその末尾は、「故に凡そ派別の首創なる者は、皆な独至の詣有り、日久しくして弊生じ、全て其の意を失う。画く者まさに各家各派首創の作風を詳らかにし、其の従りて来る所を卜窺すべし、因る所革むる所、明瞭すべきに庶し。其れ章法に心を留め、重きを筆墨に帰し、游山読書、到る処是れ学なるを要す。之を久しくせば、理法分明、又た必ず古今の名論を多く集めて以て之を参証すれば、一藝に功を成すこと、方に自ら信ずべし。（故凡派別之首創者、皆有獨至之詣、日久弊生、全失其意。畫者應詳各家各派首創之作風、卜窺其所從來、所因所革、庶可明瞭。其要留心章法、歸重筆墨、游山読書、到處是學。久之、理法分明、又必多集古今名論以參證之、成功一藝、方可自信。）」（「章法」、書画編（下）375頁）と筆墨の働きを学ぶことの重要性をもって結ばれている。

もちろん筆墨の技法に分析的に精通することのみが、絵画創作が目指すべき最終の目的と主張されたわけではない。黄賓虹にとって、筆墨技法の

総合を通じて創作者の内面に構築される独自の精神性こそが目指すべきものであった。自作の山水図に附された題跋には、宋元の水墨山水画から継承すべき内的精神性は、「渾厚華滋」ということばで繰り返して表明された。「細なれども繊ならず、粗なれども獷ならざるは、氣筆力に在り、韻墨彩に在ればなり。此れ北宋人の画の渾厚華滋、六法兼ね備われり（細而不繊、粗而不獷、氣在筆力、韻在墨彩。此北宋人畫渾厚華滋、六法兼備）」（「題山水小品」題跋編39頁）、「渾厚華滋、宋元の名蹟ここに力を致さざるは無し、若し明浄を以て工と為さば即ち浅易なるのみ（渾厚華滋、宋元名蹟無不於斯致力、若以明淨爲工即淺易耳）」（「題山水」題跋編37頁）、「山川渾厚、草木華滋、是れ絵画の正宗為り（山川渾厚、草木華滋、是爲繪畫正宗）」（「題山川渾厚図」題跋編56頁）、「筆は蒼く墨は潤い、渾厚華滋なるは、是れ董巨の正伝にして、学ぶ者の矩矱たり（筆蒼墨潤、渾厚華滋、是董巨之正傳、爲学者之矩矱）」（図1、1947年作「翠峰溪橋図」、『黄賓虹精品集』1999年、人民美術出版社、39頁）などがそれである。

「渾厚華滋」ということばは、元末四家の一人である黄公望の作品について「峰巒渾厚、草木華滋」や「川原渾厚、草木華滋」と、黄公望の傑出した墨法を指し示すことばとしてつとに使用されていたもので、字義通りに解せば「深く重厚な氣象に満ち、華やかな活気に溢れる」という意で、黄賓虹は「輕薄促弱」に対立させて用いる句である。ただ黄賓虹は、単に絵画の外面的な印象を指示しているのではなく、更に重い内的な意義、すなわち筆墨が十分に内面化された状態を「渾厚華滋」ということばに込めている。朱良志は「渾厚」とは「渾然たる意義を内に含み、潜在する氣象が内に動く力の形式（一種渾涵内蘊、潜気内轉的力的形式）」、「華滋」とは「穩やかで厚い精神修養と渾然たる筆墨とが表現する境界（虚渾的精神頤養和渾涵の筆墨所呈現的境界）」であると解する（前掲論文、2頁）。つまり「渾厚華滋」は、これもまた黄賓虹が自身の画論でしばしば強調する

図1 「翠峰溪橋図」



概念として知られる「内美」を説き明かすことばなのである。

言うまでもないことながら、「内美」は「外美」に対置される。黄賓虹は日中戦争開戦前夜1937年4月、北京に居を移し、その年から1948年7月に上海に移るまでの北京在住期間、北京藝術專科学学校や故宫古物陳列所国画研究室で教壇に立ち、中国画に関する講義稿を遺している。その講義ノートの一つ、「藝術を説く」は、その半ば余りまで、個人の徳を高めることが技芸を研く基礎となることを説き、それに続けてこう述べる。「藝術は人を感化し、其上なる者は内美を言いて外美を事

とせず。外美の金碧丹青は、徒だ人の驕奢淫佚の思いを啓く、内美は則ち平時に身心を修養して、一毫の私慾も無し（藝術感化人、其上者言内美不事外美。外美之金碧丹青、徒啓人驕奢淫佚之思；内美則平時修養於身心、而無一毫之私慾）」（『説藝術』書画編（下）123頁）。内美は内的精神性に直結するが、外面の華やかさはひたすら人の現実的な情欲を導き出すのみだ、と主張するのである。この内的美質について、傅雷の義姉に当たる顧飛、彼女は28年に上海で兄の顧命布の推薦を介して黄賓虹に入門した古くからの門弟であったが、1943年に開催された黄賓虹書画展に合わせて黄賓虹の論画摘録「論画鱗爪」を作成、その中でも次のような言葉を書き留めている。「古人の名作、重んずるは筆力の強弱の優絀をわかつに在り、外観の美を重んぜずして、内部の充實を重んずるのみ（古人名作、重在筆力之強弱紛優絀、不重外観之美、而重内部之充實而已）」、「古画の宝貴せられて、流伝して今に至るは、董二米を以て正宗と為す、純全たる内美は、是れ作者の品節・学問・胸襟・境遇、包涵するところ甚だ広し（古畫寶貴、流傳至今、以董、二米爲正宗、純全内美、是作者品節、學問、胸襟、境遇、包涵甚廣）」（書畫編（下）365,366頁）。

このような内と外の差異を確信した上で、抗日戦争後に上海に戻った黄賓虹が、8月15日、請われて上海美術茶会で行った講演において、旧時代の画学と新時代の画学との違いを、「君学の重んずるものは外表に在り、人に迎合するに在り。民学の重んずるものは精神に在り、自己を發揮するに在り。ゆえに、君学の美術は、ただ外表の整齊好看なるを講じ、民学は則ち骨子の裏に在りて精神の美を求む、涵なれども露わならずして、はじめて深長の意味有り（君學重在外表、在於迎合人。民學重在精神、在於發揮自己。所以、君學的美術、祇講外表整齊好看、民學則在骨子裏求精神的美、涵而不露、才有深長の意味）」と訴えるに至るのは必然の成り行きであった（『国画之民学』、『民報』副刊「藝風」第33期、書畫編（下）451頁）。

史上数々の変を生み出してきた顧愷之、范寛、米芾、倪瓚といった画家たちは、特異な個性の持ち主であるがゆえに世俗からは容易に受容されなかったのだ、と黄賓虹は次のように論定していた。「夫れ図画の事は、文字の緒余にして、士夫の游戲なるのみ。一藝の成るは、必ず先ず品を論ず。蓋し山川磅礴の氣、草木雨露の華、著れて丹青と為り、之を楮墨に形づくる、偶然なる揮洒も、具さに性霊を見わし、此の胸襟を拓きて、俱に嫺雅を徴せり。其の人に顧長康の痴、范中立の緩、米漫仕の顛、倪幻霞の迂の若きもの有るも、皆な病と為さず。維れ能く精義神に入りて、衆と殊異して、乃ち絶藝を成せばなり。故に塵俗を謝け去り、幽微なるものを曲さに尽くせば、類い多く世の艱虞に際し、身を困阨に処き、自ら肥遁するに甘んじ、人の知るを求めず。洪谷子の太行山中に隱居し、李營邱の地を北海に避け、黄・呉・倪・王の元季に生まれ、石谿・清湘・漸江の名を清初に成せしが如きは、詎に時^あ有らんか、已むを得るに非ざるなり（夫圖畫之事、文字之緒余、士夫之游戲耳。一藝之成、必先論品。蓋以山川磅礴之氣、草木雨露之華、著爲丹青、形之楮墨、偶然揮洒、具見性靈、拓此胸襟、俱徴嫺雅。其人^{しりぞ}有若顧長康之癡、范中立之緩、米漫仕之顛、倪幻霞之迂、皆不爲病。維能精義入神、與衆殊異、乃成絶藝。故謝去塵俗、曲盡幽微、類多際世艱虞、處身困阨、甘自肥遁、不求人知。如洪谷子隱居太行山中、李營邱避地北海、黃吳倪王、生於元季；石谿、清湘、漸江、成名清初、詎有時乎、非得已也）」（1935年「画学昇降之大因」、書画編（下）28頁）

特異な内的精神性を持った人たちであったからこそ、継承の過程から独創的な業績を世に示し得た。傑出した内的価値を持った人間存在こそが、「変」を重ねる絵画の歴史を創りあげてきたのだ、と内と外の対立に基づきながら総括されることになったのである。

Ⅳ 終わりに

1929年4月、教育部主催の第一回全国美術展覽

会が上海で挙行された。会期は二十日間に及び、観覧者は毎日五六千人に達し、空前の盛況を見み^{*20}、出品は七部に分かれ、中国書画1231件、金石75件、西洋画354件、彫塑57件、建築34件、工芸288件、美術撮影227件に及んだ、このほか日本人画家の作品と古画が参考として出品された、といわれる^{*21}。この展覧会では、西洋画とその参考展示のあり方をめぐって、主催者の一人である徐志摩と、洋行を終えて西洋古典画の写実主義的受容を主張していた徐悲鴻との間に論争があったことがよく知られるが、中国書画の展示をめぐっても様々な批評が交わされ、黄賓虹もまたそれに加わっていたようである。

主催者側の中国画家である陳小蝶は、展覧会開催を契機として刊行され始めた雑誌『美展』（第四期）に「美展作品から感じ取った現代国画の画派」と題する短文を寄せている^{*22}。冒頭、陳は「予三日の瀏覽を以て、全会の画室四百八十有六、国画一千三百余点を歴たり。初め烟海の浩渺、茫として際涯無きが若し。然るに其の会帰するところを求むるに、乃ち五派より出でず、故に其の綱領を挈り、以て観者に便あらんとす」と述べて、同時代中国画派を、復古派、新進派、折衷派、美專派、南画派、文人派の六つに分類して見せている。陳小蝶が示している分類は、歴史的由来と美術教育の現況とが入り混じった多分に便宜的なもので、折衷派とした高劍父を始めとする嶺南画派についての以下の説明も、それが二百年以来の伝統に発するものとして、こう説明する。「日本人は湿絹を取りて、唐画を作す、烟霧夜景を写して、神韻

*20 王中秀編著『黄賓虹年譜』（2005年、上海書画出版社）の編者按語に「此次全国美展長達二十天、參觀人数每天達五六千人、大上海幾爲之空巷。除当代画（包括一些日本画家的作品）之外、另設参考品部、展出各大收藏家的古代藏品、逐日更換。配合画展、每日有京劇、国楽名角演出、盛況空前」という。

*21 前掲水天中編『20世紀中国美術紀年』95頁。また李寓一「教育部全国美術展覽会參觀記」（もと『婦女雜誌』第15巻第7号、いま『海派書画文献匯編』第一輯（2013年、上海辞書出版社）所収）などによる。

*22 陳小蝶「從美展作品感觉到現代国画画派」、もと『美展』第四期（1929年4月19日）、いま『海派書画文献匯編』第一輯（2013年、上海辞書出版社）122頁による。

独絶たり。高劍父始めて此の法を以てこれを中国宣紙に入れ、間ま西法を用い、以て向背陰陽の理を明かにす、故に折衷と曰う。劍父日本より帰り、此の派始めて中国に見われ、識者已に其の必ず盛んなることを知れり。陳樹人之を継ぎ、劍父と直に虎賁中郎の似たる有り。何香凝、湯建猷、方人定、皆な此の派に擅長なる者なり。その実、山水に西方を参え用いるは、呉墨井晩年に利瑪竇より学びしが、已に此の派を開けり。唐静岩の墨井に私淑し、其の画麓臺を師とする者に較べ尤も精なり。而して潘蓮巢、張夕庵の徒、更に以て丹徒の一脈を開く。郎世寧の作りし香妃図は、光を取り色を敷き、毫厘も差がわざれば、則ち此の派の由来亦た二百年ありて、創作に非ざるなり。（日本人取湿絹、作唐画、写烟霧夜景、神韻独絶。高劍父始以此法入諸中国宣紙、間用西法、以明向背陰陽之理、故曰“折衷”。劍父自日本帰、此派始見于中国、識者已知其必盛、陳樹人繼之、與劍父直有虎賁中郎之似。何香凝、湯建猷、方人定皆擅長此派者也。其実山水参用西法、呉墨井晩年従利瑪竇学、已開此派。唐静岩私淑墨井、其画較師麓臺者尤精。而潘蓮巢、張夕庵之徒、更に開丹徒一脈。郎世寧作香妃図、取光敷色、不差毫厘、則此派由来亦二百年、非創作也。）」

陳はこのように高劍父らの日本や西洋の画法を吸収した絵画創作も、マッテオ・リッチ（Matteo Ricci 1552-1610、中国名、利瑪竇）を学んだ清初の呉歴（1632-1717）やジュゼッペ・カステイリオーネ（Giuseppe Castiglione 1688-1766、中国名、郎世寧）の流れを汲んだものとして、絵画史の流れに穏やかに位置付けてしまう。

黄賓虹も同年五月、自身が発行に関わる雑誌に展覧会の印象記「美展国画談」（書画編（上）470頁）を寄せている。黄の文章には陳が提示したような国画部全体の見取り図はなく、冒頭「余瀏覽すること数四、因りて^{ため}に我邦の書画同源たるは、具さに史志に詳びらかにして、流派の変遷、重きは筆墨にあり、師承に法有りて、千古も移らざることを^{はる}に^{おも}に想えり（余瀏覽數四、因爲緬想我邦

書畫同源、具詳史志、流派變遷、重在筆墨、師承有法、千古不移）」と記し、自らが構想した絵画通史の変を確認することから書き起こす。それに続けて「古人を師として来者を啓くは、事困まると雖も^つ實は^く靦るなり（師古人以啓來者、事雖困而實靦也）」や「画の古を師とせざるは、未だ能く家を成す者有らず（畫不師古、未有能成家者）」と、年来の「師古」の重要性を訴えることばを織り込みながら、変を踏まえないまま行われる新奇な試みを批判する。そこから必然的に、高劍父らの制作に対しても否定的な評価が下される。カステイリオーネ以降の流れについて、黄賓虹が論評する箇所を見ることにしよう。

「清初、欧人の郎世寧、入りて内廷供奉に充たり、西法を参用して、唐宋の画を摹擬したり。一時の陳枚、陸^鳴及び呉中の画士の如き、其の習いに薰染せざる莫く、僧石濤、梅瞿山と雖も、猶お擺脫し尽く浄むる能わず。惟だ当時宇内に古画流传し、見る所頗る多く、諸人の筆墨を研究すること、功力尤も深く、俱な能く前人の矩矱に出入して、守りて失わず。滬上の呉石仙^{*23}、湿紙を用いて日本の画本を臨仿するは、完全なる一種の人工強造にして、天趣汨没すること、雲間派の凄迷瑣碎よりも甚だし、国画の用筆用墨の法、全く棄てられて講ぜられず、欧人の水彩画、適たま運に応じて来たり。石仙の画風、流行すること甚だ遠し。高奇峰氏、劍父氏、陳樹人氏、皆な聡明俊偉の才を具え、心を絵事に究め、東瀛に游居し、收藏の美富なるを見るを得、尽く能く其の秘奥を窺い、胸臆を独抒し、目の中に見る所、之を画に著せり。惟だ日本の画家、僅かに能く重縶絹素の上に、施すに水墨以てし、生紙生絹に、筆墨を点染するは、其の熟習するところに非ず、之を薄弱に失わざれば、即ち之を晦暗に失う。重ね重ね渲暈すと雖も、未だ筆枯れ墨洩るを免れず、天趣の生ぜざるは、悉く絹素に縶を重ぬる故に由る。（清初欧人郎世寧、入充内廷供奉、参用西法、摹擬唐宋之畫。一時如

*23 呉石僊（1845-1916）、いわゆる海派と呼ばれる画派に属する一人。

陳枚，陸嶠及吳中畫士，莫不薰染其習，雖僧石濤，梅瞿山，猶不能擺脫盡淨。惟當時宇内古畫流傳，所見頗多，諸人研究筆墨，功力尤深，俱能出入前人矩矱，守而弗失。自滬上吳石僊，用濕紙臨仿日本畫本，完全一種人工強造，天趣汨沒，甚於雲間派之淒迷瑣碎，國畫用筆用墨，全棄不講，而歐人之水彩畫，適應運而來。石僊畫風，流行甚遠。高奇峰氏，劍父氏，陳樹人氏，皆具聰明俊偉之才，究心繪事，游居東瀛，得見收藏美富，盡能窺其秘奧，獨抒胸臆，目中所見，著之於畫。惟日本畫家，僅能於重簪絹素之上，施以水墨，而生紙生絹，點染筆墨，非其熟習，不失之薄弱，即失之晦暗。雖至重重渲暈，未免筆枯墨澀，天趣不生，悉由絹素重簪之故。）」

このように、黄賓虹はカスティリオーネから海派の画家・呉石仙及び高劍父ら嶺南画派の絵画まで、すべてみな筆墨の運用を重視する中国の画法を遵守せず、西洋画法や同時代日本画技法を安易に持ち込んだ結果、水墨画が有すべき「天趣」を喪失してしまっている、と非難するのである。この印象記の終わりに、黄賓虹は「蓋し藝術の事、古人に貴ばるる所の者は、旧法を拘守し、固執して変ぜざる者を謂うに非ざるなり。古人創造の初めに当たり、時宜に合せず、毎に多く世人の訾議する所と為る（蓋藝術之事、所貴於古人者、非謂拘守舊法、固執不變者也。當古人創造之初、不合時宜、每多爲世人所訾議）」と記すけれども、古法の超克を重視する黄賓虹のこうした見方そのものもまた、時の流れとともに「旧法を拘守し、固執して変ぜざる者」と見なされ、世人の激しい批判を受ける運命が待ち受けていた。

黄賓虹の影響を受けて中国画の道に進んでいた李可染（1907-1989）は、北京に人民解放軍が入城した時、中国画を扱う画廊は店を閉じ、中国画家はなりわいを失い、「新社会が到来して、中国画の災厄が続いてやって来た」といわれる世を迎えたが、そのような今こそ中国画を改造すべき時であって、真に人民大衆と結びつき、革命的事業と結びつくことで中国画は転身の日を迎えること

ができるのだ、と訴えた*²⁴。50年代以降の三十年間は、この李可染のことは典型的に指示されるように、中国画の伝統的画法の検討を重ねてきた黄賓虹のような画家にとっては、とりわけ厳しい環境になった。内面的精神性の重要性を説き、「変」に依拠した彼の中国絵画通史も世から忘れ去られる。それが再検討の対象となるのは、黄賓虹の没後から三十年余りの時間を経るのを待たねばならなかったのである。本稿で、ここまで進めてきた考察も、そうした再検討の試みの一つであった。

*²⁴ 李可染「談中国画的改造」、もと『人民美術』1950年創刊号、いま孔令偉・呂澎主編『中国現当代美術史文献』（2013年、北京、中国青年出版社）360頁による。

中国绘画通史的出现与变的概念

西 上 胜

(Asian Cultures, Cultural Systems Course)

二十世纪之初，随着近代美术教育制度进行建设，二十年代后期开始以单行本出版很多中国绘画史。黄宾虹《古画微》，1925年上海·商务印书馆出版，是所有绘画通史中出版比较早的一部。

比古画微早一年出版的陈师曾《中国绘画史》、潘天寿《中国绘画史》两本都受到日本美术家编写的支那绘画史的影响，根据文化发展史论的观点来编写的。而黄宾虹的通史题名暗示着别的观点，有的论者认为他的古画微“却是近代中国第一部在叙述发展过程中不受外来影响而自行撰述的中国绘画通史。”

编写《古画微》之前，黄宾虹说过：“古今学者，事贵善因，亦贵善变。”他似乎相信能通古今之变，才实现阐述艺术之进程，同时可讨论演进规律。可以说他要按照绘画内在的“变”来构成通史叙述。

《古画微》之中有“宋人之画，莫不尚法，而尤贵于变法”这个论断，这个“变”用他所述的一句来说，就是“遗貌取神”。“遗貌取神”可以说是所谓“滤过”过程，画家要取古人的精神而不袭面貌，最后要成为一家。黄宾虹依据这样的想法，进一步考究笔墨技法。

本文经过分析《古画微》之中的“变”，还要探讨“变”与黄宾虹晚年所提出的内美、浑厚华滋等重要概念之间的联系。

炭素価格政策における費用緩和措置 ～2011年国内産業連関表を用いた EITE 産業の特定化～

杉野 誠

(社会システム専攻 地域政策領域担当)

1. はじめに

2016年に採択されたパリ協定では、すべての先進国および途上国が温暖化対策として温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを行うことが合意された。各国は、各々の削減目標を達成するために、様々な政策や削減方法を検討している。検討されている政策のうち、温室効果ガスの効率的な削減が可能なカーボンプライシング (carbon pricing, CP) が注目されている。

CPとは、エネルギー価格や既存のエネルギー税とは別に、人為的にエネルギーに含まれる炭素に価格をつける政策である¹。CPを導入する意図は、温暖化を引き起こす二酸化炭素 (CO₂) に価格を付け、外部性を内部化することである。これにより、価格メカニズムを通じて、CO₂の排出削減を促すことが可能である。

CPは、排出量取引制度と炭素税の導入によって付与することができる。理論的には、両制度ともに、経済効率的である。すなわち、与えられた削減量を実現するために必要な社会的な費用が最小化される。その反面、制度設計によって分配面での違いが生じる。例えば、オークション方式のキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度と炭素税は、規制対象者に排出するCO₂の量だけ費用を負担させることになる。一方、グランドファザリング方式の排出量取引制度は、規制対象者に対して排出する権利を無償に与えるため、費用負担が軽減される。

欧州連合 (European Union, EU) は、2005年

より、域内排出量取引制度 (EU emission trading scheme, EU-ETS) を導入している。当制度の第1フェーズと第2フェーズでは、排出枠の無償配分が行われた。しかし、第3フェーズ以降は、オークション形式への移行が決定された。この配分方法の変更は、EU域内のエネルギー集約的かつ貿易依存度が高い業種 (energy intensive trade exposed, EITE) の国際競争力問題と炭素リーケージ問題を引き起こす恐れがある。

国際競争力問題とは、CPの導入によって、導入国・地域の産業と非導入国・地域の産業の間の競争条件が変化し、CP導入国の産業が競争上不利な状況になる可能性のことである。具体的には、CPは、短期的には大きな負担を産業 (企業) に強いる可能性がある。特に、エネルギー集約的な財を生産する企業は、短期的には、使用している技術の変更や設備投資が不可能であるため、コンプライアンス費用が膨れ上がる。一方、生産された財の価格は、負担した費用を転嫁することにより、大幅に上昇する可能性がある。その結果、国際競争が激しい市場 (財) の場合、EITE産業の国際競争力 (市場シェア) が失われる可能性がある。

さらにCPの導入は、炭素リーケージを誘発させる可能性も指摘されている。炭素リーケージとは、相対的に厳しい温暖化対策を実施している国・地域から相対的に緩い温暖化対策を実施している国・地域に生産活動が移動した結果、排出量も移動することである。言い換えると、これは、積極的な環境対策を実施した国・地域の排出量が削減される一方、消極的な環境対策を実施している国・地域での排出量が増加するため、削減努力の一部が相殺されることである。

¹ 本稿に用いるCPの定義は、他の定義やカーボンプライスとは異なる。小島 (2017) は、カーボンプライシングおよびカーボンプライスの定義について整理を行っている。詳しくは、小島 (2017) を参照されたい。

国際競争力問題とリーケージ問題に対する措置として、排出枠の無償配分やリベートなどが提案されている。そのほかに、Houser et al. (2008) では、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度に、①価格の上限設定 (price cap)、②バンキング・ボローリング (banking and borrowing)、③オフセットの利用 (offsets) を行うことにより、上記の問題に対処できるとしている。さらに、炭素税の場合は、免税や減税が有効であるとしている。また、EITE 産業を CP の対象から外したり、CP 以外の費用を軽減したりすることも有効であるとしている。

EU-ETS では、排出枠の無償配分をベンチマーク方式によって行うことを決定した。同様に、韓国でも排出量取引制度が導入され、オークションの導入と共に EU 型の費用緩和措置の導入を決定した。一方、米国のワックスマン・マーキー法案 (American Clean Energy Act of 2009, ACES) では、生産活動に応じて排出枠の無償配分²を行う提案を行った。

なお、わが国では、2012年に地球温暖化対策税が導入された際に、免税および減税対象を明記している。ただし、EU や米国のような計算式や計算に用いられるデータを明記するのではなく、具体的なエネルギーの種類と産業・製造プロセスを明記している。この方法では、対象業種や費用緩和措置の範囲が明確である反面、対象となった理由が不明確である。さらに、対象産業の拡大やエネルギーの種類を新たに加えることが難しい制度となっている。

そこで本稿では、現行の日本で用いられている費用緩和措置の対象となる方法を新たに EU 方式に変更した場合、どのような業種が対象となるかを明らかにする。これにより、今後期待される日本国内の CP の制度設計において、費用緩和措置の議論に寄与することができる。

本稿は、以下の構成となっている。第2節では、

² 生産活動とリンクした形で排出枠を配分する方法を output based allocation (OBA) と呼ばれる。

EU と米国の EITE 産業を中心に各国の EITE 産業の算定方法を紹介する。第3節では、本分析に用いるデータと EITE の特定方法を紹介し、第4節では分析結果を提示する。最後に、第5節は本稿をまとめている。

2. 各国制度における EITE 産業の算定方法

本節では、EU と米国の CP を導入または検討した際に、EITE 産業の特定方法および費用緩和措置について紹介する。

2.1 EU-ETS

EU は、2005年から域内排出量取引制度 (EU-ETS) を導入している。第1フェーズ³では、排出枠を無償に配分していた。同様に、第2フェーズでも、排出枠の無償配分が行われたが、国際競争に晒されている一部の業種は、規制対象外となった。同制度の対象となった業種は、発電業、鉄鋼業、セメントやガラス製造業などの窯業、紙・パルプ業である。そのため、アルミや化学製品などほかのエネルギー集約的な部門は、規制対象外となった。一方、第3フェーズでは、排出枠はオークションで配分され、規制対象業種も拡大された。

規制対象の拡大により、エネルギー集約的な産業のコンプライアンス費用の増大が懸念された。また、オークションによる費用負担が、国際競争に晒されている部門の競争力を喪失させることも懸念された。その結果、これらの EITE 産業に対して、排出枠の無償配分をベンチマーク方式によって行われることが決定した。

EITE 産業を特定する方法として、以下の2つの指標が用いられる。

$$\text{CO}_2\text{集約度} = \frac{\text{炭素価格} \times (\text{直接排出量} + \text{間接排出量})}{\text{粗付加価値}}$$

³ 第1フェーズは、2005年から2007年までの3年間の期間を指す。このフェーズは、京都議定書の第1約束期間 (2008年から2012年まで) までの試験期間の意味合いが強い。

$$\text{貿易集約度} = \frac{\text{輸入額} + \text{輸出額}}{\text{輸入額} + \text{総売上額}}$$

CO₂集約度は、CP による費用負担額を表している。この指標が大きくなると、CP による影響が大きい産業であることを表している。一方、貿易集約度は、その産業の貿易依存度を表しており、国際競争の指標となっている。EU-ETS では、この2つの指標を用いて、EITE 産業を以下の3つの条件の1つに当てはまれば、費用緩和措置の対象と成り得るとしている。

- ① CO₂ 集約度 > 5% かつ 貿易集約度 > 10%
- ② CO₂ 集約度 > 30%
- ③ 貿易集約度 > 30%

1つ目の条件は、CP による費用負担と貿易依存度の2つによって構成されている。そのため、この条件は、狭義の意味での EITE 産業と整合的である。2つ目の条件は、高い費用負担に直面する産業を費用緩和措置の対象として認めるものである。3つ目の条件は、高い貿易依存度の産業を対象として認めるものである。そのため、2つ目と3つ目の条件は、広義の意味で CP による影響を受ける産業を特定化している。

なお、European Commission (2010) によると、上記の方法によって特定された部門は、258業種中146業種⁴に上った。杉野・有村 (2011) は、日本のデータを用いて EU 型の費用緩和措置対象業種の算定を行った。その結果、製造業242業種中、122～127業種が上記の基準を満たした⁵。これらの結果は、多くの業種に対して軽減措置の可能性を認めているため、厳密な EITE 産業のみならず、国際競争に晒されている産業とエネルギー集約的

⁴ 公表された業種は、セクターとサブセクターに分けられている。両方を合わせると、164となっているが、ここでは、セクターのみの数字 (146) を示している。

⁵ 排出量を計算するのに用いたデータによって条件を満たした業種が異なる。具体的には、産業連関表の物量表を用いた場合、122業種が基準を満たした。一方、3EID を用いた場合、127業種が基準を満たした。

な産業を保護の対象に入れている可能性を示唆している。

2.2 ACES (米国)

米国では、連邦政府レベルでの排出量取引制度の導入を検討してきた。2009年には、排出量取引制度を主体とした気候変動対策である「アメリカクリーン・エネルギー安全保障法 (American Clean Energy Security Act of 2009, ACES)」が下院を通過した⁶。

同法案では、排出量取引制度の導入と共に、EITE 業種への配慮を行うことが盛り込まれた。配慮の方法は、EU-ETS での排出枠の事前の無償配分とは異なり、排出枠の事後的な無償配分となっていた。事後的な無償配分では、生産活動と排出枠の配分を連動させることにより、米国内の製造業の生産活動を減らさずに気候変動対策を実施することを目指した制度設計であった。

ACES では、EITE 業種を特定化する方法として、GHG 集約度、エネルギー集約度および貿易依存度の3つの指標が示された。指標は、以下のように定義された。

$$\text{GHG 集約度} = \frac{\text{炭素価格} \times (\text{GHG 排出量})}{\text{出荷額}}$$

$$\text{エネルギー集約度} = \frac{\text{電力費用} + \text{燃料費用}}{\text{出荷額}}$$

$$\text{貿易集約度} = \frac{\text{輸入額} + \text{輸出額}}{\text{輸入額} + \text{出荷額}}$$

上記の GHG 集約度は、CP による影響を示す指標となっている。EU-ETS の CO₂集約度と類似しているが、間接排出⁷が含まれていない。その

⁶ 同法案は、上院を通過できずに廃案となった。

⁷ 間接排出とは、企業が購入した電力や蒸気・温水を生産するために排出された CO₂である。米国の指標では、間接排出が産業に配分されないため、電力部門の排出量が大きくなる。一方、EU-ETS の指標では、間接排出を産

ため、独自のエネルギー集約度を設けている。エネルギー集約度は、エネルギー購入費用全体を捉える指標となっている。この指標には、電力費用が含まれるため、電力部門に課せられた CP の費用転嫁分が捉えられている。

上記の3つの指標を用いて、ACES では、4つの基準を設けている。

- ① GHG 集約度>4.5% かつ 貿易集約度>14.5%
- ② エネルギー集約度>4.5% かつ貿易集約度>14.5%
- ③ GHG 集約度>19.5%
- ④ エネルギー集約度>19.5%

4つの基準のうち、①と②は、狭義の EITE 業種と整合的な基準となっている。一方、③と④は、CP による影響を多く受ける業種を考慮に入れるためのものとなっている。

ACES 基準の特徴の1つは、貿易集約度のみを用いた基準を設定していない点である。EU の基準では、貿易集約度が30%以上の業種を対象としている。これは、CPとは直接関係がなく、貿易産業の保護として解釈も可能である。そのため、ACES の基準は、この点を考慮していると考えられる。

Houser (2009) によると、上記の4つの基準を1つでも満たした業種は、565業種中35業種であった。さらに、部門別の対象業種は、26業種が製造業、4業種が鉱業、5業種が農林水産業であった。同様の分析を実施した、杉野・有村 (2011) では、401業種中23業種が基準を満たした⁸。そのため、ACES の特定化する方法では、少数の業種のみを EITE 業種として認めている。

2.3 その他の制度

韓国は、2015年1月よりキャップ・アンド・ト

業に配分するため、電力部門の排出量が小さくなる。

⁸ 杉野・有村 (2011) では、日本の2005年のデータを用いている。さらに、CP が2000円から4000円まで変動したケースも分析し、算定される業種の総数に変動がないことを明らかにしている。

レード型の排出量取引制度を導入した。導入当初は、排出枠の配分を無償配分で行い、段階的に有償配分の割合を増やす計画結果となっていた。ただし、炭素リーケージ問題への対策として、EITE 業種へは、100% 無償配分を行うことを決定した。なお、EITE 業種の算定方法は、EU-ETS の方式に類似するものを採用している。

CP を導入する際に、独自の方法によって EITE 業種の特定化を行っている国もある。例えば、オーストラリアのクリーンエネルギー法案 (Clean Energy Act 2011)⁹では、EITE 業種の特定方法として、炭素集約度と貿易集約度を用いることを明記している。これは、EU 方式および米国方式と同じである。しかし、それぞれの指標 (集約度) を細分化している。炭素集約度は、①炭素集約度が高い業種と②炭素集約度が比較的に高い業種にわけている。また、貿易集約度は、③定量評価と④定性評価に細分化している。さらに、EU と米国と異なる計算式を用いている。具体的には、以下の6つの式で表される。

炭素集約度が高い業種 =

$$\frac{\text{二酸化炭素排出量}}{\text{収益}} > 2,000\text{t CO}_2 / 100\text{万豪ドル}$$

炭素集約度が高い業種 =

$$\frac{\text{二酸化炭素排出量}}{\text{付加価値}} > 6,000\text{t CO}_2 / 100\text{万豪ドル}$$

炭素集約度が比較的高い業種 =

$$\frac{\text{二酸化炭素排出量}}{\text{収益}} > 1,000\text{t CO}_2 / 100\text{万豪ドル}$$

炭素集約度が比較的高い業種 =

$$\frac{\text{二酸化炭素排出量}}{\text{付加価値}} > 3,000\text{t CO}_2 / 100\text{万豪ドル}$$

⁹ 2012年4月に、CP 政策が導入されたが、現在は廃止されている。

$$\text{貿易集約度（定量的）} = \frac{\text{輸入額} + \text{輸出額}}{\text{出荷額}} > 10\%$$

貿易集約度（定性的） = 価格転嫁が困難

オーストラリアの費用緩和措置の特徴は、段階的に影響を受ける業種を支援していることである。また、上記とは別に、発電部門（間接排出）に対しても支援を行っているため、CPの短期的な影響を小さくする狙いがある。

ニュージーランドは、オーストラリアと類似する基準を設けている。例えば、炭素集約度を2つの分類している（①炭素集約度が高い業種、②炭素集約度が比較的に高い業種）。ただし、細部では、異なる算定基準となっている。具体的には、炭素集約度を計算する際には、直接排出と間接排出の合計をその業種の排出量として計算している。また、収益に占める排出量を基準として定めている¹⁰。さらに、貿易集約度は、生産物が国際的に取引されている場合、満たしていると定義している。そのため、多くの業種がEITE業種として認められる可能性がある。

日本国内では、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度は導入されていない。しかし、2012年10月には、「地球温暖化対策のための税（温暖化対策税）」が導入され、エネルギー集約的な産業の過度の負担にならないように、配慮が行われた。当制度で使用された算定方法は、EU-ETSなどで用いられるエネルギー集約度や貿易集約度の指標を用いていない。具体的には、CPによる影響が高い業種を事前に決定し、減税・免税の範囲を定めている¹¹。

¹⁰ 基準値も異なる数字を設けている。具体的には、炭素集約度が高い業種は1600t-CO₂を、炭素集約度が比較的に高い業種は800t-CO₂となっている。

¹¹ 免税や還付措置が受けられる業種・燃料は、以下の通りである。①輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、②輸入特定石炭、③沖縄発電用特定石炭等、④輸入・国産農林漁業用A重油、⑤国産石油アスファルト等、⑥課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガス、⑦苛性ソーダ製造業における苛性ソーダ製造用電力の自家発電

3. 日本のデータと EITE 業種の算定方法

前節では、各国の費用緩和措置の対象となる業種の算定方法について簡単にまとめた。現在、EUが提唱しているEITE業種の算定方法が主流となっている。本節では、分析に用いるデータおよび対象業種の算定方法について説明する。

3.1 データ

「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」など企業レベルのエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の調査が数多く行われている。しかし、これらの調査では、生産額や輸出額などが一緒に調査されていない。さらに、産業分類は粗く、詳細な分析が不可能である。また、大規模排出者が主な調査対象となっており、中小排出者のデータが不足している。そこで、本研究では、国内産業連関表（以下では、産業連関表と略す）のデータを用いて分析を行う。

産業連関表は、5年毎に計算・公表され、e-Statから入手可能である。最新版の産業連関表は、2011年国内産業連関表¹²である。産業連関表は、CO₂排出量データが収録されていないものの、生産額・輸出入額など多くの情報が収録されている。さらに、産業分類は、約400業種あり、製造業も約200業種となっており、詳細な分析が可能である¹³。なお、CO₂排出量データは、産業連関表の付帯表である物量表から計算することが可能である。しかし、産業連関表の付帯表を用いた場合でも、石炭に関する情報が不完全なため、厳密なCO₂排出量の計算が困難である。

に利用される輸入石炭、⑧内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油及び軽油、⑨鉄道事業に利用される軽油、⑩国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料、⑪イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭、⑫農林漁業に利用される軽油。詳細については、財務省（2012）を参照。

¹² 従来は、0と5の末尾の年に発行されるが、東日本大震災の影響により、2010年国内産業連関表の作成を行わずに、2011年国内産業連関表として急遽作成された。

¹³ 本分析に用いるデータでは、367部門となっている。そのうち、222部門が製造業となっている。

そこで本研究では、南斉・森口（2012）¹⁴が求めた CO₂排出原単位を用いる。3EID は、産業連関表と同一年度・同一部門分類を用いたデータとなっている。そのため、部門別のエネルギー消費量および温室効果ガス排出量を記載している。また、産業連関表との整合性が計られているため、生産額や輸出額をリンクさせることができる。

3EID は、産業連関表の基本表が発表されてから概ね 3 年後に発行される。そのため、最新のデータ¹⁵が 2005 年版となっている。これにより、産業連関表のデータの年度（2011 年）と異なる。そこで本研究では、2005 年と 2011 年の CO₂排出原単位が同じであると仮定して分析を行う¹⁶。

3.2 EITE 業種の算定方法

本研究では、EITE 業種の算定方法として、EU 方式を用いる。まず、炭素価格（CP）を決定する必要がある。炭素価格を高く設定すると、CO₂集約度を高く見積もる可能性がある。高く見積もったことにより、費用緩和措置対象業種を多く特定化させる可能性がある。そこで、OECD（2016）が用いている 4,000 円 / tCO₂（30 ユーロ / tCO₂）を用いる。この値は、気候変動による影響を緩和するのに必要な最低限の価格となっている。

$$\text{CO}_2\text{集約度} = \frac{4,000 \times (\text{直接排出量} + \text{間接排出量})}{\text{付加価値額}}$$

$$\text{貿易集約度} = \frac{\text{輸入額} + \text{輸出額}}{\text{輸入額} + \text{総売上額}}$$

上記の CO₂集約度と貿易集約度を用いて、以下の 3 つの基準のうち 1 つでも満たした場合、CP による費用緩和措置の対象となる可能性がある。

- ① CO₂集約度 > 5 % かつ貿易集約度 > 10%
- ② CO₂集約度 > 30%
- ③ 貿易集約度 > 30%

4. 分析結果

本節では、EU の 3 つの条件に基づいて計算された結果を示す。まず、CO₂集約度と貿易集約度の両方を条件とする基準を満たす業種を示す。続いて、CO₂集約度のみを条件とする基準を満たす結果を示し、最後に貿易集約度のみを条件とする基準を満たす結果を示す。

4.1 炭素集約的・貿易集約度が高い業種（EITE 業種）

表 1 は、CO₂集約度が 5 % 以上かつ貿易集約度 10 % 以上を満たす業種と貿易集約度と CO₂集約度を示している。この表から、24 業種が狭義の EITE 業種であることがわかる。またこの表には、パルプ、化学製品、鉄鋼製品など CP による影響が大きいとされる業種が含まれている¹⁷。特に、パルプ業の CO₂集約度は、56.3% と高く CP による影響が大きいことが予想される。

一方、同表には砂糖（5.4%）や化学肥料（5.5%）など、CO₂集約度が基準値（5 %）よりも少し高い業種も含まれる。本分析では、CP を 4,000 円に設定したが、低い CP を設定した場合、これらの業種が基準を満たさない可能性がある。そのため、狭義の EITE 業種を満たす業種であっても、CP の影響に差が出るのが予想される。

同様に貿易集約度にも大きな差が観られる。例えば、環式中間物やフェロアロイでは、貿易集約

¹⁴ この論文で作成されたデータは、Embodied Energy and Emission Intensity Data for Japan Using Input-Output Tables を略して 3EID と呼ばれている。

¹⁵ 現在（2018 年 6 月末）、2011 年版の 3EID が公表されている。しかし、分析を行った 2017 年 11 月末時点では、2005 年版が最新であった。

¹⁶ 産業連関表の業種分類は、毎回見直されるため、2005 年と 2011 年の業種分類が同一となるように 3EID のデータを再集計し、CO₂排出原単位の計算を行った。

¹⁷ この結果は、Sugino et al. (2013) と類似している。そのため、2005 年と 2011 年では大きな違いがないと考えられる。

度が50%を超えているが、洋紙・和紙は10.2%となっている。したがって、国際競争に晒されている程度も業種によって異なる。

表1の24業種は、経済全体に対してどの程度影響があるのであろうか。狭義のEITE業種として算定された業種は、製造業全体の国内生産額の約9.5%を占めている。さらに、これらの業種の輸出額、輸入額および付加価値額は、それぞれ7.9%、11.1%、8.4%となっている。なお、24業種のCO₂排出量は、23.8%を占めている。すなわち、これらの業種は、経済に与える影響が10%程度であるが、製造業の約1/4の排出量が費用緩和措置の対象と成り得ることを意味している。

4.2 炭素集約的な業種

表2は、CO₂集約度が30%以上の業種をまとめ

ている。この基準を満たす業種は、4業種のみとなっている。この基準では、新たに銑鉄、セメント、石炭製品が費用緩和措置の候補業種として特定化されている。この基準によって特定化された業種は、一般的に、炭素集約的な業種として知られている。特に銑鉄のCO₂集約度は、約120%になっている。すなわち、この結果は、CO₂ 1トン当たり4,000円のCPによって、銑鉄部門の付加価値額よりも多い額がコンプライアンス費用として発生することを意味している。さらに、これらの業種の特徴は、国際貿易が少ない財を生産していることである。しかし、これらの業種は、サプライチェーンの上流に位置するため、他の財を生産する業種へ大きな影響を与える。例えば、銑鉄は、他の鉄鋼部門（特に粗鋼業）の中間財として財を供給している。

表1 CO₂集約度5%以上かつ貿易集約度10%以上の業種

業種	貿易集約度	CO ₂ 集約度
	2011年 EU-ETS	2011年 EU-ETS
砂糖	21.6%	5.4%
パルプ	35.4%	56.3%
洋紙・和紙	10.2%	11.0%
化学肥料	25.0%	5.5%
無機顔料	41.0%	7.1%
塩	48.8%	10.1%
その他の無機化学工業製品	44.1%	6.7%
石油化学系芳香族製品	21.9%	6.4%
脂肪族中間物	29.3%	21.5%
環式中間物	65.3%	12.2%
合成ゴム	40.3%	18.6%
メタン誘導品	40.9%	11.9%
可塑剤	15.8%	5.7%
合成染料・有機顔料・その他の有機化学工業製品	46.2%	11.3%
熱可塑性樹脂	52.8%	6.0%
レーヨン・アセテート	43.0%	19.5%
合成繊維	23.9%	7.0%
ガラス繊維・同製品	26.7%	7.8%
炭素・黒鉛製品	47.8%	5.9%
フェロアロイ	57.8%	14.9%
粗鋼（電気炉）	21.4%	7.6%
冷間仕上鋼材	14.4%	8.4%
めっき鋼材	30.2%	7.9%
鉛・亜鉛（再生を含む。）	17.4%	9.2%

表2の4業種は、製造業全体の国内生産額の約2.2%を占めている。また、これらの業種の輸出額、輸入額および付加価値額は、それぞれ0.3%、0.5%、1.3%となっている。一方、4業種のCO₂排出量は、40.4%を占めている。これらの数字は、狭義のEITE業種より経済への直接的な影響が限定的であることを示しているものの、多くの排出量を費用緩和措置の対象とすることを表している。

表2 CO₂集約度30%以上の業種

業種	貿易集約度	CO ₂ 集約度
	2011年	2011年
	EU-ETS	EU-ETS
パルプ	35.4%	56.3%
石炭製品	4.7%	59.8%
セメント	6.7%	61.8%
銑鉄	0.8%	119.4%

4.3 貿易集約的な業種

表3は、貿易集約度が30%以上の業種をまとめている。この基準を満たす業種は、102業種となっている。多くの業種は、CO₂集約度が2%未満となっている（76業種）。すなわち、CPによる影響が小さいことが予想される。一方、13業種が5%以上のCO₂集約度となっている。これら13業種は、狭義のEITE業種として算定されている（表1）。

表3の102業種は、製造業全体の国内生産額の約35.6%を占めている。また、これらの業種の輸出額、輸入額および付加価値額は、それぞれ72.5%、66.5%、37.1%となっている。一方、102業種のCO₂排出量は、16.6%を占めている。

これらの結果を総合すると、表3の業種は、CPの直接的な影響（コンプライアンス費用の上昇）よりは、貿易によって国際競争による影響を受ける可能性が高い。そのため、これらの業種に対して費用緩和措置を実施しなければ、日本の製造業への負の影響が大きいと考えられる。

5. おわりに

世界各国では、CPの導入に向けた制度設計が行われている。各国制度を国際的にリンクさせることにより、気候変動政策による国際競争条件の変化は起こらない。しかし、国際リンクの可能性は、長期的な課題として議論されていないのが現状である。そのため、今後も各国・地域で独自のCPの制度設計が行われていくことになる。独自のCPの制度設計により、他国との国際競争条件の変化が危惧され、費用緩和措置が設けられている。その際、EITE業種の特定方法の検討が必要となる。

本稿では、CPによって影響を受けるEITE業種をEU-ETSで用いられる指標・基準を日本の業種にあてはめ、EITE業種を特定化した。その結果、狭義のEITE業種として算定された業種が24業種、CO₂集約的な業種が4業種、貿易集約度が高い業種が102業種となった。3つの基準は、それぞれ異なる業種を特定化しており、CPによる影響を緩和するためには対象範囲を広くすることが必要であることを示している。その反面、算定される業種が多いことから、過度な保護貿易として捉えられる危険性がある。

ただし、本稿では、費用緩和措置の方法や効果については分析を行っていない。そのため、GATT/WTO違反になるか否かは現段階では不明である。したがって、本分析で特定化された業種への費用緩和措置の効果を分析する必要がある。さらに、異なるEITE業種の特定方法を検討する必要がある。また、算定方法の違いおよび費用緩和措置の中身についても効果を比較検討する必要がある。これら課題は、本研究の範囲を超えているため、今後の課題とする。

追記

本研究は、(独)環境再生保全機構の環境研究総合推進費(2-1707)により実施された。

表3 貿易集約度30%以上の業種

業種	貿易集約度		業種	貿易集約度	
	2011年 EU-ETS	CO ₂ 集約度 2011年 EU-ETS		2011年 EU-ETS	CO ₂ 集約度 2011年 EU-ETS
冷凍魚介類	51.0%	1.1%	その他の非鉄金属製品	55.0%	2.1%
農産びん・かん詰	36.0%	1.0%	タービン	47.2%	0.5%
農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）	40.1%	0.6%	原動機	44.0%	0.5%
ウイスキー類	59.0%	0.5%	運搬機械	44.7%	0.3%
たばこ	43.8%	0.0%	機械工具	46.1%	0.5%
紡績糸	47.1%	2.2%	その他のはん用機械・生活関連産業用機械・鋳造装置・プラスチック加工機械・その他の生産用機械	53.0%	0.4%
綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）	79.4%	2.5%	化学機械	37.7%	0.4%
絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）	85.2%	1.6%	ロボット	75.1%	0.4%
その他の織物・その他の繊維工業製品	44.3%	1.3%	金属工作機械	51.2%	0.2%
ニット生地	69.5%	1.0%	金属加工機械	44.8%	0.4%
じゅうたん・床敷物	64.6%	0.8%	農業用機械	37.1%	0.3%
その他の繊維既製品	78.8%	0.7%	繊維機械	56.2%	0.3%
織物製衣服・その他の衣服・身の回り品	60.9%	0.6%	半導体製造装置	70.3%	0.3%
ニット製衣服	32.4%	1.0%	金型	32.3%	0.4%
寝具	40.0%	0.3%	回転電気機械	50.1%	0.7%
製材	35.1%	0.5%	変圧器・変成器	49.4%	0.5%
合板・集成材	34.7%	1.3%	開閉制御装置・配電盤	34.9%	0.3%
木材チップ	74.7%	1.3%	その他の産業用電気機器	82.9%	0.6%
パルプ	35.4%	56.3%	電子応用装置・ビデオ機器・デジタルカメラ	76.8%	0.2%
塗工紙・建設用加工紙	30.1%	1.2%	電気計測器	45.1%	0.3%
無機顔料	41.0%	7.1%	電球類	85.7%	1.1%
塩	48.8%	10.1%	電気照明器具	38.8%	0.7%
その他の無機化学工業製品	44.1%	6.7%	電池	46.6%	0.8%
炭素中間物	65.3%	12.2%	その他の電子部品・その他の電気機械器具	30.2%	0.7%
合成ゴム	40.3%	18.6%	民生用エアコンディショナ	41.9%	0.3%
メタン誘導品	40.9%	11.9%	民生用電気機器（エアコンを除く。）	86.1%	0.3%
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	51.7%	3.2%	ラジオ・テレビ受信機	60.4%	0.5%
合成染料・有機顔料・その他の有機化学工業製品	46.2%	11.3%	無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）	56.0%	0.3%
熱可塑性樹脂	52.8%	6.0%	その他の電気通信機器	90.2%	0.4%
高性能性樹脂	84.7%	1.6%	電子計算機附属装置	39.5%	0.3%
その他の合成樹脂	52.8%	1.5%	半導体素子	40.9%	1.2%
レーヨン・アセテート	43.0%	19.5%	集積回路	43.9%	2.1%
写真感光材料	78.0%	3.2%	電子管	60.9%	1.3%
その他の化学最終製品	49.2%	2.9%	液晶パネル	47.9%	0.8%
タイヤ・チューブ	47.9%	1.5%	トラック・バス・その他の自動車	51.2%	0.5%
ゴム製・プラスチック製履物	85.0%	1.1%	二輪自動車	75.2%	0.3%
製革・毛皮	38.8%	0.3%	自動車用内燃機関	90.5%	1.1%
かばん・袋物・その他の革製品	79.8%	0.2%	自動車部品	55.6%	1.4%
板ガラス・安全ガラス	32.8%	2.3%	鋼材	31.7%	1.8%
その他のガラス製品	35.5%	3.5%	その他の船舶	90.2%	1.5%
炭素・黒鉛製品	47.8%	5.9%	鉄道車両	86.3%	0.8%
フェロアロイ	57.8%	14.9%	鉄道車両修理	54.3%	3.1%
銅管	35.8%	2.4%	光学機械・レンズ・その他の製造工業製品	64.0%	0.3%
ゆっき鋼材	30.2%	7.9%	時計	42.0%	0.8%
その他の鉄鋼製品	33.2%	1.5%	計測機器	54.2%	0.3%
銅	34.8%	5.0%	がん具	65.9%	0.7%
アルミニウム（再生を含む。）	52.7%	3.9%	運動用品	39.1%	0.5%
その他の非鉄金属地金	88.2%	1.7%	楽器	82.6%	0.3%
電線・ケーブル	34.6%	0.9%	情報記録物	71.9%	0.8%
光ファイバケーブル	33.9%	1.6%	筆記具・文具	51.0%	0.5%
			身近雑貨品	44.1%	0.3%

参考文献

- European Commission (2010) , “Commission decision of 24 December 2009 determining, pursuant to Directive 2003/87/EC of the European parliament and of the council, a list of sectors and subsectors which are deemed to be exposed to a significant risk of carbon leakage,” Official Journal of the European Union, January 2010.
- Houser, T., R. Bradley, B. Childs, J. Werksman and R. Heilmayr (2008) , Leveling the carbon playing field, Peterson Institute for International Economics, World Resource Institute, Washington D.C.
- OECD (2016) , Effective carbon rates: Pricing CO2 through taxes and emission trading systems, OECD publishing, Paris.
- Sugino, M., T.H. Arimura and R.D. Moregenstern (2013) , “The effects of alternative carbon mitigation policies on Japanese industries,” Energy policy, 62, 1254-1267.
- 小島公史 (2017) 「カーボンプライシングをめぐる概念整理：建設的なカーボンプライシング議論に向けて」, IGES the Climate Edge, Vol. 27, 11-15.
- 杉野誠, 有村俊秀 (2011) . 「国際競争力に配慮した軽減措置対象業種の算定」, 『上智経済論集』, 56 (1), 11-25.
- 南斉規介, 森口祐一 (2012) . 『産業連関表による環境負荷原単位データブック (3EID) : 2005年表』, 独立行政法人国立環境研究所 地球環境研究センター, <http://www.cger.nies.go.jp/publications/report/d031/index-j.html>
- 財務省 (2012) . 『租税特別措置法 (石油石炭税 [地球温暖化対策税のための課税の特例] 関係) の改正』 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/explanation/

Cost Containment Measures in Carbon Pricing Policies —— Identifying EITE industries using 2011 input-output data ——

SUGINO Makoto

(Regional Policies, Social Systems Course)

Following the Paris Agreement, ratified parties have started to implement or strengthen on-going climate change policies. These policies include market-based instruments such as carbon tax and emission trading schemes, referred to as carbon pricing (CP) . Theoretically, CP will equalize marginal abatement cost across regulated economic agents. This means that the CP will reduce emissions efficiently. However, if the CP differs among countries, then the country that implements a higher CP might lose international competitiveness. If the production of goods shifts from regions with a high CP to regions with a low CP, then the effectiveness of the CP is reduced due to higher emissions in low CP regions. This phenomenon is caused by an asymmetric CP and is called carbon leakage.

“Special treatment” for industries that are at risk of losing market shares due to an asymmetric CP have been discussed in various legislations around the globe. The aim of the “special treatment” is to counter the competitiveness issue and carbon leakage. However, the Japanese government has not looked into the specific details of the possible choices for “special treatment”. Thus, in this paper, we will identify the industries that are at risk when a higher CP policy is implemented in Japan. We will use the EU-ETS method to identify the energy-intensive trade exposed (EITE) industries.

モンテカルロフィルタの理論と応用

——SCD モデルへの応用——

砂田 洋志

(社会システム専攻 企業経営領域担当)

1 はじめに

経済現象をモデル化する際に用いられる経済変数の中には観察可能な変数がある一方で、観察不可能な変数もある。観察不可能な変数は状態変数、状態変数を用いたモデルは状態空間モデルと呼ばれる。景気のように、状態変数の中には観察可能な経済変数に大きな影響を与えるものがある。そのため、状態空間モデルが必要とされ、経済学を始めとして多くの分野で利用されている。

状態空間モデルは、観測可能な変数と状態変数の関係を記述した観測方程式、状態変数の時系列的な関係を記述した遷移方程式によって構成される。状態変数の推定は多くの分野で関心を持たれているが、当初は観測方程式と遷移方程式が線形である上、両方の方程式内に含まれる誤差項が正規分布に従う場合に限って、Kalman (1960) で提案されたカルマンフィルタを用いて推定することができた。統計的な手法が進化して、Kitagawa (1993,1996) と Gordon et.al. (1993) によって線形性と正規性が満たされない状態空間モデルであっても推定できる方法が提案された。Kitagawa (1993,1996) においてこの方法はモンテカルロフィルタ (monte carlo filter) と呼ばれている。¹ モンテカルロフィルタはさらに発展し、Kitagawa (1998) において未知パラメータも状態変数と考えて推定する自己組織化状態空間モデルが提案された。

モンテカルロフィルタはカルマンフィルタよりも一般的な推定方法であるが、数値計算的な推定

方法であるために計算負荷が高い。したがって、コンピュータの性能が高くないと推定できない。このため今まで広く利用されてこなかったと考えられる。今後も経済理論やモデルが複雑化されるものの、コンピュータの性能は向上し続ける。したがって、複雑なモデルの推定を可能にするモンテカルロフィルタへの期待は今後、一層高まると考えられる。

日本の先行研究を調べた限り、経済現象を状態空間モデルによって定式化した上でモンテカルロフィルタを用いてパラメータや状態変数を推定した研究は多くないと考えられる。先行研究として、金利モデルに適用した佐藤・高橋 (2005)、確率ボラティリティーモデルへ適用した矢野・佐藤 (2007)、NAIRU (インフレを加速させない失業率) に適用した高部 (2010)、DSGE (動学的確率的一般均衡) モデルの推定に適用した矢野・飯田・和合 (2011) などを挙げることができる。

本稿では、モンテカルロフィルタをデュレーションの時系列的な分析へ応用する。デュレーションとは、証券市場や商品市場の1日の取引の時間間隔であり、1日の中でパターンを持っている。寄り付きと大引けは取引が集中するので取引間隔が短くなるものの、昼間は取引が少なくなるので取引間隔が広がるのである。こうしたパターンは日中効果 (intraday effect) と呼ばれている。時系列モデルを用いたデュレーションの研究として、Engle=Russell (1997,1998) のACD (Autoregressive Conditional Duration) モデルを基礎として様々なモデルが提案されてきた。² その中で本稿では発展的なモデルである

¹ Kitagawa (1993,1996) ではモンテカルロフィルタという名称を用いているが、近年は粒子フィルタ (particle filter) という名称も広く用いられている。

² 先行研究については Pacurar (2008) に詳しくまとめられている。

Bauwens=Veredas (2004) の SCD (Stochastic Conditional Duration) モデルを取り上げる。SCD モデルの先行研究としては、擬似最尤法で推定する Bauwens=Veredas (2004) に加えて、ベイズ統計学の立場から SCD モデルを推定する方法を示した Strickland 他 (2006)、レバレッジ効果を導入した SCD モデルをスライスサンプラーによって推定する Men 他 (2015,2016) などがある。日本の市場を対象としたデュレーションの研究に限定すると森保 (2006) が挙げられる。森保 (2006) では Log - ACD モデルと ACM - ACD モデルを用いて東京金先物市場が計量的に分析されている。杉浦 = 中妻 (2016) では、株式市場のティックデータへ SCD モデルが適用され、モンテカルロフィルタを用いてパラメータが推定されている。さらに、推定結果を用いて約定時間の予測も行なわれている。本稿は杉浦 = 中妻 (2016) を大いに参考にしている。この他には幾つかの研究が行われているに過ぎない。

前述したとおり、モンテカルロフィルタは非線形な状態空間モデルや誤差項が正規分布に従わない状態空間モデルのパラメータや状態変数の推定に利用できる有益な推定方法である。そこで、モンテカルロフィルタを紹介することが本稿の第1の目的である。そして、第2の目的は現実の経済モデルへの応用であり、ファイナンス分野の SCD モデルを取り上げて予測・フィルタリング・平滑化という3種類の過程を紹介することである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第2節ではモンテカルロフィルタについて説明する。その際、自己組織化状態空間モデルの推定方法も紹介する。第3節では応用例の SCD モデルを紹介する他、自己組織化状態空間モデルを用いて同モデルを推定する方法を説明する。第4節ではデータの説明とデータを平滑化する方法について説明する。第5節では、東京商品取引所に上場されている金先物市場のティックデータを対象に SCD モデルを適用して、状態変数とパラメータをフィルタリングによって推定した結果を示す。

そして、ベイズ統計学を用いて SCD モデルを推定した砂田 (2018) の結果と比較する。第6節では本稿の内容をまとめる。

2 モンテカルロフィルタ³

状態空間モデルは観測方程式と遷移方程式で構成される。両方の方程式が線形の式で記述されると共に誤差項が正規分布に従う状態空間モデルであれば、線形正規状態空間モデルと呼ばれ、状態変数について解析的な解を得ることができる。しかし、そうでなければ解析的に解を得ることができないので、数値計算的に解を得ることとなる。線形性や正規性が仮定されない状態空間モデルは一般状態空間モデルと呼ばれ、その推定にはモンテカルロフィルタが利用される。この節では、一般状態空間モデルの状態変数を数値計算的に推定する方法であるモンテカルロフィルタについて説明する。

2.1 一般状態空間モデル

モンテカルロフィルタで扱う一般状態空間モデルは線形モデルとは限らないので、以下の式のような関数形で記述する。関数形で記述すると、線形モデルは特殊形として含まれる。

$$x_t = F(x_{t-1}, v_t) \quad \text{遷移方程式} \quad t=1, 2, \dots, n. \quad (1)$$

$$y_t = H(x_t, w_t) \quad \text{観測方程式} \quad (2)$$

ただし、 $\{y_t\}_{t=1}^n$ は観測される時系列データ、 $\{x_t\}_{t=1}^n$ は観測されない状態変数である。 $\{w_t\}_{t=1}^n$ は観測方程式における誤差項であり、その確率密度関数は $r(w_t)$ である。 $\{v_t\}_{t=1}^n$ は遷移方程式における誤差項であり、その確率密度関数は $g(v_t)$ である。以下の小節において一期先予測とフィルタリングの方法を説明する。

2.2 一期先予測

一期先予測を行なうには、 $p(x_{t-1} | \tilde{y}_{t-1})$ からサンプリングして得た状態変数の粒子 $\{f_{t-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ に

³ この節の記述は北川 (2005) の付録 D. 1 と D. 2、樋口編 (2011) の 6. 2 節に大きく負っている。

加えて、 $q(v)$ からサンプリングして得た粒子 $\{v_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ も必要である。なお、 $\tilde{y}_t = \{y_1, y_2, y_3, \dots, y_{t-1}, y_t\}$ は時点 t までの時系列データである。これらの粒子を(1)の遷移方程式 $x_t = F(x_{t-1}, v_t)$ に代入することによって、状態変数 x_t の一期先予測の粒子 $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を得ることができる。

$$p_t^{(j)} = F(f_{t-1}^{(j)}, v_t^{(j)}) \quad j=1, 2, \dots, m.$$

その理由は、 $\{p_t^{(1)}, p_t^{(2)}, \dots, p_t^{(m)}\}$ の従う確率分布 $p(x_t | \tilde{y}_{t-1})$ が以下のとおりに記述できるからである。

$$\begin{aligned} p(x_t | \tilde{y}_{t-1}) &= \iint p(x_t | x_{t-1}, v_t, \tilde{y}_{t-1}) p(v_t | x_{t-1}, \tilde{y}_{t-1}) p(x_{t-1} | \tilde{y}_{t-1}) dx_{t-1} dv_t \\ &= \iint \delta(x_t - F(x_{t-1}, v_t)) p(v_t) p(x_{t-1} | \tilde{y}_{t-1}) dx_{t-1} dv_t \end{aligned}$$

ただし、 δ はディラックのデルタ関数である。

2.3 フィルタリング

フィルタリングに必要な尤度 $\alpha_t^{(j)}$ の説明から始める。状態変数 x_t の一期先予測分布 $p(x_t | \tilde{y}_{t-1})$ から生成された粒子 $p_t^{(j)}$ が x_t と等しい場合、尤度は $p(v_t | p_t^{(j)})$ であり、これを $\alpha_t^{(j)}$ と記述する。 $\alpha_t^{(j)}$ は、観測方程式 $y_t = H(x_t, w_t)$ の逆関数 $w_t = G(y_t, x_t)$ の x_t を $p_t^{(j)}$ に変更した $G(y_t, p_t^{(j)})$ を $r(w_t)$ へ代入することによって、以下の式で記述される。

$$\alpha_t^{(j)} = p(v_t | p_t^{(j)}) = r \left(G(y_t, p_t^{(j)}) \right) \left| \frac{dG(y_t, p_t^{(j)})}{dy_t} \right| \quad j=1, 2, \dots, m.$$

$p(x_t | \tilde{y}_t)$ から生成される粒子 $\{f_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ は、 $p(x_t | \tilde{y}_t)$ から直接生成されるのではなく、上述した尤度 $\{\alpha_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を利用して一期先予測分布 $p(x_t | \tilde{y}_{t-1})$ から生成される粒子 $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を以下のようにリサンプリングすることで得られる。具体的には

$$f_t^{(j)} = \begin{cases} p_t^{(1)} & \text{確率} = \frac{\alpha_t^{(1)}}{\alpha_t^{(1)} + \alpha_t^{(2)} + \dots + \alpha_t^{(m)}} \\ \vdots & \vdots \\ p_t^{(m)} & \text{確率} = \frac{\alpha_t^{(m)}}{\alpha_t^{(1)} + \alpha_t^{(2)} + \dots + \alpha_t^{(m)}} \end{cases}$$

に従って選択すれば良い。その理由は以下のとおりである。

$\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を用いると予測分布は以下のように近似される。

$$p(x_t | \tilde{y}_{t-1}) \doteq \frac{1}{m} \sum_{j=1}^m \delta(x_t - p_t^{(j)}) \quad (3)$$

一方、 $p(x_t | \tilde{y}_t)$ は以下のように式変形できる。

$$p(x_t | \tilde{y}_t) = \frac{p(y_t | x_t) p(x_t | \tilde{y}_{t-1})}{\int p(y_t | x_t) p(x_t | \tilde{y}_{t-1}) dx_t} \quad (4)$$

そこで、(3)を(4)へ代入することによって次式が得られる。

$$p(x_t | \tilde{y}_t) \doteq \frac{p(y_t | x_t) \sum_{j=1}^m \delta(x_t - p_t^{(j)})}{\int p(y_t | x_t) \sum_{i=1}^m \delta(x_t - p_t^{(i)}) dx_t} \quad (5)$$

$x_t = p_t^{(j)}$ の場合にだけ $\delta(x_t - p_t^{(j)}) \neq 0$ となるから、 $p(y_t | x_t) \delta(x_t - p_t^{(j)}) = p(y_t | p_t^{(j)}) \delta(x_t - p_t^{(j)})$ となる。また、ディラックのデルタ関数の性質から $\int p(y_t | x_t) \delta(x_t - p_t^{(j)}) dx_t = p(y_t | p_t^{(j)})$ である。以上の点を(5)へ代入すると次式が得られる。

$$\begin{aligned} p(x_t | \tilde{y}_t) &= \frac{1}{\sum_{i=1}^m p(y_t | p_t^{(i)})} \sum_{j=1}^m p(y_t | p_t^{(j)}) \delta(x_t - p_t^{(j)}) \\ &= \frac{1}{\sum_{i=1}^m \alpha_t^{(i)}} \sum_{j=1}^m \alpha_t^{(j)} \times \delta(x_t - p_t^{(j)}) \\ &= \sum_{j=1}^m \frac{\alpha_t^{(j)}}{\sum_{i=1}^m \alpha_t^{(i)}} \times \delta(x_t - p_t^{(j)}) \end{aligned}$$

上式は $p(x_t | \tilde{y}_t)$ が $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ の各粒子に重み $\frac{\alpha_t^{(j)}}{\sum_{i=1}^m \alpha_t^{(i)}}$ をつけたもので近似できることを示している。さらに、 $n_t^{(j)} \doteq m \times \frac{\alpha_t^{(j)}}{\sum_{i=1}^m \alpha_t^{(i)}}$ を満たす整数列 $\{n_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を導入すると、上式は以下のように記述できる。

$$\begin{aligned} p(x_t | \tilde{y}_t) &= \sum_{j=1}^m \frac{\alpha_t^{(j)}}{\sum_{i=1}^m \alpha_t^{(i)}} \times \delta(x_t - p_t^{(j)}) \\ &\doteq \frac{1}{m} \sum_{j=1}^m n_t^{(j)} \times \delta(x_t - p_t^{(j)}) \quad (6) \end{aligned}$$

(6)に従えば、 $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ の複製が $n_t^{(j)}$ 個ずつ含まれるような粒子を生成する、あるいは、 $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ に含まれる各粒子が尤度 $\alpha_t^{(j)}$ に比例する割合で抽出されるように m 個の粒子を復元抽出することによって、 $\{f_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を生成できることになる。つまり、 $\{\alpha_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を用いて $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ をリサンプリングすることによって $\{f_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ が得られるのである。

2.4 平滑化

この小節では3種類の平滑化の方法を紹介する。平滑化には、一般的な意味での平滑化（固定区間平滑化）に加えて、固定点平滑化と固定ラグ平滑

化の2種類がある。まず、時点1から時点 n までの全データが与えられた上での時点 $s(1 \leq s < n)$ における状態変数の確率分布 $p(x_s | \tilde{y}_n)$ が固定区間平滑化分布である。次に、時点1から時点 t までのデータが与えられた上での時点 $s(1 \leq s < t)$ における状態変数の確率分布 $p(x_s | \tilde{y}_t)$ が固定点平滑化分布である。最後に、時点1から時点 $t+L$ までのデータが与えられた上での時点 t における状態変数の確率分布 $p(x_t | \tilde{y}_{t+L})$ が固定ラグ平滑化分布である。樋口編 (2011) によれば、状態変数ベクトルが高次元な場合の平滑化分布に関する推測は、固定区間平滑化分布 $p(x_t | \tilde{y}_n)$ の代わりに固定ラグ平滑化分布 $p(x_t | \tilde{y}_{t+L})$ を用いて実行されると記述されている。以下では、利用されることが少なかったと思われる固定点平滑化と固定ラグ平滑化の手順について説明する。

(1) 固定点平滑化

固定点平滑化によって得られる粒子 $\{s_{1|t}^{(j)}, s_{2|t}^{(j)}, \dots, s_{t|t}^{(j)}\}$ は $p(x_1, x_2, \dots, x_t | \tilde{y}_t)$ の j 番目の実現値である。つまり、時点 t 期までの情報 \tilde{y}_t を既知とした場合の時点 t までの状態変数 $\{x_1, x_2, \dots, x_{t-1}, x_t\}$ に関する j 番目の粒子である。 $\{s_{1|t}^{(j)}, s_{2|t}^{(j)}, \dots, s_{t|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ は、時点 $t-1$ までの情報 \tilde{y}_{t-1} を与えられた場合の時点 $t-1$ までの状態変数 $\{x_1, x_2, \dots, x_{t-1}\}$ の同時分布 $p(x_1, x_2, \dots, x_{t-1} | \tilde{y}_{t-1})$ から得られる粒子 $\{s_{1|t-1}^{(j)}, s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ と時点 $t-1$ における x_t の一期先予測分布 $Pr(x_t | \tilde{y}_{t-1})$ から得られる粒子 $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ の合計 $\{s_{1|t-1}^{(j)}, s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}, p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ をフィルタリングの場合と同じ重み $\frac{\alpha_t^{(j)}}{\sum_{j=1}^m \alpha_t^{(j)}}$ でリサンプリングすることによって得られる。なお、 $p(x_1 = s_{1|t-1}^{(j)}, x_2 = s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, x_t = s_{t-1|t-1}^{(j)}, p_t^{(j)} | \tilde{y}_{t-1}) = \frac{1}{m}$ と仮定する。 $\{s_{1|t}^{(j)}, s_{2|t}^{(j)}, \dots, s_{t|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ から抜き出した $\{s_{1|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ は $p(x_1 | \tilde{y}_t)$ から生成された粒子である。北川 (1996) によれば、この方法で固定区間平滑化を実行できる。⁴

⁴ 北川 (1996) の図6では、 t が大きくなるにつれて固定点平滑化分布 $p(x_1 | \tilde{y}_t)$ が素早く固定区間平滑化分布

リサンプリングに用いる粒子 $\{s_{1|t-1}^{(j)}, s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ は $\{s_{1|2}^{(j)}, s_{2|2}^{(j)}\}_{j=1}^m$, $\{s_{1|3}^{(j)}, s_{2|3}^{(j)}, s_{3|3}^{(j)}\}_{j=1}^m, \dots$ と逐次的に粒子を生成していくことで得られる。そして、 $p_t^{(j)}$ は $s_{t-1|t-1}^{(j)}$ と $v_t^{(j)}$ を遷移方程式(1)へ代入することで得られる。

$\{s_{1|t-1}^{(j)}, s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}, p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ をリサンプリングすることで $\{s_{1|t}^{(j)}, s_{2|t}^{(j)}, \dots, s_{t|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を得ることができ理由は以下のとおりである。

時点 $t-1$ までの観測値 \tilde{y}_{t-1} に加えて観測値 y_t が与えられた場合、状態変数 $\{x_1, x_2, \dots, x_t\}$ に関する同時確率密度 $p(x_1 = s_{1|t-1}^{(j)}, x_2 = s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, x_t = p_t^{(j)} | \tilde{y}_t)$ は以下のように更新される。

$$\begin{aligned} & p(x_1 = s_{1|t-1}^{(j)}, x_2 = s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, x_t = p_t^{(j)} | \tilde{y}_t) \\ &= p(x_1 = s_{1|t-1}^{(j)}, x_2 = s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, x_t = p_t^{(j)} | \tilde{y}_{t-1}, y_t) \\ &= \frac{p(y_t | x_1 = s_{1|t-1}^{(j)}, \dots, x_t = p_t^{(j)}) p(x_1 = s_{1|t-1}^{(j)}, \dots, x_t = p_t^{(j)} | \tilde{y}_{t-1})}{p(y_t | \tilde{y}_{t-1})} \\ &= \frac{p(y_t | p_t^{(j)}) p(x_1 = s_{1|t-1}^{(j)}, x_2 = s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, x_t = p_t^{(j)} | \tilde{y}_{t-1})}{p(y_t | \tilde{y}_{t-1})} \end{aligned}$$

$p(y_t | \tilde{y}_{t-1}) = \int p(y_t | x_t) p(x_t | \tilde{y}_{t-1}) dx_t$, (3) と $p(y_t | p_t^{(j)}) = \alpha_t^{(j)}$ から、 $p(y_t | \tilde{y}_{t-1}) = \int p(y_t | x_t) \frac{1}{m} \sum_{j=1}^m \delta(x_t - p_t^{(j)}) dx_t = \frac{1}{m} \sum_{j=1}^m \alpha_t^{(j)}$ である。したがって、時点 t までの情報 \tilde{y}_t に基づいて平滑化、つまり、確率分布 $p(x_1, x_2, \dots, x_t | \tilde{y}_t)$ から粒子 $\{s_{1|t}^{(j)}, s_{2|t}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t}^{(j)}, s_{t|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を得るには、 m 個の t 次元ベクトルの粒子 $\{s_{1|t-1}^{(j)}, s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}, p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ をフィルタリングの場合と同じ重み $\frac{\alpha_t^{(j)}}{\sum_{j=1}^m \alpha_t^{(j)}}$ でリサンプリングすれば良いのである。

(2) 固定ラグ平滑化

上述したとおり時点 t までの観測値 \tilde{y}_t を与えられた上で状態変数 $\{x_1, x_2, \dots, x_t\}$ を平滑化する場合、固定点平滑化では、 $\{s_{1|t-1}^{(j)}, s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}, p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ をリサンプリングして $\{s_{1|t}^{(j)}, s_{2|t}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t}^{(j)}, s_{t|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を生成する。有限個の粒子(m 個)を用いて計算するために、 t が大きな値の場合は何度もリサンプリングを繰り返すことによって、少数の粒子が繰り返し出現してしまい、分布の形が損なわれることに $p(x_1 | \tilde{y}_{500})$ へ収束する様子が示されている。

なる。また、状態変数が k 次元ベクトルであれば、平滑化のために $k \times t \times m$ 個の粒子を保存しておかなければならない。

そこで、リサンプリングの対象となる粒子を $\{s_{t-L|t-1}^{(j)}, s_{t-L+1|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}, p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ へ変更するとともにリサンプリング回数を減らす (t が小さい場合は増加) ことによって $\{s_{t-L|t}^{(j)}, s_{t-L+1|t}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t}^{(j)}, s_{t|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を生成する方法が提案された。北川 (2005) によれば、この方法で固定ラグ平滑化が実行可能である。ただし、 $f_t^{(j)} = s_{t|t}^{(j)}$ であり、 L は固定した値とする。 $\{s_{t|t+L}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を計算するには $\{s_{t|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を L 回リサンプリングする必要はあるが、 t が大きくなった場合でもリサンプリングの回数が L 回に限定されるので退化が進みにくい。これがこの方法の利点である。樋口編 (2011) によれば、 L は 10~20 に設定して平滑化を実行する機会が多い。⁵ この方法でも $\{s_{t|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ から逐次的に粒子を生成していくことによって $\{s_{t-L|t-1}^{(j)}, s_{t-L+1|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ は得られる。そして、 $p_t^{(j)}$ は $s_{t-1|t-1}^{(j)}$ と $v_t^{(j)}$ を観測方程式 (2) へ代入することによって得られる。

平滑化する際に、固定点平滑化法では時点と同じ大きさの t 次のベクトルを生成していた。 $t > L+1$ の場合、固定ラグ平滑化では、 t よりも小さい次元の $L+1$ 次のベクトルの生成で済むので、平滑化のために保存しておかなければならない粒子の個数は $k \times (L+1) \times m$ 個となり、固定点平滑化で実行するよりも少なく済むため、計算上の負荷が少ない。

2.5 モンテカルロフィルタのアルゴリズム

モンテカルロフィルタにおける一期先予測とフィルタリング、平滑化 (固定区間平滑化) を続けて行なうアルゴリズムは以下のように記述することができる。⁶

⁵ 北川 (1996) では L を 20 程度、最大でも 50 以下にするのが望ましいと記述されている。

⁶ ここでは確率分布 $p(x_t | \tilde{y}_t)$ から x_t をサンプリングできると仮定しているが、サンプリングが難しい場合は提案分布 $q(x_t | \tilde{y}_t)$ を用いて x_t をサンプリングする。その場合は手

- (i) $j=1, 2, \dots, m$ について $f_0^{(j)} \sim p_0(x)$ を生成する。
- (ii) $t=1, 2, \dots, T$ について以下のステップを実行する。
 - (a) $v_t \sim q(v)$ であるから $\{v_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を生成する。(1) に基づいて生成した $\{f_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を用いるとともに、 $p_t^{(j)} = F(f_{t-1}^{(j)}, v_t^{(j)})$ という関係を利用して $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を生成する。こうして一期先予測を行なう。
 - (b) 直前で計算した $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を尤度 $\alpha_t^{(j)} = r(G(y_t, p_t^{(j)})) \left| \frac{dG(y_t, p_t^{(j)})}{d p_t^{(j)}} \right|$ の式へ代入して、 $\{\alpha_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を生成する。この $\{\alpha_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を利用して、 $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ から $\{f_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ をリサンプリングする。こうしてフィルタリングを行なう。
 - (c) 尤度 $\{\alpha_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ を利用して、直前で計算した $\{p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ と過去の平滑化の結果 $\{s_{1|t-1}^{(j)}, s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ の合計である $\{s_{1|t-1}^{(j)}, s_{2|t-1}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t-1}^{(j)}, p_t^{(j)}\}_{j=1}^m$ をリサンプリングすることによって平滑化が実行されて、 $\{s_{1|t}^{(j)}, s_{2|t}^{(j)}, \dots, s_{t-1|t}^{(j)}, s_{t|t}^{(j)}\}_{j=1}^m$ が得られる。

2.6 自己組織化状態空間モデル

パラメータ θ も状態変数として構築された状態空間モデルは自己組織化状態空間モデルと呼ばれる。このモデルを用いて未知のパラメータ θ と状態変数を同時に推定する。説明するに当たっては、観測方程式の未知パラメータと遷移方程式の未知パラメータをそれぞれ θ^m と θ^s と区別して記述する。つまり、 $\theta = (\theta^m, \theta^s)$ である。

$$x_t = F(x_{t-1}, \theta^s, v_t) \quad \text{遷移方程式} \quad t=1, 2, \dots, n. \quad (7)$$

$$y_t = H(x_t, \theta^m, w_t) \quad \text{観測方程式} \quad (8)$$

前述したとおり、自己組織化状態空間モデルでは、状態変数 $\{x_1, x_2, \dots, x_{n-1}, x_n\}$ に加えて未知パラメータ θ を新たな状態変数と考え、 z_t を以下のとおりに定義する。

$$z_t = \begin{bmatrix} x_t \\ \theta \end{bmatrix} \quad (9)$$

z_t を用いて記述した遷移方程式と観測方程式は以下のとおりである。

$$z_t = F^a(z_{t-1}, \theta^s, v_t) \quad \text{遷移方程式} \quad t=1, 2, \dots, n. \quad (7')$$

$$y_t = H^a(z_t, \theta^m, w_t) \quad \text{観測方程式} \quad (8')$$

順が少し変更される。

今までは未知パラメータ θ を一定値であると仮定していたが、そのままでは推定上の問題があるので、 θ も時変すると仮定する。⁷ つまり、 z_t は以下のとおりに記述される。

$$z_t = \begin{bmatrix} x_t \\ \theta_t \end{bmatrix} \quad (9)$$

この場合、(7) と (8) を以下のように書き直すことができる。

$$\begin{bmatrix} x_t \\ \theta_t^m \\ \theta_t^s \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} F(x_{t-1}, \theta_{t-1}^s, v_t) \\ \theta_{t-1}^m + u_t^m \\ \theta_{t-1}^s + u_t^s \end{bmatrix} \quad \text{遷移方程式} \quad t=1,2,\dots,n. \quad (7'')$$

$$y_t = H(x_t, \theta_{t-1}^m, w_t) \quad \text{観測方程式} \quad (8'')$$

本節の 2.2 節から 2.5 節までに説明した方法を用いて、(7'') と (8'') から構成される状態空間モデルにおける状態変数 $\{z_t\}_{t=1}^n$ を推定する。

3 SCD モデル

以下では ACD モデルを説明した後に、SCD モデルを説明する。⁸

3.1 ACD モデル

2 つ事象が発生する時点 t_i と t_{i-1} の間隔は $x_i = t_i - t_{i-1}$ と記述され、デュレーションと呼ばれる。ACD モデルでは、観測される変数 x_i が x_i の条件付き期待値 ψ_i (状態変数) と誤差項 ε_i を用いて以下のように定式化される。

$$x_i = \psi_i \varepsilon_i \quad i=1,2,\dots,n. \quad (10)$$

$$\varepsilon_i \sim i.i.d. \quad (11)$$

ψ_i 、あるいは ψ_i を対数変換した $\psi_i (= \ln \psi_i)$ の定式化は様々なものを提案することが可能である。期待デュレーション ψ_i を定式化する基本モデルとして ψ_i と x_i の一次のラグ付き変数である ψ_{i-1} と x_{i-1} を説明変数とする一次式を仮定する。

$$\psi_i = \omega + \alpha \psi_{i-1} + \beta x_{i-1} \quad i=1,2,\dots,n. \quad (12a)$$

$$\psi_1 \sim N\left(0, \frac{\omega}{1-\alpha-\beta}\right) \quad (12b)$$

ここで、誤差項 ε_i の確率分布としてパラメータ γ で平均が 1 のガンマ分布 $GAM\left(\gamma, \frac{1}{\gamma}\right)$ を仮定す

る。 ε_i の確率密度関数は以下のとおりである。

$$\varepsilon_i \sim i.i.d. GAM\left(\gamma, \frac{1}{\gamma}\right) \quad f_{\varepsilon_i|\gamma} = \frac{\varepsilon_i^{\gamma-1} \exp(-\varepsilon_i \gamma)}{\gamma^{-\gamma} \Gamma(\gamma)} \quad (13)$$

(10) と (13) から、 x_i の確率密度関数として次式を得る。

$$g(x_i|\Psi_i, \gamma) = \frac{1}{x_i} \left(\frac{x_i}{\Psi_i}\right)^{\gamma} \exp\left(-\frac{x_i \gamma}{\Psi_i}\right) \frac{\gamma^{\gamma}}{\Gamma(\gamma)}$$

$GAM\left(\gamma, \frac{1}{\gamma}\right)$ において $\gamma=1$ とおけば、パラメータが 1 の指数分布となる。そこで、 ε_i の確率分布としてパラメータが 1 の指数分布を仮定する。

$$\varepsilon_i \sim i.i.d. Exp(1) \quad f_{\varepsilon_i} = \exp(-\varepsilon_i) \quad (14)$$

(10) と (14) から、 x_i の確率密度関数として次式を得る。⁹

$$g(x_i|\Psi_i, \gamma) = \frac{1}{\Psi_i} \exp\left(-\frac{x_i}{\Psi_i}\right) \frac{1}{\Gamma(1)} = \frac{1}{\Psi_i} \exp\left(-\frac{x_i}{\Psi_i}\right)$$

したがって、対数尤度は以下のとおりである。

$$\ln L(\Psi_1, \dots, \Psi_n, \omega, \alpha, \beta | x_1, x_2, \dots, x_n) = -\sum_{i=1}^n \ln \Psi_i - \sum_{i=1}^n \frac{x_i}{\Psi_i}$$

ただし、 Ψ_i は(12a)と(12b)で定めたとおりである。

なお、林・佐藤 (2016) によれば、ACD モデルの条件付き強度関数は以下のとおりである。

$$\lambda(t|N(t), t_1, t_2, \dots, t_{N(t)}) = \lambda_0 \left(\frac{t - t_{N(t)}}{\Psi_{N(t)-1}}\right) \frac{1}{\Psi_{N(t)-1}}$$

ただし、 $\lambda_0(t)$ はベースライン・ハザード関数であり、 ε_i の確率密度関数と生存関数の比である。

3.2 SCD モデル

SCD モデルでは、観測される変数 x_i が x_i の条件付き期待値 ψ_i (状態変数) と誤差項 ε_i を用いて以下のように定式化される。

$$x_i = \psi_i \varepsilon_i \quad i=1,2,\dots,n. \quad (15)$$

$$\varepsilon_i \sim i.i.d. \quad (16)$$

$$E[x_i | \Psi_{i-1}, \Psi_{i-2}, \dots, \Psi_{i-k}, \eta_i] = \Psi(\Psi_{i-1}, \Psi_{i-2}, \dots, \Psi_{i-k}, \eta_i) \equiv \psi_i$$

このモデルではデュレーション x_i の条件付き期待値 ψ_i が自らの過去の値 $\psi_{i-1}, \psi_{i-2}, \psi_{i-3}, \dots$ と誤差項 η_i に依存している。

⁹ $\varepsilon_i \sim Exp(\beta)$ であれば、 $f_{\varepsilon_i} = \frac{1}{\beta} \exp\left(-\frac{\varepsilon_i}{\beta}\right)$ であるから、畳み込みによって x_i の確率密度関数は以下のとおりになる。

$$g(x_i) = \frac{1}{\beta} \exp\left(-\frac{x_i}{\beta}\right) \left|\frac{dx_i}{d\varepsilon_i}\right| = \frac{1}{\beta} \exp\left(-\frac{x_i}{\beta}\right) \left|\frac{1}{\psi_i}\right|$$

ここで $\beta=1$ を代入すると次式が得られる。

$$g(x_i) = \frac{1}{\psi_i} \exp\left(-\frac{x_i}{\psi_i}\right)$$

⁷ 矢野 (2014) を参照されたい。

⁸ SCD モデルについては砂田 (2018) においても説明されている。

期待デュレーション Ψ_i の定式化は自由である。また、 ε の確率分布も0以上の値だけを実現する確率分布という条件は必要であるものの、細かい条件はない。つまり、 Ψ_i の定式化と ε_i の確率分布の特定化によって様々なSCDモデルを定義できる。

ポアソン過程では x_i が独立かつ同一の指数分布に従っている。その結果、計数過程 $\{N(t)\}$ がポアソン過程に従っている。一方、SCDモデルでは、 ε_i が独立かつ同一の指数分布に従っていたとしても、 Ψ_i が変動するので、 x_i の確率分布は変動する。

前述したとおり、 Ψ_i 、あるいは Ψ_i を対数変換した $\psi_i (= \ln \Psi_i)$ の定式化は様々なものを提案することが可能である。本稿では単純なモデルとして、期待デュレーション Ψ_i を対数変換した ψ_i の一階の自己回帰モデルを仮定する。

$$\psi_i = \delta + \phi \psi_{i-1} + \eta_i \quad \eta_i \sim N(0, \sigma_\eta^2) \quad i=1, 2, \dots, n. \quad (17a)$$

$$\psi_1 \sim N\left(0, \frac{\sigma_\eta^2}{1-\phi^2}\right) \quad (17b)$$

このようにSCDモデルでは誤差項を含むように Ψ_i が定式化されるので、デュレーションに加えてボラティリティーにも確率的な変動が含まれるようにACDモデルが拡張されている。¹⁰

Bauwens=Veredas (2004)によれば、誤差項がワイブル分布に従うSCDモデルのハザード関数 (= 強度関数) は以下のとおりである。¹¹

$$h(d_i|\psi_{i-1}) = \frac{\gamma \int_{-\infty}^{\infty} \Psi_i^{-\gamma} d_i^{\gamma-1} \exp\left[-\left(\frac{d_i}{\Psi_i}\right)^\gamma - \left(\frac{u_i^2}{2\sigma^2}\right)\right] du_i}{\int_{-\infty}^{\infty} \exp\left[-\left(\frac{d_i}{\Psi_i}\right)^\gamma - \left(\frac{u_i^2}{2\sigma^2}\right)\right] du_i}$$

3.3 自己組織化状態空間モデルを用いた推定方法

未知パラメータも状態変数として構築された状態空間モデルである自己組織化状態空間モデル (Self-organizing state-space model) では、状態

¹⁰ ACDモデルでは Ψ_i を定式化する際に誤差項を含めない。たとえば、 $\Psi_i = \omega + \alpha x_{i-1} + \beta \Psi_{i-1}$ と定式化する。

¹¹ Bauwens=Veredas (2004) の389ページの(15)を参照されたい。ガンマ分布に従う場合のハザード関数は解析的に導出されないと記述されている。

変数 ψ_i に加えて未知パラメータも状態変数として推定される。未知パラメータ $(\delta, \phi, \sigma_\eta^2)$ も推定の対象とするに当たり、 $(\delta_i, \phi_i, \sigma_{\eta,i}^2)$ は以下のようなランダムウォークに従うと仮定する。

$$\delta_i = \delta_{i-1} + u_{\delta,i}$$

$$\phi_i = \phi_{i-1} + u_{\phi,i}$$

分散 $\sigma_{\eta,i}^2$ については非負制約が必要となるので対数変換したものがランダムウォークに従うと仮定する。

$$\ln \sigma_{\eta,i}^2 = \ln \sigma_{\eta,i-1}^2 + u_{\sigma,i}$$

なお、誤差項 $u_{\delta,i}$, $u_{\phi,i}$, $u_{\sigma,i}$ は平均が0の正規分布に従う。

新たな状態変数ベクトルを用いた遷移方程式は以下のとおりである。

$$\begin{pmatrix} \psi_i \\ \delta_i \\ \phi_i \\ \ln \sigma_{\eta,i}^2 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \phi_{i-1} & 1 & 0 & 0 \\ 0 & 1 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 1 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 1 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \psi_{i-1} \\ \delta_{i-1} \\ \phi_{i-1} \\ \ln \sigma_{\eta,i-1}^2 \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} \eta_i \\ u_{\delta,i} \\ u_{\phi,i} \\ u_{\sigma,i} \end{pmatrix} \quad (18)$$

そして、新たな状態変数ベクトルを用いた観測方程式は以下のとおりである。

$$\ln x_i = \psi_i + \ln \varepsilon_i = (1 \ 0 \ 0 \ 0) \begin{pmatrix} \psi_i \\ \delta_i \\ \phi_i \\ \ln \sigma_{\eta,i}^2 \end{pmatrix} + \ln \varepsilon_i, \quad \varepsilon_i \sim \text{Exp}(1) \quad (19)$$

(i) 一期先予測の方法

(18)の ψ_{i-1} の代わりに一期前のフィルタリングした値 $\psi_{i-1|i-1}^{(j)}$ を代入して $\psi_{i|i-1}^{(j)}$ を得る。次に、(18)の δ_{i-1} の代わりに一期前のフィルタリングした値 $\delta_{i-1|i-1}^{(j)}$ を代入して $\delta_{i|i-1}^{(j)}$ を得る。そして、(18)の ϕ_{i-1} の代わりに一期前のフィルタリングした値 $\phi_{i-1|i-1}^{(j)}$ を代入して $\phi_{i|i-1}^{(j)}$ を得る。さらに、(18)の $\ln \sigma_{\eta,i-1}^2$ の代わりに一期前のフィルタリングした値 $\ln \sigma_{\eta,i-1|i-1}^{2(j)}$ を代入して $\ln \sigma_{\eta,i|i-1}^{2(j)}$ を得る。

(ii) ψ_i のフィルタリングの方法

尤度 $\{\alpha_{i,\psi}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を重みとして利用して一期先予測の粒子 $\{\psi_{i|i-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ からリサンプリングすることで

表1 取引データの集計例

取引データ集計前			取引データ集計後		
取引時刻	取引価格	出来高	取引時刻	取引価格	出来高
9:05:10	1000	1	9:05:10	1000	4
9:05:10	1000	3	9:05:11	1002	5
9:05:11	1002	2	9:05:13	1003	2
9:05:11	1002	3	⋮	⋮	⋮
9:05:13	1003	2	⋮	⋮	⋮

フィルタリングした粒子 $\{\psi_{it}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を得る。

(iii) $\delta_i^{(j)}, \phi_i^{(j)}, \ln\sigma_{\eta,i}^{2(j)}$ のフィルタリングの方法

尤度 $\{\alpha_{i,s}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を重みとして利用して一期先予測の粒子 $\{\delta_{it-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ からリサンプリングすることでフィルタリングした粒子 $\{\delta_{it}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を得る。同様に、尤度 $\{\alpha_{i,\phi}^{(j)}\}_{j=1}^m$ と一期先予測の粒子 $\{\phi_{it-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を用いてフィルタリングした粒子 $\{\phi_{it}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を得る。さらに、尤度 $\{\alpha_{i,\ln\sigma^2}^{(j)}\}_{j=1}^m$ と一期先予測の粒子 $\{\ln\sigma_{\eta,i-1}^{2(j)}\}_{j=1}^m$ を利用して粒子 $\{\ln\sigma_{\eta,i}^{2(j)}\}_{j=1}^m$ を得る。

(iv) ψ_i の平滑化の方法 (固定点平滑化)

尤度 $\{\alpha_{i,\psi}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を重みとして利用して、一期前の平滑化で生成した粒子 $\{\psi_{1|i-1}^{(j)}, \psi_{2|i-1}^{(j)}, \dots, \psi_{i-1|i-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ と $\{\psi_{i-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ の合計からリサンプリングすることで平滑化した粒子 $\{\psi_{1|i}^{(j)}, \psi_{2|i}^{(j)}, \dots, \psi_{i-1|i}^{(j)}, \psi_{i|i}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を得る。

(v) $\delta_i^{(j)}, \phi_i^{(j)}, \ln\sigma_{\eta,i}^{2(j)}$ の平滑化の方法 (固定点平滑化)

尤度 $\{\alpha_{i,s}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を重みとして利用して、一期前の平滑化で生成した粒子 $\{\delta_{1|i-1}^{(j)}, \delta_{2|i-1}^{(j)}, \dots, \delta_{i-1|i-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ と $\{\delta_{i-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ の合計をリサンプリングすることで平滑化した粒子 $\{\delta_{1|i}^{(j)}, \delta_{2|i}^{(j)}, \dots, \delta_{i-1|i}^{(j)}, \delta_{i|i}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を得る。同様に、尤度 $\{\alpha_{i,\phi}^{(j)}\}_{j=1}^m$ と一期前の平滑化で生成した粒子 $\{\phi_{1|i-1}^{(j)}, \phi_{2|i-1}^{(j)}, \dots, \phi_{i-1|i-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ と $\{\phi_{i-1}^{(j)}\}_{j=1}^m$ の合計を用いて平滑化した粒子 $\{\phi_{1|i}^{(j)}, \phi_{2|i}^{(j)}, \dots, \phi_{i-1|i}^{(j)}, \phi_{i|i}^{(j)}\}_{j=1}^m$ を得る。さらに、尤度 $\{\alpha_{i,\ln\sigma^2}^{(j)}\}_{j=1}^m$ と一期前の平滑化で生成した粒子 $\{\ln\sigma_{\eta,1|i-1}^{2(j)}, \ln\sigma_{\eta,2|i-1}^{2(j)}, \dots, \ln\sigma_{\eta,i-1|i-1}^{2(j)}\}_{j=1}^m$ と $\{\ln\sigma_{\eta,i-1}^{2(j)}\}_{j=1}^m$ の合計を用いて平滑化した粒子 $\{\ln\sigma_{\eta,1|i}^{2(j)}, \ln\sigma_{\eta,2|i}^{2(j)}, \dots, \ln\sigma_{\eta,i-1|i}^{2(j)}, \ln\sigma_{\eta,i}^{2(j)}\}_{j=1}^m$ を得る。

4 データとその加工方法について

4.1 分析するデータについて

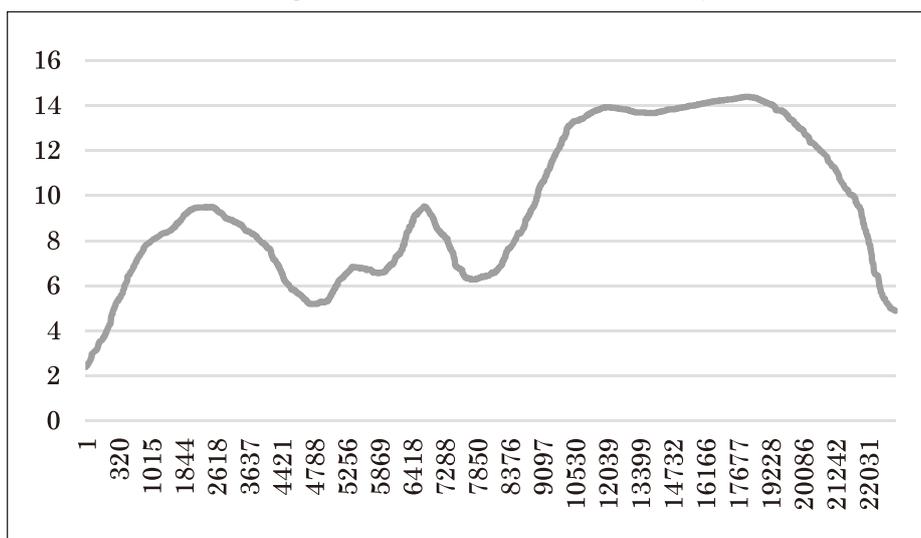
本稿では東京商品取引所で取引されている金先物（現物受渡用）のティックデータを用いてSCDモデルを推定した。試験的に2016年4月11日を選んでいる。金先物も含めて、日本の商品先物市場では一般に期先物の出来高が最も多い。そこで、今回の分析でも4月11日における期先物である2017年2月限のデータを利用した。金先物市場における取引時間は午前9時～15時15分が日中の取引時間である。9時に板合せ取引が行なわれて9時1分に始値が付く。その後、ザラバ取引が15時15分まで行なわれる。¹² これ以外の時間帯に時間外取引も行われているが、本稿の分析では9時1分から15時15分までの日中のデータだけを利用してパラメータの推定を行った。分析対象とする取引は4,017個であった。

本稿で分析するティックデータとは、1日の中で取引される一つ一つの取引に関するデータを集めたものである。したがって、ティックデータには、取引時刻（時分秒）、取引価格（円）、取引数量（枚）が含まれている。東京商品取引所から購入したティックデータには、日付（年月日）、取引種別（先物かオプションか）、商品番号、限月（年月）、約定時刻（時分秒）、約定価格（円）、出来高（枚）が入力されている。

ティックデータを用いて分析するので、1秒間に複数の取引が執行される場合もある。この場合

¹² 現在は取引システムが変更されて、8時45分から15時15分までが日中の取引時間であり、寄り付きと大引けで板合せ取引を行なう。

図1 デュレーション x_i を平滑した結果 (縦軸は取引間隔, 横軸は経過時間)



は表1に示すとおり, 同じ時点に複数の取引情報が表示される。取引間隔を計算する場合には同じ時点(秒)で執行された取引を分けることはできないので, 1つのデータと考える。こうして, 取引が執行された時点(秒)ごとに出来高(取引枚数)と約定価格が2,088個得られた。

4.2 データの加工方法について

全ての取引が含まれているティックデータから, 時間間隔データを作成する。そのデータにSCDモデルを直接適用して, パラメータを推定するのではなく, 時間間隔データを元に計算した平滑化曲線から得られた値でデータを割った後, そのデータを用いてSCDモデルのパラメータを推定する。

平滑化の方法は様々である。局所多項式回帰においてバンド幅を可変としたLOESS (LOcally weighted ReGrESSion) が考案された。LOESSをさらに発展させたものにスーパースムーザがある。本稿ではスーパースムーザを用いてデータを平滑化する。¹³

5 推定結果

本稿では試験的に2016年4月11日に東京商品取引所で取引された金先物市場(現物受渡用)のティックデータを用いてSCDモデルを推定した。

¹³ データの平滑化については竹澤(2007)に詳しい。

具体的には, 誤差項に指数分布を仮定したSCDモデル, つまり, (15), (17a, b)と(14)式に基づいたモデルのパラメータを自己組織化状態空間モデル(18), (19)として推定した。推定に当たっては, 各取引時点で5,000個の粒子を発生させた。未知パラメータ(δ, ϕ, σ_i^2)を推定する際の初期値としてSCDモデルをベイズ推定した結果(表3)を利用している。また, 未知パラメータはランダムウォークに従うと仮定したが, 誤差項 $u_{\delta,i}, u_{\phi,i}, u_{\sigma_i,i}$ の標準偏差は杉浦=中妻(2016)に従い, 0.05と仮定した。

推定を行なう前に取引間隔(デュレーション)のデータを平滑化によって加工しなくてはならない。平滑化の方法は幾つかあるが, 森保(2006)に従ってスーパースムーザを利用して, 取引間隔のデータを平滑化した。原データを平滑化した値で割ることによって確定的な日中の傾向を予め除去しておくのである。¹⁴ 取引間隔を平滑化した結果が図1である。横軸は取引開始時刻近く(9時)からの経過時間(単位は秒)である。午前中は最初の1時間半, 次の1時間, 午後には山があり, 大きく3つの山があることが読み取れる。

平滑化した値で取引間隔 x_i を割って調整した値

¹⁴ Engle=Russell(1998)の1137ページに期待デュレーションは確定的(deterministic)な成分と確率的(stochastic)な成分に分けられると記述されている。

図2 $\bar{\psi}_{i|i}$ の推移 (縦軸は平均, 横軸は取引された順番)

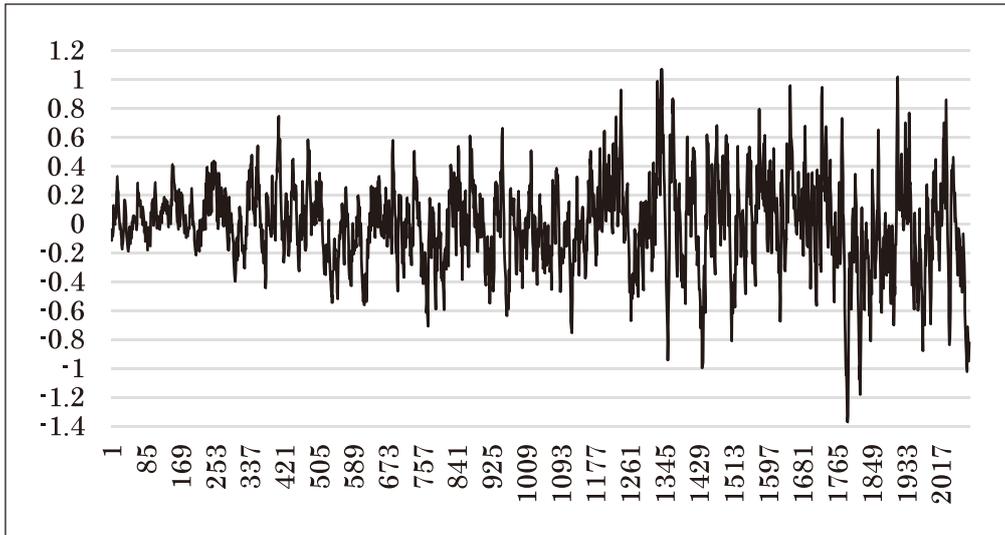


図3 $\bar{\delta}_{i|i}$, $\bar{\phi}_{i|i}$, $\bar{\sigma}_{\eta}^2_{i|i}$ の推移 (縦軸は平均, 横軸は取引された順番)

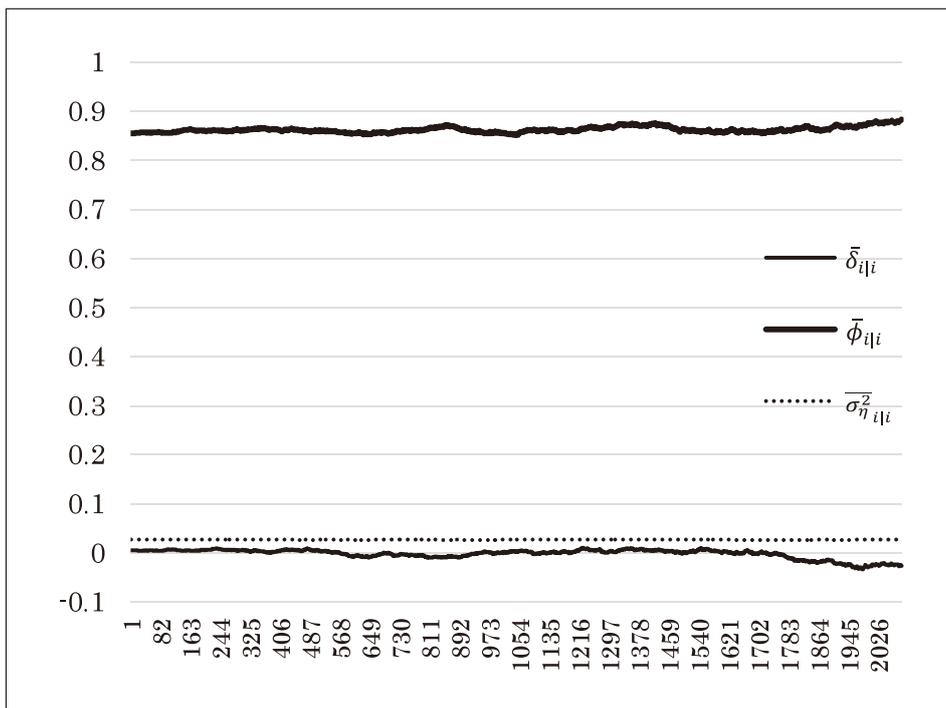


表2 SCDモデルを自己組織化状態空間モデルとして推定した結果

変数	全取引時点の平均	全取引時点の標準偏差
$\{\bar{\delta}_{i i}\}_{i=1}^{2088}$	-0.001833	0.108811
$\{\bar{\phi}_{i i}\}_{i=1}^{2088}$	0.862557	0.098860
$\{\bar{\sigma}_{\eta}^2_{i i}\}_{i=1}^{2088}$	0.026804	0.003024

表3 SCDモデルをベイズ推定した結果

パラメータ	事後平均	事後標準偏差	事後自己相関
δ	0.004955	0.005017	0.220067
ϕ	0.855059	0.022434	0.409312
σ_η^2	0.027147	0.002642	0.712333

出典：砂田 (2018)

を改めてデータ x_i と定めて SCD モデルを当てはめる。自己組織化状態空間モデルを用いるので、状態変数だけでなく、パラメータを推定した結果も取引時点ごとに計算される。図2に状態変数の系列 $\{\psi_i\}_{i=1}^n$ をフィルタリングによって推定した結果を示す。¹⁵ 各取引時点で5,000個の粒子 $\{\psi_{it}^{(j)}\}_{j=1}^{5000}$ を生成してその平均 $\bar{\psi}_{it}$ を各取引時点における状態変数の推定値と考える。図2の縦軸は各取引時点で状態変数を5,000回生成した結果を平均した値 $\bar{\psi}_{it}$ 、横軸は取引された順番である。図2を見ると、 $\bar{\psi}_{it}$ の系列は0の周囲を変動していることが分かる。 $\psi_i = \ln \Psi_i$ であるから ψ_i の推定値は多くの取引時点において1に近い値であると考えられる。

次に、図3に3つのパラメータ ($\delta, \phi, \sigma_\eta^2$) をフィルタリングによって推定した結果を示す。3つのパラメータのそれぞれについて、各取引時点で5,000個の粒子 ($\{\delta_{it}^{(j)}\}_{j=1}^{5000}, \{\phi_{it}^{(j)}\}_{j=1}^{5000}, \{\sigma_{it}^{(j)}\}_{j=1}^{5000}$) を生成して、その平均 ($\bar{\delta}_{it}, \bar{\phi}_{it}, \bar{\sigma}_{it}^2$) を各取引時点におけるパラメータの推定値と考えている。図3の縦軸は各取引時点で3つのパラメータをそれぞれ5,000回生成した結果を平均した値、横軸は取引された順番である。3つのパラメータのそれぞれについて2,088個の推定値があり、その推移を示したところ、2,088個の取引時点を通じて3つともほとんど変化していないように見える。

表2には、3つのパラメータ ($\delta, \phi, \sigma_\eta^2$) の2,088個の推定値 (= 平均) について全取引時間を通じて計算した標本平均と標本標準偏差を示す。定数項 δ については、 $\{\bar{\delta}_{it}\}_{i=1}^{2088}$ の全取引時点を通じた平

均 $\bar{\delta}$ が -0.0018、標準偏差が 0.108811 であった。各取引時点において生成した5,000個の粒子の標本平均を標本標準偏差で割った値の絶対値は全ての取引時点で1.96以下であった。したがって、有意に0と異なるとは判断できないであろう。なお、 $\psi = \ln \Psi$ であるから、定数項 δ が負値になっても問題は無い。回帰係数 ϕ については、 $\{\bar{\phi}_{it}\}_{i=1}^{2088}$ の全取引時点を通じた平均が 0.8626、標準偏差が 0.09886 であるから大きな変化がないと考えられる。各取引時点において生成した5,000個の粒子の標本平均を標本標準偏差で割った値は全ての取引時点で1.96以上であった。誤差項の分散 σ_η^2 については、 $\{\bar{\sigma}_{it}^2\}_{i=1}^{2088}$ の全取引時点を通じた平均が 0.0268、標準偏差が 0.0030 であるから大きな変化がないと考えられる。各取引時点において生成した5,000個の粒子の標本平均を標本標準偏差で割った値は全ての取引時点で1.96以上であった。

また、DIC は 4453.203、 $\{\bar{\psi}_{it}\}_{i=1}^{2088}$ を用いて計算した対数尤度は -1935.28 であった。

参考のため、ベイズ推定した結果を表3に示しておく。¹⁶ 定数項 δ は 0.00496 であり、有意に0であることを棄却できない。しかし、回帰係数 ϕ は 0.855 であり有意に0と異なる判定された。採択率は約 97.7% であった。 $\{\psi_i\}_{i=1}^n$ の採択率は約 56.7% であった。また、DIC は 4472.84、状態変数の系列 $\{\psi_i\}_{i=1}^n$ の事後平均を用いて計算した対数尤度は -2117.84 であった。以上から δ, ϕ と σ_η^2 の推定値はおおよそ似た結果となった。

6 結 論

本稿の目的はモンテカルロフィルタを紹介する

¹⁵ 2節と3節において平滑化について説明したが、平滑化による推定までは行なわない。

¹⁶ 砂田 (2018) の推定結果を再掲したものである。

ことと、モンテカルロフィルタを用いてSCDモデルを推定する方法を紹介することである。第2節では、自己組織化状態空間モデルを含めてモンテカルロフィルタを紹介した後、その推定方法を紹介した。第3節では、SCDモデルと自己組織化状態空間モデルによる推定方法を説明した。第4節では、分析対象の取引間隔（デュレーション）データについて説明した後、日中効果を取り除くのに用いる平滑化について説明した。平滑化の手法はいろいろあるが、本稿では森保（2006）と同じスーパースムーザを利用して平滑化したデータを利用して推定した。第5節では、東京商品取引所の金先物市場のティックデータを対象にしてSCDモデルのパラメータをモンテカルロフィルタで推定した結果を示した。SCDモデルをベイズ推定した結果と比較したところ、類似の結果が得られた。

参考文献

- [1] Bauwens, L., and Veredas, D., 2004, "The stochastic conditional duration model: a latent variable model for the analysis of financial durations, " *Journal of Econometrics*, 119, pp.381-412.
- [2] Engle, R.F., and Russel, J.R., 1997, "Forecasting the frequency of changes in quoted foreign exchange price with the ACD model, " *Journal of Empirical Finance*, 4, pp.187 - 212.
- [3] Engle, R.F. and Russel, J.R., 1998, "Autoregressive conditional duration: a new model for irregularly spaced transaction data, " *Econometrica*, 66, pp.1127-1162.
- [4] Gordon, N., Salmond, D. and Smith, A., 1993, "Novel approach to nonlinear /non-Gaussian Bayesian state estimation, " *IEEE Proceedings-F*, 140, pp.107-113.
- [5] 林高樹・佐藤彰洋, 2016, 『金融市場の高頻度データ分析』, 朝倉書店.
- [6] 林高樹, 2012, 「高頻度データの分析(2): 不
等間隔データ分析」, 刈屋武昭他編, 『経済時
系列ハンドブック』の第6章4節に所収, 朝
倉書店.
- [7] 樋口知之編, 2011年, 『データ同化入門』, 朝
倉書店.
- [8] 樋口知之, 2011年, 『予測に生かす統計モデ
リングの基本』, 講談社.
- [9] Kalman, R.E., 1960, "A new approach to
linear filtering and prediction
problems, " *Trans. ASME-J, Basic Eng. (ser.D)*,
82, pp.35-45.
- [10] Kitagawa, G., 1993, "A monte carlo
filtering and smoothing method for non-
Gaussian nonlinear state space
models, " *Technical report*, Institute of
Statistical Mathematics research
memorandum, No.462.
- [11] Kitagawa, G., 1996, "Monte carlo filter and
smoother for non-Gaussian nonlinear state
space models, " *Journal of Computational and
Graphical Statistics*, 5, pp.1-25.
- [12] 北川源四郎, "モンテカルロ・フィルタおよ
び平滑化について", 1996, 『統計数理』, 第
44巻1号, pp.31-48.
- [13] Kitagawa, G., 1998, "A self-organizing
state space models, " *Journal of American
Statistical Association*, 93, pp.1203-1205.
- [14] 北川源四郎, 2005年, 『時系列解析入門』, 岩
波書店.
- [15] Men, Z., and Kolkiewicz, A. W., Wirjanto,
T. S., 2015, "Bayesian analysis of
asymmetric stochastic conditional duration
model, " *Journal of Forecasting*, 34, pp.36 -
56.
- [16] Men, Z., and Kolkiewicz, A. W., Wirjanto,
T. S., 2016, "Bayesian inference of
asymmetric stochastic conditional duration
models, " *Journal of Statistical Computation*

- and Simulation*, 86, pp.1295 - 1319.
- [17] 森保洋, 「金先物市場の日中価格変動と取引時間間隔」, 2006, 『経営と経済』, 長崎大学経済学会, 第85巻3・4号, pp.408-430.
- [18] Pacurar, M., 2008, “Autoregressive conditional duration models in finance : A survey of the theoretical and empirical literature,” *Journal of Economic Survey*, 22, pp.711-751.
- [19] 佐藤整尚・高橋明彦, 2005, “モンテカルロフィルタを用いた金利モデルの推定” 『計算統計Ⅱ－マルコフ連鎖モンテカルロ法の基礎』の補論Bに所収, 岩波書店.
- [20] 砂田洋志, 2018, “SCD モデルの理論と実証—東京商品取引所における金先物取引への応用—”, 山形大学紀要 (社会科学), 第48巻第2号, pp.41-63.
- [21] Strickland, C.M., Forbes, C.S., and Martin, G.M., 2006, “Bayesian analysis of stochastic conditional duration model,” *Computational Statistics & Data Analysis*, 50, pp.2247-2267.
- [22] 杉浦航・中妻照雄, 2016, 「ティックデータを用いた株式市場における約定予測」, 日本金融・証券計量・工学学会編『ファイナンスにおける数値計算手法の新展開』の第4章に所収, 朝倉書店.
- [23] 高部勲, 2010, “非線形状態空間モデル及びモンテカルロ・フィルタによるNAIRUの推定”, 『統計研究彙報』, 第67号, pp.55-88.
- [24] 竹澤邦夫, 2007, 『みんなのためのノンパラメトリック回帰 (上) 第3版』, 吉岡書店.
- [25] 矢野浩一・佐藤整尚, 2007, “初期分布探索付き自己組織化状態空間モデルによる金融時系列解析の最前線:t分布付き確率的ボラティリティ変動モデルへの応用”, 『FSA リサーチレビュー 2006』, 金融庁金融研究センター, pp.1-24.
- [26] 矢野浩一・飯田泰之・和合肇, 2011, 「ゼロ金利制約下における日本経済—流動性制約家計を含むニューケインジアン DSGE モデル」, 『世界同時不況と景気循環分析』の第9章に所収, 浅子・飯塚・宮川編集, 東京大学出版会.
- [27] 矢野浩一, 2014, “粒子フィルタの基礎と応用: フィルタ・平滑化・パラメータ推定”, 『日本統計学会誌』, 第44巻, pp.189-216.

Theory and Application of Monte Carlo Filter
—— Application to Stochastic Conditional Duration model ——

Hiroshi SUNADA

(Management, Social Systems Course)

The monte carlo filter is a very useful estimation method, because we can use it even if the error term does not follow the normal distribution and /or model is non-linear. In this paper we introduce monte carlo filter and show how to apply it to financial model. We apply it to stochastic conditional duration model. We use tick data of golden futures on Tokyo Commodity Exchange. We estimate the parameters and state variables by monte carlo filter. The result is almost the same as that by Bayesian method.

地方銀行による国際業務の新たな動向

山口 昌 樹

(社会システム専攻 国際経済法務担当)

1. はじめに

日本銀行による超緩和的な金融政策が長引いていることにより、地方銀行の経営は窮地に立たされている。長期国債の利回りがゼロ%に張り付く状況が続いているため運用業務における利鞘の縮小が経営に大打撃を与えている。金融庁が公表した「金融レポート」(2017年10月)は、2017年3月時点ですでに過半の銀行が本業で赤字となっている事態に警鐘を鳴らしている。現行の金融政策がいつまで続くかは出口が見えず、貸出を本業とする従来のビジネスモデルには超高齢社会の到来による資金需要の低迷という逆風が吹いている。経営体力があるうちに収益力を回復させられるビジネスモデルへ転換することが地方銀行の喫緊の課題となっている。

こうした経営環境において将来的に期待できる数少ない業務分野が国際業務である。国際業務に地方銀行が取り組む姿が日常的にメディアで目に触れるが、その全容は一体どうなっているのか、というのが本稿の分析課題である。これまで先行研究は特定の分析視角から地方銀行の国際業務について明らかにしてきたが、最近の動向についてその全容を示すという作業は試みられていない。本稿は、地方銀行がウェブサイトで公表しているニュースリリースを情報源として利用し、国際業務に係る活動を分類する作業を通じて全体図を提示する試みである。本分析は地方銀行の国際業務についての研究を進める上での基礎資料を提供することを目論むものである。

これ以降の構成は次のとおりである。2節は本研究の研究上の位置づけを先行研究の系統的な紹介と先行研究との差異から示す。3節はまず地方銀行の国際業務について最近の動向を特徴づけた

のちに、個別の取り組みについて傾向と新たな動向を明らかにする。最後に、本分析で得られた知見を取りまとめ、今後の研究の方向性を示す。

2. 本研究の位置づけ

2.1 研究上の位置づけ

本稿が分析対象とする地方銀行の国際化は近年になって新たに出現した現象であり、多国籍銀行研究の中における独自の領域として分析を進める必要がある。多国籍銀行研究が分析対象とするのは複数の国や地域に拠点を設置して活動する銀行、すなわち日本のメガバンクも含む先進国の巨大銀行であった。しかし、2000年代以降、地方銀行はアジア諸国を中心に駐在員事務所を設置し、アジアの現地銀行との業務提携を進め、さらには海外シンジケートローンへ参加するといったように国際業務への取り組みを積極的に推し進めている¹。

こうした地方銀行の動向を分析するに当たっては従来の多国籍銀行とは異なる枠組みを用いる必要がある。地方銀行の行動は従来の多国籍銀行とは異なっているため伝統的な研究課題においても分析対象となる行動が異なってくる。多国籍銀行研究が注力してきた研究課題には進出形態の選択、進出動機の究明、貸出行動におけるホスト国銀行との差異、ホスト国での効率性といったものが挙げられる。例えば、進出形態については巨大銀行が選択する主要な進出形態は支店や現地法人である一方で、地方銀行は駐在員事務所、業務提携した現地銀行、業務提携した地方銀行の駐在員事務所、地元自治体の海外事務所といった進出形態が多い。

¹ 第1期は1980年代から1990年代に掛けての興隆と撤退であり、この動向については伊鹿倉(2012)が海外拠点の開設状況を追いかけることで地方銀行の国際業務の盛衰を活写している。

進出動機については、従来の多国籍銀行研究は主導仮説－追従仮説の枠組みで分析を行ってきたが、地方銀行について主導仮説を当てはめることは出来ない。主導仮説は金融サービスにおける先進国銀行のホスト国銀行に対する競争上の優位に基づき、ホスト国に進出して新たな取引先を開拓してレントを獲得するために活発な貸し手あるいは借り手として行動するという進出動機を説明するものである。しかし、地方銀行については取引先である中小企業の海外展開を支援するために地方銀行が進出するというリレーションシップ強化が動機として妥当である²。

貸出行動について見ると、海外拠点における貸出を分析しようにも支店の形態で進出している地方銀行はわずかであり分析の俎上に載せること自体が困難である。また、海外シンジケートローンや国際プロジェクトファイナンスにおける貸出行動については分析そのものは可能であるのだが、巨大銀行がこうした金融商品において果たす役割は幹事行であるのに対して地方銀行は参加行としてしか関与できない。

このように主要な研究課題である進出形態、進出動機、貸出行動について地方銀行の行動は従来の多国籍銀行とは異なっているため、本稿は地方銀行の国際化を多国籍銀行研究における独自の領域に位置づけて分析を進める。

2.2 先行研究との違い

本稿の学術研究上の位置づけを地方銀行の国際化に係る先行研究の中で示したい。そのために分析課題、情報源、分析手法によって先行研究をまず系統的に紹介する。分析に利用するデータは定量データと定性データの2つに分類できる。まず、定量データとしては支店や駐在員事務所といった拠点の設置状況や海外融資残高の動向といったデータを用いられてきた。こうしたデータに基づき地方銀行の海外展開について概況を紹介する報

告は山口（2017）のように商業誌や大学紀要に散見されるが学術的な分析が施されていないものがほとんどである。

一方、定量データに統計解析を適用して地方銀行の動向を捉える分析の流れが形成されつつある。山口（2012a, 2013b）は地方銀行が推進する外国銀行との業務提携が実効的なものであるかを検証することを課題とした研究である。実効性を測定するためにスタンドバイクレジットの実行件数を地方銀行への電話インタビューで聴取してデータセットを作成して解析を実施した。解析結果から業務提携の目的が海外現地法人の資金ニーズへの対応であるという回答にも拘わらず、当時は進出企業数に応じてスタンドバイクレジットの実行数が増加するという関係は見出されなかった。

次に、山口（2014）は地方銀行の国際業務への取り組み状況を俯瞰することを目的としてデータ解析を行った。この研究は外貨建て貸出のデータが有価証券報告書で公表されている地方銀行を対象として、外貨建て貸出、外貨建て証券投資、銀行の資産規模、海外駐在事務所数といったデータを用いた。また、非階層的クラスター分析であるX-means法を駆使して取り組み状況についてパターンを析出し、各銀行を分類、そして分類されたクラスターの特徴をレーダーチャートで示すことで外貨建て貸出を巡る構図を浮き彫りにした³。

地方銀行の海外シンジケートローンへの参加行動を分析した研究としてはYamaguchi（2015a, 2015b）がある。これらの研究はシンジケートローン案件を網羅した商業データベースから貸出条件についての情報を収集してデータセットが構築されている。地方銀行の案件へ参加する要因を説明変数としたプロビットモデルを推計することによって貸出行動を検証し、限界効果の算出によって貸出行動に最も影響を与える要因を特定することに成功している。こうした統計解析から地方銀

² 山口（2012a）は地方銀行と外国銀行との業務提携を支援仮説から説明した。

³ K-means法の逐次繰り返しとBIC（バイズ情報量基準）による分割停止基準を用いることでクラスター数を自動的に決定するアルゴリズムがX-means法である。

行の国際化を分析する研究が蓄積されつつある。

もう一方の定性データとしてはアンケートを実施することによって収集した情報が分析に用いられている。山口（2012b, 2013a）は2012年2月と2012年7月に上海において駐在員事務所に対して行った業務内容についてのインタビューから情報を収集した。駐在員事務所が単なる情報の収集・提供を行っているのではなく、国内における取引深耕を目的として間接的に収益獲得に貢献しているという仮説の妥当性を検証した。また、この研究は駐在員事務所を開設する合理性は主に折衷パラダイムにおける内部化利益にあり、その利益を実現するための具体的なメカニズムを明らかにした。

インタビュー調査から進出の実態を俯瞰した研究として地主・猪口（2014）もある。この研究は様々な金融機関への聞き取り調査と地域銀行へのアンケート結果から、邦銀の東南アジア関連業務について、主にタイのケースを取り上げ、その進出状況や課題について説明した。主な洞察として「地域銀行が東南アジア関連業務を重要と認識しつつも、多くの制約があり積極的な業務展開が難しいこと」を得ている。

本研究と先行研究との違いはこれまで利用されていなかった情報源からのデータに基づいている点にある。それは地方銀行がウェブサイトで公表しているニュースリリースである。ニュースリリースから国際業務に係る活動を捕捉することによって従来の情報源では捉えられなかった活動の実態を分析することが可能になる。こうした活動として、国内セミナー開催による取引先企業への情報提供、海外での商談会開催によるマッチング、業務提携による支援メニューの増強、直接融資や親子ローンといった貸出、最近になって目立ってきたインバウンドへの取り組みが挙げられる。こうした情報を利用することによってこれまで詳細に分析することができなかった活動に光を当てることができ、より包括的に地方銀行の国際業務を分析できるようになることは多国籍銀行研究への貢献となろう。

3. 国際業務への取り組み

3.1 データ

本稿が分析に用いるデータは地方銀行のウェブサイトに掲載されているニュースリリースである。分析対象は地方銀行63行である。分析期間は2015年から2017年までの3年間である。期間を限定した理由は2014年以前のニュースリリースが2017年1月時点で収集できない銀行が多数あったためである。ニュースリリースの中から国際業務に関連するニュースの中でも地域経済や取引先企業との関連がある活動を内容とするものを収集対象とした。地方銀行が取り組む国際業務が全てニュースリリースによって網羅されているわけではない。本稿は海外ファンドへの出資や海外債券への投資といった地域とのリレーションシップが無いと判断される内容は対象としなかった。近年における地方銀行の国際業務は取引先企業の海外進出や輸出の支援といったリレーションシップ・バンキングの延長に位置づけられる活動が中心と考えられるためである。

こうして収集したデータを2015年、2016年、2017年に分けて銀行毎に活動を分類・集計した。さらに、活動項目毎にその内訳を集計して活動内容の詳細を見ていく。

3.2 取組の概況

3.2.1 全体状況

2015年からの3年間における取り組みを集計結果に基づいて概観する。図表1は取り組み項目ごとの順位をニュースレターに掲載された件数によって順位づけした結果である⁴。図表1にある取り組み項目は大きく3つに分類できる。1つ目は取引先企業への海外情報の提供であり、この取り組みがニュースリリースに最も多く掲載されている。情報提供に分類される取り組みは国内セミ

⁴ 例えば、現地商談会の件数301件はあくまでも現地商談会のニュースが掲載されたニュースリリースの数であることを留意されたい。この数字はこれだけの数の現地商談会が開催されたことを意味しているのではない。

ナーと海外セミナーだけではなく現地交流会も含まれる。現地交流会はほとんどの場合においてセミナーと交流会が抱き合わせで開催されるためである。こうした機会に提供される情報は海外事情や実務知識が多く、情報提供の機能を強化することを目的としてアジアを中心とする現地銀行と業務提携をしたり、駐在員事務所の設置するという側面もある。

2つ目の取り組みは現地商談会における仕入先と納入先とのマッチングである。地方銀行が連携して商談会を開催して取引先企業を相互で紹介するという開催方法が多く見受けられる。取引先企業が海外進出する際に直面する課題の1つは、ホスト国を生産拠点とする場合は仕入先や委託加工先となる企業を見つけることであり、ホスト国を消費市場とする場合は販売先を見つけることである。取引先企業が抱える課題を解決するため地方銀行は商談会によるマッチング機能を積極的に提供している。また、現地交流会では取引先企業の間での交流が商談に結び付くこともあるためマッチングの側面もある⁵。

3つ目の取り組みはホスト国における支援手段の拡充である。この取り組みに分類されるのは業務提携、駐在員事務所の形態での拠点開設である。

業務提携の中身は大きく2つに分かれる。1つは現地での金融サービスを業務提携行が取引先企業の現地法人に提供するものである。金融サービスとしては預金取引、貿易金融、スタンドバイクレジットがある。もう1つは取引先企業への現地情報の提供である。投資優遇制度や税制などに関する情報が一般的に提供の対象となる。業務提携は上述した取引先への支援業務を実施する手段の1つなのである。

駐在員事務所は現在のところシンガポールとバンコクを中心として開設ラッシュの様相を呈している（図表2）。その業務内容は多岐に渡るが取引先企業に対する現地情報の提供である。経済、金融、投資環境に関する現地情報を収集し定期刊行物として取引先に提供する。現地の会計事務所、法律事務所といった税務・法務の専門家を紹介する。現地視察、現地法人・工場の設立といった進出支援、現地販売・調達に関するビジネスマッチング、輸出入案件に係る現地市場調査、現地企業の信用調査が挙げられる。

また、事例は少ないながら行員を自治体が開設する海外事務所（シンガポール、北京、香港）、業務提携した銀行（ベトナム）へ派遣する取り組みもある。行員の派遣先はタイの業務提携行が圧

図表1 取り組み項目の順位

順位	取り組み項目	件数	順位	取り組み項目	件数
1	国内セミナー	320	11	インバウンド	21
2	現地商談会	301	11	海外駐在・支店	21
3	現地交流会	206	13	スタンドバイクレジット	17
4	提携（非金融機関）	152	14	親子ローン	14
5	提携（金融機関）	131	15	行員海外派遣	9
6	海外セミナー	46	16	国内商談会	8
7	視察アレンジ	42	17	海外送金拡充	7
8	海外発行カード	40	18	ビジネス情報誌	6
9	直接融資	38	19	協議会・研究会設立	4
10	両替拡充	26	20	その他	21

（出所）各地方銀行のニュースリリースから筆者作成

⁵ 現地交流会は銀行にとっては情報入手の機会であり、与信管理だけではなく案件創出のための情報入手の経路として位置づけられる。

図表2 駐在員事務所の開設状況

開設年	銀行名〈開設都市〉
2012	北陸〈バンコク〉、伊予〈シンガポール〉、福岡〈バンコク〉、滋賀〈バンコク〉 大垣共立〈ホーチミン〉、横浜〈バンコク〉、常陽〈シンガポール〉、百五〈バンコク〉
2013	広島〈シンガポール〉、京都〈バンコク〉、百十四〈シンガポール〉、山陰合同〈バンコク〉
2014	千葉〈バンコク〉、福井〈バンコク〉、北海道〈ウラジオストック〉、北都〈バンコク〉 常陽〈ニューヨーク〉
2015	十六〈シンガポール、バンコク〉、足利〈香港〉、中国〈バンコク〉、福岡〈台北〉
2016	福岡〈ホーチミン〉、七十七〈シンガポール〉、群馬〈バンコク〉、秋田〈台北〉
2017	足利〈バンコク〉、池田泉州〈ホーチミン〉、清水〈バンコク〉、大垣共立〈マニラ〉、 西日本シティ〈シンガポール〉

出所：各行ウェブサイト等を基に筆者作成

倒的に多く、インドネシアへの派遣もあったが、ここにきてベトナムへと地理的な広がりを見せている。派遣の目的として取引先の海外での販路開拓、取引先支援スキームの修得、人的ネットワークの構築が挙げられる⁶。こうした支援の成果もニュースリリースに掲載される。

取引先企業の海外現地法人の資金調達のための融資が最も顕著な事例と言える。その手法はかつてと比較すると多様化しており、従来から実行されてきた親子ローンに加え、業務提携行との協働によるスタンドバイクレジットの供与、さらに海外現地法人への直接融資にも地方銀行は取り組んでいる。ただし、こうした融資についてニュースリリースによって積極的に情報発信する地方銀行がある一方で、情報公開していない地方銀行もあるため図表1の件数が融資についての全容を捉えているわけではないことには留意されたい。取引先企業の海外進出は現地通貨建て送金の需要増加にも結び付く。海外展開が東南アジアを中心に広域化しているため海外送金の取扱い通貨を東南アジア諸国通貨へと拡充する動きも観察できる。

ニュースリリースの情報を利用することによって、地方銀行の国際業務への取り組みが多様化していることが確認できたとともに、取り組み状況

の強弱についても提示することができた。

3.2.2 各取り組みの詳細

ここでは主要な取り組みについて内訳を集計することを通じて地方銀行の現状を確認しつつ新たな動向を探る。

a. 国内セミナー

国内セミナーはニュースリリースで公表された国際関連の取り組みとして最多である。図表3はセミナーを内容別に集計した結果である。その内容は実務知識について解説するものと現地事情について紹介するものに大別され、いずれも取引先企業が海外展開を検討する際に必要とされる情報である。各分野に精通した講師を招聘して専門的かつ最新の情報を提供することによって地方銀行が取引先企業を支援していることが分かる。

図表3 国内セミナーの内容

内容	件数	内容	件数
実務	68	TPP	8
海外市場開拓	40	タイ	8
ベトナム	37	米国	7
アセアン	24	台湾	6
インバウンド	20	メキシコ	6
中国	19	シンガポール	5
ハラル	15	メコン	4
アジア	12	フィリピン	4
インドネシア	12	インド	4
為替	9	ミャンマー	4

（出所）各地方銀行のニュースリリースから筆者作成

⁶ この他の支援手段としては中小企業基盤整備機構や国際協力機構といった公的機関が公募する中小企業の海外展開を支援する事業への申請支援がある。地方銀行が認定経営革新等支援機関として海外展開への経営支援に取り組む事例である。

セミナーで解説される実務知識としてはまず法律に関連するものが挙げられる。債権回収の基礎知識、税務、訴訟対応、海外における知的財産権、ホスト国での食品規制といった海外でビジネスを展開する際に直面するリスクを回避するために必要となる実務知識である。法務ではないがリスク回避に関連する内容として貿易保険の利用も上述の取り組みと同じ範疇に含まれる。実務知識のもう1つの大きな括りは海外業務を推進するためのものであり、貿易実務、海外販売チャネル構築方法、eコマース、海外進出・輸出の事例紹介、商談の進め方、商談会・見本市の活用方法等がある。業務推進に関連して日本貿易振興機構、国際協力機構、中小企業基盤整備機構による海外展開支援制度もセミナーで紹介されている。

現地事情について見るとベトナムをはじめとして東南アジア諸国への注目度が高いことが図表3から分かる⁷。現地事情についてのセミナーで解説される内容は市場動向、投資環境、物流事情、販路開拓等であり、個別国の事情に沿って海外展開の検討に必要な情報が取引先企業に提供されている。現地事情を紹介するセミナーで情報提供するの外部から招聘する講師だけではなく、業務提携行から講師を招くという開催方法もあった。また、複数の駐在員事務所を有する地方銀行に見られたのは、帰国報告会と称して駐在員事務所や現地銀行への派遣行員が現地の最新情報を提供し、個別相談会をセットするやり方もあった。

個別国毎のセミナーではないが現地事情を紹介するものとして注目が集まっているのはハラルである。18億人を超えるともいわれるムスリム人口は世界の人口の4分の1に匹敵し、ASEANでも最大のイスラム国であるインドネシアそしてマレーシアを中心として3億人の規模がある。この巨大な消費市場を獲得するためイスラム教の戒律に対応したマーケティングや製品開発が求められ

ており、関連する業界は食品にとどまらず化粧品、医薬品、家庭用品、サービスまで幅広い業種で期待が高まっている。提供される情報はムスリムの生活様式、ハラルの基礎知識、ハラル認証の取得、ムスリム観光客の受け入れ等であった。

国内セミナーの内容は実務知識と現地事情に大別され、実務知識は大きく業務推進とリスク管理から構成されること、現地事情については東南アジアやハラルへの注目が高い。ニュースリリースの内容を分類、集計することによって地方銀行による情報提供の詳細が明らかとなった。

b. 商談会・交流会

ホスト国における商談会と交流会は国内セミナーに次いで地方銀行が取り組んでいる項目である。まず、開催地の地理的分布は図表4で確認すると取引先企業の進出や地方銀行の拠点設置から説明できる。国際協力銀行が公表する「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」によると海外現地法人数の増加はASEANが最も多く、中国は単独で北米や欧州と同程度の進出数であった。また、地方銀行の拠点はまずは上海に集中的に設置され、近年ではバンコクやシンガポール、さらにホーチミンへと広がりを見せている。取引先企業と地方銀行の進出が多い都市において商談会と交流会が開催されている。

図表4 開催地の分布

商談会		交流会	
都市	開催件数	都市	開催件数
上海	66	上海	49
バンコク	66	香港	43
シンガポール	37	バンコク	39
大連	37	ホーチミン	18
ハノイ	24	広州	11
香港	21	ハノイ	10
広州	15	青島	9
台湾	12	大連	9
ホーチミン	6	蘇州	6
瀋陽	6	ジャカルタ	8

（出所）各地方銀行ニュースリリースから筆者作成

⁷ 図表3にランクインこそしなかったがカンボジアについてのセミナー開催もあり、進出を検討する対象国の広がりはこちらまで進んでいる。

商談会の内容は製造業を対象に開催することが主体であり、ホスト国における部品調達や販路拡大、委託加工先の開拓を支援することが目的である。マッチングは日系企業の間だけではなく、日系企業に関心を持つ現地企業が新たなビジネスチャンスを創出してくれることも目論んでいる。近年ではマッチングの確率を向上させる工夫を施すことによって参加企業数の増加を狙う動きが見られる。出店企業・来場企業のニーズを事前にウェブを使って調査してマッチングすることによって商談の効率を高めたり、業務提携のネットワークを活用して商談成立の可能性が高い相手先を選定しておくという事前準備が行われている。また、従来型の商談会とは異なり、食品業界については現地の商業施設で農産物、食品を共同出品してテストマーケティングを行うという新たな動きが出現している。さらに、対象とする業界は日本食への注目の高まりや日本におけるインバウンドの取り組みを背景として食品業界や観光業界にも広がっている。食品業界であればマッチングの相手先は現地の食品メーカー、レストラン、ホテル、スーパーマーケットとなる。観光業では現地旅行会社への売り込みのために日本の観光関連企業、観光施設が出ていく商談会が出始めている。

交流会の開催目的は日系企業同士のネットワーク拡大や業種を越えた情報交換である。新たなビジネスを開拓するために事前に参加企業の希望を募り個別商談会を行う場合も見られた。開催方法については地方銀行が連携して共同主催して参加企業の幅を広げる取り組みも行っている。

商談会・交流会の開催地域が広がっていること、地方銀行が共同開催する事例が増えたこと、商談会の対象業界が増えていることが目新しい動きとして目に留まった。

c. 業務提携

地方銀行の業務提携相手は金融機関と非金融機関とに分類できる。かつてはアジア地域の現地銀行との業務提携が主体であった。このタイプの業

務提携の内容は経済・投資環境情報の提供、口座開設や外国為替などの金融サービスの提供、ジャパンデスクでの日本語によるサポート、ビジネスマッチング、行員派遣から構成されることが一般的である。業務提携の動きは2000年代初頭から中国系銀行、次にタイやインドネシアへと広がり、数えきれないほどの提携数となるまでに至っていた。そうした状況と比較すると提携はほぼ一巡したのか下火になってきているようである。

ただし、新たな動きが2つ認められる。1つ目は提携銀行の所在国が生産拠点・消費地の両面で注目を集めるベトナム、フィリピンへと拡大している。フィリピンについてはBDOユニバンクとは2件、ジャパンデスクを設置しているメトロポリタン銀行とは3件の提携が結ばれた。同国は人口1億人を突破し、国連の世界人口推計は2030年に1.2億人へ増加すると予想している。2015年の平均年齢は24.2歳と若く消費の伸びが期待されることもあり進出日系企業は1200社を超える。2008年に日本との経済連携協定が発効し、貿易や投資の自由化、人の移動、ビジネス環境の整備での協力関係があることも進出を後押ししている。ベトナムについてはSeABank, Vietcombank, Sacombank, Vietcombankが各1件、ジャパンデスクを設置しているベトナム投資開発銀行とは7件の業務提携があった。同国に対しては高い経済成長率、人口動態、消費意欲が旺盛な中間層の台頭といった期待が寄せられていること、チャイナプラスワンという観点から生産の代替先として注目を集めていることから中長期的な投資有望国と目されている⁸。

なお、メキシコが多いのは国際協力銀行が主導する連携スキームに地方銀行がこぞって参加したためである。この動向が今後も維持・拡大するとは考えられず従来の傾向から乖離した事態であると解釈すべきである。

⁸ 既存の業務提携に基づいて対象国を後発ASEAN諸国（ラオス、カンボジア、ベトナム、ミャンマー）へ拡大するという手法もあった。

図表5 業務提携先の順位

提携行国籍	件数	非金融機関・提携先	件数
メキシコ	39	メキシコ州政府	66
日本	43	ジェイ・ウィル	17
ベトナム	17	フォーバル	10
インド	9	ハラル・ジャパン	11
フィリピン	5	プロネクサス	4
ハワイ	4	アリババ	15
香港	2	日刊工業グローバルビジネスサポート	2
その他	10	その他	26

（出所）各地方銀行ニュースリリースから筆者作成

2つ目の新たな動きは国内金融機関との提携である。まず、目を惹いたのは海外支店を有する地方銀行と海外支店を持たない地方銀行との連携である。その目的は海外支店の融資機能を活用したスタンドバイクレジット、駐在員事務所への行員派遣、海外現地情報の共有、海外現地銀行の相互紹介、セミナーの共同企画にある。こうした連携はホスト国の現地銀行が相手先となる事例ばかりであったが、最近になり国内における地方銀行同士の連携が拡充して国際業務においても連携する事例が出始めている。

次に提携する金融機関の業態が銀行に限定されずに多様化していることは注目に値する。損害保険会社との提携はその海外拠点や海外サポートデスクとなり海外現地情報の提供や専門コンサルタントの紹介を行ってもらう仕組みである。リース会社との提携は現地での設備投資ニーズの高まりに対応するものであり、自社購入だけでなくリースや割賦延払いといった設備投資方法の多様化への支援ツールを拡充できることになる。日本貿易保険との提携は輸出取引における代金回収面等のリスクヘッジが必要な取引先に対して同社を紹介することが提携の中身である。国際協力機構との提携では政府開発援助を活用した企業の海外展開支援における協働を進める。企業向けセミナーの共同開催、定期的な情報交換会を実施して、途上国の開発への貢献が期待される優れた技術・製品を有する中小企業の発掘と海外展開を支援する。

非金融機関との業務提携は最近になって目立ち始めた動きである。この範疇における主要な提携先は海外進出支援のコンサルタント会社である⁹。提携内容は東南アジア地域への進出支援コンサルティングに係る業務であり、進出前については市場調査、レンタルオフィスの提供、現地視察アテンド、工業団地やオフィスの選定、現地法人設立に係るライセンス取得の代行といった支援ツールを提供する。進出後は税務・労務・総務のサポート、取引先開拓・セールスサポート、現地スタッフの採用が支援の対象になる。また、海外における医療支援を内容とする提携もあった。こうした支援ツールのノウハウを地方銀行が蓄積するには相応のコストがかかるため、既にノウハウを有するコンサルタント会社と提携して取引先を支援することは合理的と考えられる。

ハラル・ジャパン協会との提携は最近のグローバル化を背景とするものであり、ハラル認証に関するコンサルティングや情報提供、セミナー等の共同開催、海外ビジネスに係る情報交換が提携の中身である。フィンテック企業との提携によってグループ全体の資金を一元的に管理し、効率的に運用するグローバルキャッシュマネジメントを支援ツールに加える動きも出てきた。

このように業務提携には地理的な広がり、多様な金融機関との提携、支援内容の拡充といった新

⁹ メキシコ州政府との提携は国際協力銀行が主導する連携スキームへの参加であるため特殊な事例だと判断する。

たな傾向が確認できる。

d. 視 察

中小企業のアジア展開への関心が高まる中で地方銀行が海外視察をアレンジする取り組みも数多く見受けられる。視察の対象国について内訳を集計したのが図表6である。ベトナムへの視察件数が群を抜いており生産拠点、消費地としての同国への高い関心がうかがわれる。ベトナムの他には東南アジア諸国への視察が多く、この動向は国内セミナーの内容や業務提携の目的とも符合している。なお、1回に2カ所を視察する場合も数多くあったため図表1と図表6とで数字は一致しない。

海外視察においてどういう施設を視察するのかは視察目的によって異なり、視察先が多様であることも分かった。政府関係機関、業務提携している現地銀行、進出済みの地元企業の現地法人、商業施設、工業団地、職業訓練の状況、研究施設、日本の在外公館が視察先である。視察目的としてまず想定されるのは製造拠点として適しているかを確認することである。このための情報収集を視察目的とするものが主流であるが、最近の経済動向を反映した新たな視察目的も出始めている。例えば、マレーシアへの視察目的としては同国が国策としてハラルビジネスを推進しておりハラルの有望市場であることからハラル認証を取得している工場を視察するというものがある。また、タイはイスラム圏からの医療ツーリズムの先進国であることから病院が視察先となる事例があった。このようにホスト国の状況によって視察目的は異なるというのが新たな動向である。海外視察は依然として現地の投資環境および今後の成長性を確認する情報収集のための絶好の機会である¹⁰。

e. インバウンド

ここまで見てきたのは海外進出に関連する活動であったが、訪日外国人旅行者が過去最高を更新

¹⁰ 海外視察に先立って情報収集の素地を作るため事前勉強会を開催する事例もあった。

図表6 視察国の順位

視察国	件数	視察国	件数
ベトナム	24	台湾	3
マレーシア	6	中国	2
シンガポール	5	カンボジア	2
タイ	3	モンゴル	1
フィリピン	3	ミャンマー	1

（出所）各地方銀行ニュースリリースから筆者作成

するペースで増加していることを背景としてインバウンド需要の増大を目的とする地方銀行の活動も増えている。こうした活動の目的は外国人旅行者の利便性向上や受入体制の整備を通じた需要喚起である。具体的な取り組みとして目立つのは決済環境の整備である。地方銀行はこぞって両替できる通貨の対象を人民元、ニュー台湾ドル、東南アジア諸国通貨へと拡充している。また、ATMによる対応としては、VISA、MasterCard、中国銀聯、台湾 FISC といった海外で発行されたカードによる日本円の引き出しや多言語（英語、中国語、韓国語）対応を進めている。取り組みのもう1つの方向性は外国人旅行者の受け入れ増大に向けた支援である。台湾や中国からの旅行者をターゲットとした現地メディアの招聘、インバウンドの動向やリピーターの作り方を内容とする国内セミナー、訪問・宿泊需要を創出するための課題を探るアンケート調査が実施されている。外国人旅行者を受け入れるインフラ整備として、地方銀行が業務提携によって多言語翻訳サービスの普及を進めたり、免税システム機器の導入をサポートする動きもある。また、地方銀行が業務アドバイザーを招請してインバウンドに係る助言・提言、外国語指導を取引先へ提供する支援もあった。

4. む す び

本稿は地方銀行のニュースリリースから国際業務に係る活動を捕捉し、従来の情報源では捉えられなかった活動の実態を系統的に概観した。調査対象は地方銀行63行を網羅し、2015年から2017年までの3年間を調査期間に設定した。調査対象が網羅的であり調査期間を直近の期間としたため、

地方銀行全体の国際業務の状況を概観し、最新の動向を捕捉することができた。

本稿の分析で得られた知見は次のようなものである。地方銀行の活動の全体状況を概観すると主要な取り組みは3つに分類されることが分かった。それらは、取引先企業への海外情報の提供、現地商談会における仕入先と納入先とのマッチング、業務提携、拠点開設を通じたホスト国における支援手段の拡充であった。盛んに開催されている国内セミナーについては、その内容が実務知識と現地事情に大別され、実務知識は大きく業務推進とリスク管理から構成されること、現地事情については東南アジアやハラルへの注目が高いことが分かった。商談会・交流会については、開催地域が広がっていること、地方銀行が共同開催する事例が増えたこと、商談会の対象業界が増えていることが目新しい動きとして目に留まった。業務提携については、ベトナムやフィリピンといった地理的な広がり、多様な金融機関との提携、支援内容の拡充といった新たな傾向が確認できた。最後に、視察についてはベトナムが企業の進出先として注目を浴びていること、食品や観光業への広がり、新たなタイプの視察目的が出現していることが分かった。

地方銀行の国際業務の分析においてニュースリリースを本格的に利用することは行われていなかった。しかし、分析に当たって利用できる情報は地方銀行の場合は多国籍銀行と比較すると限られているため、未利用であった定性情報から本稿が発見した最新の動向は地方銀行の国際化という研究トピックに大きく貢献するものと評価できよう。今後は、本稿で確認した地方銀行の動向に基づき、国際業務への取り組みが財務に与える影響や国際投資行動を説明する要因の究明へと研究を進めていく。

参考文献

Yamaguchi, M. (2015a), Participation of Japanese regional banks in international

syndicated loans: Lending behavior and explanatory factors, *Review of Integrative Business & Economics Research*, Vol 4 (2), pp. 220-236, 2015

Yamaguchi, M. (2015b), International Syndicated Loans and Japanese Regional Banks: Comparison between the First and Second Internationalization, *Review of Integrative Business and Economics Research*, 4 (4), 121-141

伊鹿倉正司 (2012) 「護送船団体制下での地方銀行の海外展開」『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第31号, pp.1-34

伊鹿倉正司 (2016) 「地域銀行の第二次国際化: 「銀行のための海外進出」から「取引先企業のための海外進出」へ」『金融構造研究』第38号, pp.25-44

地主敏樹・猪口真大 (2014) 「邦銀のタイ・シンガポール展開」, アジア太平洋研究所 (2014) 「邦銀のアジア展開－邦銀の東南アジア進出と企業の財務戦略－」第2章所収, 邦銀のアジア展開と国際競争力研究会報告書, アジア太平洋研究所資料14-03

山口昌樹 (2012a) 「地方銀行によるタイ国銀行との業務提携－誘因と実態の解明－」山口昌樹『邦銀のアジア進出と国際競争力』山形大学人文学部叢書1, 第3章所収

山口昌樹 (2012b) 「地方銀行の海外進出－駐在員事務所の機能と内部化利益－」山口昌樹『邦銀のアジア進出と国際競争力』山形大学人文学部叢書1, 第4章所収

山口昌樹 (2013a) 「情報収集から“営業”へ 地銀駐在員事務所の業務」『週刊金融財政事情』2013年新年特大号, pp.24-27

山口昌樹 (2013b) 「取引先の海外進出支援が本格化～機能を拡充する地域金融機関～」『金融ジャーナル』, 金融ジャーナル社, 2013年4月号, pp.82-85

山口昌樹 (2014) 「地方銀行による外貨建て貸出

の実態」『金融ジャーナル』，金融ジャーナル
社，2014年10月号，pp.36-39

山口昌樹（2017）「東南アジア経済は有望か－成
果を得るための次の一手」『金融ジャーナル』
2017年1月号，pp.74-77

Overseas Business Expansion of Japanese Regional Banks

YAMAGUCHI Masaki

(International Business and Law, Social Systems Course)

Japanese regional banks have actively expanded their overseas business. This topic is quite important for regional banks that have been confronted with severe business conditions over the last several decades. In the long-term, an aging population in Japan would suppress an increase in loan demand, while in the medium-term, stagnant economic conditions would lead to lowered interest rates. Thus, while recent developments have not yet been studied in detail, expanding into overseas business is a promising venture for regional banks.

This paper systematically reviews the recent overseas business expansion of Japanese regional banks. Press releases of 63 regional banks from 2015 to 2017 revealed that their overseas business comprises three major activities, namely the provision of information to customer companies, the preparation of negotiation meetings, and the increased use of support tools through business cooperation.

Customers are provided with information on the know-how regarding overseas expansion as well as the local situations at domestic seminars. The information regarding overseas expansion comprises business development and risk control, while the information regarding the local situations focuses on Southeast Asia and the Halal sector. As for negotiation meetings, the geographical expansion of venues, the increase in the number of meetings co-hosted by regional banks, and the broadening of industry segments are noteworthy insights. As for business cooperation, the study confirmed the emergence of new trends such as cooperation with diversified financial institutions and the increased use of support tools for overseas expansion of customer companies.

戦後臺灣における布袋戲「少林寺」の「差延」

——政治的修辭と歴史の虚構をめぐって——

陳龍廷・福山泰男譯

(文化システム専攻 アジア文化領域担当)

譯者注記：著者、陳龍廷氏（臺灣師範大学文學院教授）による中国語原著は、「政治修辭・歴史虚擬：戦後臺灣布袋戲的少林寺『延異』」（『臺灣文獻季刊』68卷3期，2017. 9）。なお，本文中〈※……〉の箇所に譯者による簡単な注記を施した。

摘 要

戦後臺灣の布袋戲に起きた「少林寺」上演ブームは、章回小説や歌仔戲テキストの受容の跡が見いだせるが、そのみならず戦後の香港小説が呼び起こしたインスピレーションや、上海京劇の改編・引き延ばし、更にいえば純粋な想像世界すらそこにかがえよう。これらの自発的な創作は、同じように「少林寺」を標榜しているが、「少林寺」が示す概念は決して単純ではない。そこには一種絶え間ない理解の「ずれ」「遅れ」があり、それは不斷に製造される「差異」、常に擴張する「活動」である。このような戯劇は決して純然たる個人の創作ではありえず、多くの異なる創作者・劇團が、戦後のある種の気風の中で想像・創作の作業を引き継いできた。更に、各々工夫を凝らし新奇を求めた結果、布袋戲「少林寺」演目相互に多義性もたらされた。

本論は、戦後の『臺灣新生報』『中華日報』『民聲日報』『聯合報』『全民日報』『臺灣日報』に掲載された戲院の廣告を整理し、布袋戲「少林寺」が上演された当時の風潮について、時系列を追って把握する。次いで、李天祿・許玉・鄭壹雄・黃順仁・黃海岱・黃俊雄・施秋旺・胡金柱ら布袋戲民間藝人への聴き取り調査を整理し、その時代の性質を理解するために不可欠な基本的證言とした。更に、新たに発見した内臺戲〈※劇場内上演〉の

ための手抄本を含め、黃俊卿・鄭壹雄・吳清發・黃俊雄・江欽饒等の異なる上演テキストは、我々の「少林寺」に対する認識を改める重要な實證文獻となる。

戒嚴時代臺灣の中央官界が、「反共復國」を単一なスローガンとして掲げていたとすれば、布袋戲で示される「反清復明」という言葉は、逆に異なる特質をもった登場人物を用いながら、個々様々な上演テキストが相互に織り成す複雑な修辭・換喩として表現されている。それゆえそこには、多重な音聲 (plurivocal)・多重な言語 (plurilingual)・多重なスタイル (pluristylistique)、あるいは異なるストーリー、さらに別々の觀點すら互いに作り上げる多聲的な交響 (symphonique) が展開されている。

キーワード：布袋戲・少林寺・歴史の虚擬
・修辭・換喩

緒 言

「差延」とは、フランスの哲學者デリダ (Jacques Derrida, 1930-2004) が、『エクリチュールと差異』において自ら創出した、フランス語の「差異」(différence) と全く同じ音の奇妙な單語 *différance* なる造語である¹。Différance は書寫できるが、逆に耳には何らの「差異」(différence) も聴き出せない。デリダは、この種の「詞彙ではなく、概念でもない」奇妙な状態に借りて、物事を一種見慣れぬものに變える働きを追求した。その目的は、差異分別以前の複雑で簡約化できない全体をそのままに留保することに他ならない。興味深いのは、戦後臺灣の布袋戲における「少林寺」

¹ Jacques Derrida, *L'Écriture et la différence*. (Paris: Seuil, 1967) p. 239

上演ブームの背景に、清末民初の章回小説、歌仔戲のテキスト、そして戦後香港の作家が新たに改作した少林寺小説の影響を見ることができるが、そこには臺灣の民間藝人がもたらした想像力とその廣がりもうかがえる。これらの自發的な創作は同様に「少林寺」と称しているが、しかしそれは決して簡単な概念で對應しうる語彙ではない。反対に、一種不斷に理解を先に引き延ばし、絶えず差異を製造する活動である。このような戯劇の演目は純然たる個人の創作ではありえず、多くの異なる創作者と劇團が、戦後臺灣における時代の氣風の中で、その想像と創作の世界を引き継いできた。それらは各々が鋭意、新を唱え異を示し、その結果「少林寺」演目相互に多義的な空間がもたらされたとすらいえる。

もしも戦後臺灣の布袋戲で演じられ続けた「少林寺」を、一種の集團的な想像によるものと見なすならば、そのような想像は、バフチン（Mikhail Bakhtin, 1895-1975）が『小説理論と美學』²で強調した、言語的多様性（hétéroglossie）・異種混濁性（hybride）・ポリフォニー（polyphonie）と同様に考えるかもしれない。もしも臺灣の戒嚴體制下における中央官界の言説が「反共復國」という単一の聲を響かせているとすれば、この時代に平行して存在した庶民娯樂としての布袋戲は、数多くの多彩な特質を有する戯劇の主役（方世玉・胡惠乾・三德和尚・至善・洪熙官・呂四娘・獨臂神尼・過江龍等を含む）を用い、多重な音聲（plurivocal）、多重な言語（plurilingual）、多重なスタイル（pluristylistique）を演出していた。あるいはそれは、異なるストーリー、更には別々の觀點をも用いつつ組み立てられた多聲的な交響曲（symphonique）でもあった。

臺灣の布袋戲や歌仔戲は、もともと戒嚴時代に禁演を命じられていた。しかし後に、國策に呼應した「反共抗俄劇」だけでなく、意外にも布袋戲は戯劇界に収まり、商業劇場に生き残る機会を開

くこととなった³。戦後の臺灣布袋戲で最もよく演出されていたのは「劍俠戲」特に「少林寺」であった。「少林寺」とは、もともと一つの固定した演目を指すのではなく、戦後の様々な布袋戲劇團がともに作り上げた想像世界の源ともいいえよう。

1951年から1955年の間に、臺灣各地の商業劇場で数多く布袋戲「少林寺」が上演された。香港の「我是山人」〈※ペンネーム、本名陳魯勁、後述〉による少林寺系列の小説を、最も早く布袋戲の舞臺に引き入れたのは、臺北亦宛然劇團の李天祿（1910-1998）である。戦後初期、鄭壹雄（1934-2002）は、學生時代に李天祿の演じる「少林寺」を観たことがあった。鄭壹雄は1952年に布袋戲の一人前の藝人に昇格していたから、李天祿が「少林寺」を演じたのは1952年より前のことであろう。『臺灣新生報』『中華日報』『民聲日報』『聯合報』『全民日報』『臺灣日報』掲載の劇團上演廣告を整理した資料（附録一）によれば、戦後最も早い「少林寺」布袋戲の舞臺記録は、まさに1950年8月17日から31日にかけて、李天祿により新華戲院で演じられた夜間興業『再建少林寺』であった。また、1951年7月、李天祿は臺南の慈善社戲院で『清宮三百年』を公演した。この兩演目は、『全民日報』『中華日報』に廣告として掲載されたもので、學徒時代に鄭壹雄が李天祿の「少林寺」を観たという文献上の裏付けともなりうる。

世間に流行が及び、當時の臺灣は布袋戲の劇場に「少林寺」の看板を掛けさえすれば、興行成績はほぼ間違いがなかった。黃俊卿（1927-2014）は、1951年12月1日から11日まで、臺中・合作戲院の夜間興業で『火燒九蓮山少林寺』を演じた。鍾任

³ 1949年、早くも國民黨内において歌仔戲を淘汰すべしという聲が上がった。最後は呂訴上が、1951年1月31日、臺北の臺鐵大禮堂で演出した『女匪幹』の上演により禁令を突破することができた。（呂訴上『臺灣電影戲劇史』〈臺北：銀華出版社、1961〉270頁。）しかし戒嚴時代に、布袋戲は民間の廟會等の活動を「非合法集會」と見なされた。それにより本來神明の聖誕や酬神を演出する布袋戲班は、次々と戲園内での内臺上演に参画し自立救済の道を求めざるを得なかった。（陳龍廷『發現布袋戲：文化生態・表演文本・方法論』〈高雄：春暉出版社、2010〉105-106頁、418-419頁。）

² Mikhail Bakhtin, *Esthétique et théorie du roman*. Traduit par Daria Olivuer. (Paris: Gallimard, 1978)

祥（1911-1980）は、1952年2月6日から臺中の樂天地戲院で夜間公演『清宮三百年：洪熙官三建小林寺』を上演している。1952年6月には、鄭全明（1901-1967）も嘉義の文化戲院において夜間公演『清宮三百年：火燒少林寺』を上演した。以上と同様に、「少林寺」劇は演目名が多種多様で、少なくとも、『清宮三百年』『方世玉打擂臺』『火燒少林寺』『至善出世奇俠傳』『獨臂神尼下山』『少林派血戰乾坤島』『少林派血戰百魔教』『小林⁴客血戰獨角神魔』『洪熙官大破十二連環島』『龍門少林兩派門法・大破白鵝潭』『過江龍大破七十二觀』『過江龍大戦蝴蝶派』『血染金蛇島』『聖俠血染金邪島』などの演目が見られる。

「少林寺」に関わる物語には、當然その想像の源がある。清末の章回小説『萬年青』⁵、民國初年の歌仔戯脚本『方世玉打擂臺』⁶（※打擂臺＝武術の腕比べ・果たし合い）、戦後香港の「我是山人」作の章回小説がそれである。戦後、布袋戯「少林寺」の商業劇場上演が最も活況を示したのは1950年代であった。鄭壹雄が残した、「臺敷」すなわちステージ敷を記す「少林寺」のレジメ手抄本（附録二）は、當時の劇場で、天馬空を行くような布袋戯「少林寺」の想像世界が日々繰り広げられていた事実を多かれ少なかれ反映しているだろう。この手抄本は、臺中・春秋閣の施秋旺（1934-）に由来するが、彼によれば当時、「後場」すなわち舞臺裏の楽団で師匠をつとめた梁棟梁（張秋橋の徒弟）の紹介で、1957年から鄭壹雄の寶五洲劇

團で一、二年仕事をしていた時のものである⁷。この手抄本のオリジナルは、年代から判断するとやはり「少林寺」演目が流行していた1950年代に制作されたのであろう。

音聲資料として最も早いのは、1964年に黃俊卿が「鈴鈴レコード」で録音した『火燒少林寺』である。その後1990年代に、鄭壹雄はテレビ局のために『少林英雄傳』を、吳清發（1937-）は「外臺」〈※屋外上演〉のために、『少林英雄傳』をそれぞれ録音した。これらの戒嚴時代（1949-1987）あるいは戒嚴解除初期の上演テキストは、「反清復明」という臺詞を引き続き用いてきたが、そのみならずそこには「革命」「革命黨」「革命份子」等の政治的語彙が登場している。この外、貝林・江黑番掌中劇團の江欽饒（1959-）も、2016年7月に外臺劇團のために『少林演義』を録音した。録音技術が伝えるレコード・テープ・放送等、また手抄本等各種の「少林寺」テキストの整理を通し、我々は、このような不斷に理解を先に引き延ばし断えず差異を生み出していく力の本源にあるのを、臺灣庶民文化の旺盛な生命力に他ならないことを発見しうるだろう。また、これら「少林寺」テキストの仔細な整理と比較を通して、そこにかがえる政治的修辭はどのように戒嚴時代において發言権が得られたのか、布袋戯藝人たちは戒嚴解除の後いかにして新たに調整を重ね新時代に觀衆の反響を呼ぶことができたのか、その理解を進めることができるかもしれない。

小説・歌仔戯脚本・布袋戯「少林寺」テキストのいずれかを問わず、みな民間の想像力に由来するが、あるいはそれらは一種の想像で作りに上げられた歴史ともいえるのではないか。早期の章回小説についていえば、なおその描写は比較的中國の實際の地理にもとづいているが、布袋戯の上演空間はむしろ次第に渺茫とした想像空間へと廣がっていくようである。清末あるいは戦後香港の少林寺小説は、福建の九蓮山少林寺、方世玉は廣

⁴ 當時のフィールド調査によれば、黃俊雄の父黃海岱は、常に臺語の「小林」／「少林」を混用していた。『民聲日報』の早い時期の廣告に、確かに「小林派」や「小林客」という名称が見える。

⁵ 章回小説『萬年青』全七十六回は、また『聖朝鼎盛萬年青』『萬年青奇才新傳』『乾隆巡幸江南記』『乾隆下江南』『繡像萬年清奇才新傳』とも稱される。作者名は無し。上海師範大學圖書館藏光緒十九年（1893）至二十二年上海書局石印本。光緒年間上海左書局石印本。大連圖書館藏清末坊間袖珍本。以上、『中國通俗小説總目提要』（江蘇省社會科學院，1990）787頁，參照。

⁶ 歌仔戯の脚本『方世玉打擂臺』は二種類のテキストがある。廈門會文堂版四冊『新刻方世玉打擂臺』、上海開文書局版上下冊『最新方世玉打擂臺』がそれである。對照してみると、前者の描寫は比較的整っているが、後者はダイジェスト版と思われ、僅かに重要人名を留めているだけである。

⁷ 施秋旺（春秋閣主演，臺中何厝フィールド調査ノート，2015／8／14）

東肇慶の人、洪熙官は廣東花縣の人、と述べるように多少なりとも中國の地名と関連性があった。ところが鄭壹雄は、洪金郎という人物を創造し、それとともに舞臺において、大羅山・八卦山・山西卦虎山・百巒山等、聞いたことがあるようで實際はどこにも存在しない地理・情景を創り出した。また黃俊雄は、九海神童趙龍兒と結びつけ、北海白雪山・魔王島・金蛇島・西海蓮花島・西海九尖峰・南海飛龍島・逍遙島十二連環洞等、奇妙で怪しい險難の地まで虚構の領域を広げていった。興味深いのは、戦後の布袋戯劇團の舞臺に出現した島々が、むしろかくも風變わりで尋常ならず、未開の惡魔島すら彷彿とさせることだ。このような、まさしく虚構の「擬似古中國」は、張大春が洞察したように〈※後述〉、政黨・國家機關の「中國論述」〈※大陸中国に關する分析・叙述〉における「雙重的兩難」〈※二重のジレンマ＝解放すべき共産黨の中国とその理想ゆえの臺灣との遠大な距離感、一方でそこに閉じこもることで臺灣島は國民黨の發展空間になりえたが、そのゆえに人・資源ともますます大陸と隔たっていく、という二重のジレンマ。後述。〉に對し、庶民文化が發動した反撃なのだろうか。このことは考察に値する課題であろう。

「少林寺」の政治的修辭

資料の先後から見れば、清末の章回小説『萬年青』や歌仔戯脚本『方世玉打擂』は、「少林寺」に關わるテキストとして最も早いものである。だが、臺灣の布袋戯藝人にインタビューするという方法を用いて知りえたのは、彼らにとって最も重要なインスピレーションの來源が、戦後香港から入った「我是山人」を筆名とする少林寺小説だったことだ。「我是山人」は、出版された本の「序」あるいは篇末の「重要啟事」〈※啟事＝お知らせ〉の署名から、この作者の本名が、「陳魯勁」であると確認できる。彼が執筆した一連の少林寺系列小説は、かなりのセンセーションを惹き起こした。そのため、香港では多くの「我是山人」作を騙る

小説出版ブームが起こった⁸。陳魯勁がなぜ少林寺系列の小説を撰述したか、その初志は、1947年3月1日に出版された小説『三徳和尚三探西禪寺』自序にこう記されている。

この本はなぜ「萬年青」が叙述する少林の事跡とかけ離れているのか、と問う人に對し、私「山人」はこのように答えざるをえない。「萬年青」の作者は清代の人で、「少林」は「反清復明」を掲げた人物たちによる清朝への大逆不道の話であると見なした。しかし、もしもありのままに書いて面倒を起こせばどうなるか。清代は秋草が乱れ茂るように言論弾圧の法網が張り巡らされた。それは、金聖嘆が文字の獄に捕らえられた明代に比しても格段にひどかった。そのために作者は事實を歪曲せざるをえないのだ。ゆえにそこでは、至善禪師・方世玉等少林の英雄が全滅する様が描かれている。「山人」は僭越ではあるが、清代の武藝秘話を搜集し小説家の言を用いて、この書を撰し終えた。前人の誤謬を正し、少林の武術を發揚するためであって、敢えて身を小説家の地位に高めるつもりはない⁹。

上に引いた『三徳和尚三探西禪寺』の自序では、「我是山人陳魯勁，廣東商報編輯室にて序す」と本名を記しており、『萬年青』が少林物語に下した解釋に對し忌み憚ることなく反對を表明している。たとえば『萬年青』第七十六回の標題「頑梗既除八方向化 帝徳何極萬壽無疆」が表す趣旨は、少林寺残存勢力の完全な掃討のみならず、滿清の

⁸ 例えば、『獅王馮庚長』上冊の最終頁の「我是山人陳魯勁重要啟事」は次のように述べている。「近くに無恥の徒有り。我是山人の名を濫用し、偽りの書及び偽りの啟事を印刷し、各地の讀者を騙す。讀者は察せずして、その愚を受け易し。請う購書の時、香港祥記書局の出版、蘇海の挿畫に由ると明らかに認め、〈武術小説王周刊〉の内たるを注意するに及び、もし廣告の掲載有らば正物となせ。僞本に對するに、山人、法律の解決に訴うるの外、特に此に鄭重に聲明を發す。」「山人著す所の書中、幾ばくか書中の人名を偷み、改めて山人の筆名に似せて、亂りに一通を書し、粗製濫造す。更に我是山人の名を盗用する有り。拙著『洪熙官三戰七七山』『三破物物寺』等を盗み印す。」

⁹ 我是山人『三徳和尚三探西禪寺』（香港，大中書局，1947）

徳政に対する大いなる賞賛である。陳魯勁がそのような少林寺に対する見方を拒否する理由は、彼が少林寺の弟子たちを「反清復明の人物」と認定したからである。清末の「少林寺」テキストが上記標題のように彼らを「頑梗」すなわち頑迷と譴責したのは、政治情勢に制限され「事實を歪曲せざるを得なかった」ためだ。したがって、陳魯勁の使命は「前人の誤謬を正す」ことにあった。ここにおいて彼は、さらに新たな少林の英雄像を描き出し、少林寺を「反清復明の總機關」と見なしたのである。たとえば『洪熙官大鬧峨嵋山』は、次のように少林寺を位置づけることから物語が始まる。

時に前清の乾隆三十二年八月のまさにその頃、武當派馮道德と峨嵋山の白眉道人・高進忠等は清兵と結託し、福建の九蓮山少林寺を破壊した。その後、少林寺は数千の清兵によって焼き盡くされ平地となった。ここは反清復明の總機關であり、遂に永く綿綿たる恨みを残すことになったのだ¹⁰。

福建の九蓮山少林寺が清兵と白眉道人の結託により攻め破られて後、洪熙官は家の仇・國の恨みを身に負い、三たび少林寺を建てべく白眉道人に對抗した。『萬年青』において「もと儒学の徒」であった洪熙官は、清兵によって捕虜にされる人物だが、陳魯勁は、洪熙官を鍛えた鐵のような硬骨漢、分厚い胸板に「國の恥を忘れるな」と刻んだ英雄へとその形象を造り變えた。陳魯勁は更に、『三徳和尚三探西禪寺』で新たに三徳和尚・胡惠乾等の役柄を書き改めた後、特に工夫を凝らし洪熙官を主役として浮かび上がらせた。洪熙官は「反清復明」の重任を負い天涯まで亡命するという筋立てによって、少林寺を代表する英雄となった。以後の少林寺小説は『洪熙官大鬧峨嵋山』『洪熙官三建少林寺』等を含め、ほとんどすべて洪熙官を主役としているとさえいえよう。「我是山人」の少林寺系列小説は、『廣東商報』に連載された

ものが最も早く、後に香港南風出版社から発行された系列小説は、『三徳和尚三探西禪寺』『洪熙官大鬧峨嵋山』『洪熙官三建少林寺』『洪熙官三破白蓮觀』『洪熙官血戰羅浮山』等を含め、少なくとも15種にのぼる。

臺灣の市中の書店で普通に見られるテキストはみな作者名が無く、總じて『少林演義』と題されている。内容は『洪熙官大鬧峨嵋山』（1～4集）『洪熙官三建少林寺』（1～2集第三回）を含み、『洪熙官三破白蓮觀』（2集第四回～4集）で終わっている¹¹。

その他陳魯勁は、雍正皇帝に裏切られ皇帝暗殺を謀る血滴子や、江南三俠と呼稱される白泰官・甘鳳池等、更に洪門・天地會の創始人物李世開・胡德帝等を、小説の舞臺に次々と装いを變え登場させている。彼が創造した李世開・胡德帝はどちらもすでに少林寺の和尚であったが、福建の九蓮山少林寺が焼き討ちに遇い、その後落ちぶれて各地を放浪した少林寺の英雄が身を寄せる、非凡な人物として描かれている。はじめて少林寺が焼き打ちされたのは河南嵩山の少林寺であり、それは洪熙官によって師公と尊稱された胡德帝の臺詞を通して生き生きと描かれている。臺灣版『洪熙官大鬧峨嵋山』第二集「第五回 虚靈觀前文定逢勁敵 峨嵋院内熙官遇異人」において、胡德帝自ら「衲」〈※拙僧〉と稱し以下のように述べている。

拙僧（衲）、八十年前、嵩山少林寺で出家し武藝を磨いた。二十年後、至善禪師は嵩山で出家し、同じ師の相弟子として拙僧に仕え

¹¹ 黄仲鳴「『我是山人』在臺灣」（2009-02-13）。彼は、ミレニアム後の簡體字版『洪熙官大鬧峨嵋山』は出版地が廣州で廣東語が多く、臺灣版はおそらく讀者の要求を顧慮し廣東話を全て「譯」し白話にしたと見なしている。（<http://blog.xuite.net/cheinfu.wang/ordinarynovel>, 2016/5/29調査）。しかし筆者の比較する所では、香港版と臺灣版兩者の最大の差異は、前者が頁毎に挿圖を附している点、また原小説の單位が「第○輯」となっているのに対し、臺灣版は章回小説の「第○回」というスタイルに改めている点にある。その他、文字の差異は大々くない。原本の廣東語の語彙は、例えば『洪熙官大鬧峨嵋山』第二回「匿跡梨園至善傳絕技 揚威花縣洪熙官得賢徒」に、下線部「爲大老倷製消（按ずるに「宵」が正しい）夜飯菜也」とある。我是山人『少林演義』上冊『洪熙官大鬧峨嵋山』第一集、臺灣版、9頁。

¹⁰ 我是山人『少林演義』上冊『洪熙官大鬧峨嵋山』第一集、臺灣版、1頁。

た。その後嵩山の少林寺は、清朝の悪役人陳文耀に焼き払われた。拙僧は江湖を流浪し、李式開・方大洪・蔡萬龍・馬達宗の四人と南方の閩南や粵・蜀に逃げ、天下の英雄を招集し、反清復明の志を廣く世に訴え續けた¹²。

先行研究によれば、洪門と天地會の文獻がそれぞれ説くように、順治十八年、鄭成功は臺灣に立てこもり敵を防ぎつつ、部將蔡德忠・方大洪・胡德帝・馬超興・李式開等を派遣し中原へと兵力を展開させた。その後、彼らは出で立ちを變え、嵩山の少林寺に至り寺院の智者に身を投じた。寺僧百二十八人、その武藝は均しく精妙であった¹³。先に引用した「我是山人」の小説で羅列した名簿、すなわち胡德帝が「李式開・方大洪・蔡萬龍・馬達宗」云々と述べる部分は、まさに天地會の鄭成功に關わる五名の部將と、その姓名がほぼ同じである。違いは、蔡德宗と蔡萬龍、馬超興と馬達宗の兩者のみである。かくして、災難にも死なず生き残った「少林五祖」は、天地會の祖師もしくは「洪門五祖」とほとんど同列に扱うことができるわけである。そして「第六回 千斤聞智圓僧嚇走呂寄塵 萬重山洪熙官拜候胡德帝」において、胡德帝は、再び次のように違う角度から、「反清復明」の未完の志業を描写する。

拙僧、嵩山の少林寺で落髮出家してより、祖師の遺志を受け賜った。はからずも反清復明の志は清廷の禁忌に觸れ、朝廷の軍兵が侵攻して來た。寺中の七師兄・馬寧兒は少林を裏切り寝返って、奸官陳文耀と結託し、少林寺を攻め破った。寺中の僧侶はみな殉難し、ただ五人のみ生き残った¹⁴。

『萬年青』が、「方世玉打擂臺」「胡惠乾打機房」〈※機房＝はた屋〉の場面に借りて述べ連ねた少林と峨嵋・武當兩派の間の衝突は、ここではもは

¹² 我是山人『少林演義』上冊『洪熙官大鬧峨嵋山』第二集、臺灣版、65頁。

¹³ 吳昊「真正的武林舊事、重提嶺南少林舊事」は、『香港功夫電影研究』に掲載。香港、第四回香港國際映画祭、1980、47頁。

¹⁴ 我是山人『少林演義』上冊『洪熙官大鬧峨嵋山』第二集、臺灣版、69頁。

や民間流派の仇敵間の争いではなくなり、清政府が分派争いを利用して、福建の九蓮山少林寺を焼き討ちする事態を招くことになる。同様に「少林寺」は、陳魯勁の苦心の描写により「反清復明」の地下政治組織と見なされた。少林寺の僧侶は、身に滿清政府打倒の重責を負う志士であり、少林寺が焼盡される武力衝突によって、清朝政治の禁忌を犯すまでに至ったのである。加えて、叛徒の馬寧兒が清朝の官員陳文耀と結託したことにより、反清的政治色彩が更に強まった。

戦後の臺灣布袋戯で演じられた少林寺は、我是山人の小説にその影響を深く受けている。興味深いのは、李天祿が上演した「少林寺」は、1950年に『再建少林寺』と稱していたが、1951年になると工夫を凝らし『清宮三百年』というタイトルに改めた。その後、中南部の戯班もみな付き従って『清宮三百年』と稱するようになった。この演目名は奇妙で、鄭壹雄の聞き傳えによると、當時、彼の師匠である黃海岱（1901-2007）は、このように批判していたという。「歴史を知らないのか。清朝の歴史は二百六十年しかない。なぜ三百年なのだ。」しかし、李天祿自身が付けたこの題名にはいささか來源がある。「三百年」という言い方は、當時、李天祿が上海に行って買った本（我是山人の少林寺小説か、あるいは『萬年青』か）によるものか。あるいは上海の黃金戲院で周信芳・「麒麟童」〈※周信芳の藝名〉が演じた、年羹堯〈※1679-1726、康熙・雍正期の高官、名將〉を題材に取り上げる新編改良京劇から來たのか¹⁵。

上海・京劇・年羹堯をキーワードとして、筆者が調べ得たのは、1948年10月15日から21日まで、臺北の永樂戲院で上演された京劇であった。『公論報』掲載の廣告に、張翼鵬演出・主演『清宮三百年：年羹堯と血滴子』とあるそれである。その上演内容は、新聞廣告に記されるとおり年羹堯の事蹟であり、○主僕の通姦、○春花への拷問、○羹堯出世し十六年の後法華寺を破る、○君臣義

¹⁵ 李天祿（亦宛然主演、臺北フィールド調査ノート、1993/02/13）

を結び青海に征戦、○實の子母を知る、などのストーリーを含んでいる。張翼鵬（1910-1955）は、確かに海派京劇の重要な役者であった。立ち回り中心の武生戯に長じているのみならず、官僚・知識人等の老け役が活躍する老生戯や、赤い隈取りの立役が主の紅生戯もうまかった。地縁と年代の関連性から判断して、おそらく李天祿は、直接あるいは間接的に京劇『清宮三百年』を吸収し、年羹堯と血滴子の二つの物語を一つにまとめたのだろう。海派京劇は年羹堯の出世から始まり、呂四娘が三たび雍正を暗殺しようとする場面で慌ただしく終結する。李天祿は更に筋立てを改変し、その後呂四娘が行き場を失って、至善禪師が嵩山少林寺の火焼後逃亡する所に行き會い、兩人ともに峨嵋山に到り星龍長老を拜して師と仰ぐまでを演じている。一方、我是山人『洪熙官三建少林寺』第一回では、峨嵋山の星龍長老六門徒「至善・馮道德・白眉・五枚尼姑・李巴山・苗顯」に觸れている。その中の「五枚尼姑」は、李天祿によって「呂四娘」に置き換えられ、「五枚尼姑」は逆に新たに「呂四娘」の門徒に造り變えられた。

呂四娘という重要登場人物を用い、李天祿はこのように上記二種の物語を一つに溶かし込んだのである。歴史時間の連続性に着目すれば、それは「反清復明」の革命意識に及ぶものである。戯劇人物の政治的正統性と革命の正當性を強化するため、李天祿はまた、洪熙官の「洪」（紅）をもともと「朱」の隠語として見、ひいては、彼を南明福王の後代とすらとらえる¹⁶。彼はこう述べている。

洪熙官の姓は朱で洪ではない。實に福王の子孫、時に明朝福王の子孫だ。そもそもあの清朝時代に、もし朱姓だと知れたら捕まわってきっと殺される。朱は色からいえば紅（洪）だ。それで姓を改めて洪、洪熙官にしたのだ。

それは、本來革命と関係があるからだ¹⁷。

しかし、『清宮三百年』という劇名はとても奇妙だ。許王は、これは中南部の戯班が自ら創った劇名で、北部戯班が「少林寺」と略称するものと違ふとさえ思っていた¹⁸。鄭壹雄は、おそらく、李天祿は人に彼の演目の題材・來源を知られなくなかったからだ、と見なしていた。しかし鄭壹雄たちは、李天祿が演ずる「五枚」「方世玉」等の劇中人物を見て、李天祿がふだん演じていたのは『萬年青』で、方世玉が雷老虎を打ち殺し、五枚が方世玉を打ち滅ぼすという内容と思いを違えていた¹⁹。李天祿が一再ならず強調しているように、かれは自身これまで『萬年青』を演じたことはなく、我是山人の少林寺に啟發を受けているのである。

最も重要な差異は、方世玉の結末の處理にある。その微妙な差異の重要性は、まさに方世玉等の少林寺門徒を反清の英雄と見なすか、もしくは武術界内部の恩讐に過ぎないのかという点にある。

『萬年青』における「五枚打死方世玉」の話の結末と異なると、廈門會文堂版四冊『新刻方世玉打播臺』、上海開文書局版上下冊『最新方世玉打播臺』、更に戦後香港の我是山人『洪熙官三建少林寺』は、みな一致して五枚尼姑（歌仔戯脚本では「五梅尼姑」）を少林寺に協力し味方する側と見なしている。『新刻方世玉打播臺』第四冊で僅かに、方世玉の母親苗翠花が、至善師に付いて學藝を學ぶせるため息子を廣州西禪寺に向かわせる話に觸れている。

翠花回里未几時 翠花里に回り 未だいく
時ならず
聞説至善師伯伊 聞くならく 至善師伯伊
現住省城西禪寺 いまは住む 省城の西禪
寺

¹⁶ 福王は朱常洵（1586-1641）を指す。明朝、明神宗の三男。萬曆二十九年（1601年）、封じられて福王となる。清兵入關の後崇禎は殉じ、その後朱常洵の子朱由崧（1607-1646）は南明の皇帝となった。

¹⁷ 李天祿（亦宛然主演、臺北フィールド調査ノート、1990/01/02）

¹⁸ 許王（小西園主演、臺北フィールド調査ノート、1990/01/02）

¹⁹ 鄭壹雄（寶五洲主演、臺南太子廟フィールド調査ノート、1990/01/23）

就共員外細相議 就きて員外と共に細かに
相議す

要拜師伯只代志²⁰ 師伯を拜し ただ志に代
うるを要めん

〈※員外＝員外郎は苗翠花の夫、方世玉の父。
四句目は、方世玉が至善師に師事することについて、
父母が相談することを述べる。〉

一方、歌仔戲テキストは、最後に『萬年青』が
描くような、五枚の手による方世玉の死について
は全く觸れていない。

我是山人『洪熙官大鬧峨嵋山』第二集〈第二回
獻詭計靈空僧單取白泰官 報舊恨白眉道在打方世
玉〉では、白眉道人は方世玉だけでなく至善禪師
をも殺害する。このように、白眉道人は一貫して
みなが注目する大悪党で、洪熙官の息子洪文定・
胡惠乾の息子胡亞彪が連携して白眉道人を制圧す
るストーリーが後の展開の重要な主軸となる。洪
文定・胡亞彪は、我是山人が全く新たに創作した
役柄であった。李天祿はこう述懐している。当時、
彼が我是山人の少林寺を演じ始めた頃、『萬年青』
を熟知する観衆に、おまえは気が確かかといつも
罵られた。後になって、臺北の観衆は彼が演じる
少林寺物語が気に入り、逆に『萬年青』を上演す
る劇團に對してたらめだと罵った²¹。

しかしながら、戦後の布袋戲で少林寺が演じら
れるようになったのは、李天祿ただ一人の功績で
はない。鄭壹雄たちは『萬年青』と我是山人の小
説を一つに組みあわせ、逆に影響力の強い「標準
版」を制作した。1960年代に、黃俊卿が鈴鈴レコ
ードで録音した『火燒少林寺』を例にあげると、全

²⁰ 『新刻方世玉打播臺』（第四冊）廈門，會文堂出版。

²¹ 李天祿（亦宛然主演，臺北フィールド調査ノート，
1993/02/13）彼はこう言っている。「私が演じた後、ほ
どなくして小西園が艋舺（※臺北の一地区・萬華区）で
上演した。あれは以前の『萬年青』だ。五枚が方世玉を
殺す芝居だ。黃坤は方世玉のために仇に報いて、五枚を
やっつける。場末の連中は、芝居を觀終わるとすぐ『エー？
何ばかやってんの。はなからおかしい。話が違うんじゃ
ないか。』と文句を言っていた。」しかし當事の小西園は
許天扶（1893-1955）の時代で、彼が『萬年青』を演じた
かどうか、あるいはどのように演じたか、明確な證據は
ない。ただこの後、布袋戲で演じられた我是山人の少
林寺テキストは、確かに観衆の熱烈な支持を得たといえる
だろう。

体の敘事・構成は、胡惠乾がひそかに少林寺を離
れ、廣州に戻って果たし合いをする場面から始ま
り、以下次のように物語が展開する。○方世玉の
果たし合い、○白眉少林寺を火燒、○洪熙官妻を
娶る、○方世玉、曾鸞玉を殺す、○白眉少林派を
追い殺す、○飛來寺の大戦、○至善禪師歸天す、
○滴血巖・白泰官歸天す、○洪熙官大いに三清觀
を鬧す、○胡阿彪、猴拳を修練す、○洪熙官二た
び峨嵋山を鬧す、○神童三たび白眉道人を打つ、
○大佛寺洪熙官重ねて旗鼓を整う〈※整旗鼓＝新
たに態勢を立て直す〉、○過江龍、瘦猴子・方玉
龍と大いに戦う。○美人局、○洪熙官重ねて少林
寺を建つ、○洪熙官大いに鐵扇子を敗る。簡単に
いえば、黃俊卿の敘事・結構の核心は、少林寺の
燒盡と少林寺の復興にある。このような構成は戦
後早期の布袋戲から始まるが、それは、洪熙官が
三たび少林寺を建て直すことを最重要任務と見な
したためであり、一旦任務が完成すれば物語も終
結することになる。

布袋戲少林寺はなぜ廣汎な歡迎をうけたのか。

麻豆錦華閣の主演，胡金柱（1915-1999）は次
のように見なしている。洪熙官等の少林寺英雄が、
人數において非常にかけて離れている滿清政治勢力
を打倒しようとしても不可能で、天涯に流浪し機
會を待つしかない²²。關廟美玉泉掌中劇團の主演，
黃順仁（1939-2000）はこう考える。少林寺の英
雄傳奇が大いに歡迎を受ける所以は、主にこれら
の英雄人物が「革命精神」を備えているからだ²³。
黃俊卿『火燒少林寺』の上演テキストに依據する
と、「革命」「革命の志士」「革命の責任」「革命黨」
「革命精神」を含め、「革命」を用いる語は前後
合わせて19例ある。章回小説や歌仔戲脚本でつと
に描かれていた少林寺の僧侶は、三徳和尚が説く
ように「表面上は素食の坊主だが、密かに革命を
宣言し、將來、反清復明の日が來ることを待望し
ている」。彼らの師匠至善禪師になると、すなわ

²² 胡金柱（錦華閣主演，屏東里港フィールド調査ノート，
1994/07/09）

²³ 黃順仁（美玉泉主演，臺南關廟フィールド調査ノート，
1990/01/23）

ち清朝皇帝と官僚が稱するように「革命黨の首謀者」なのだ。彼が舞臺に登場する時の臺詞は、以下のようである。

至善禪師：明心見性〈※心清浄に己の佛性を見る〉、三界〈※凡夫の住む、欲界・色界・無色界の三世界〉を超え〔しぐさ〕、返照迴光〈※臨終の際の輝く光〕〔しぐさ〕如來を見る。〔しぐさ〕拙僧〔しぐさ〕、至善禪師なり。〔しぐさ〕少林寺にありて主催す。我が内部の門弟分かれては俗家、號しては僧侶となる。表は菜食・精進の人、實は我が少林寺内々の者ども、個々すなわち革命の志士なり。〔しぐさ〕明朝の衰頹、十七主は崇禎に止まり、漢奸の吳三桂、狼を引きて宅に入れ、〔しぐさ〕滿奴は來り攻めて新京に入る。爲に今日民族の衰頹に至る。漢民族たるは、各々みな革命の責任あり。意は早く滿清を打倒し、民族復活を望む。〔しぐさ〕これ即ち我至善の本望なり。聞け、弟子たち。〔しぐさ〕各々必ず心を入れ、真摯に拳法武術を磨け。他日時機到來の時、必ず滿清を打倒し、民族復活をかなえよ。そも怠慢はならぬ。この武術度外に置くべからず²⁴。

特に注意を引くのは、黃俊卿の臺詞に出てくる「新京」の語である。「新京」は日本統治時代の地名で滿洲國（1932-1945）が設けた首都、今の長春である。もし語彙の脈絡から理解すれば、まさに明末清初の清兵入關と日本統治時代の滿洲國成立という両者が、一種奇特な換喩を形成しているといえるかも知れない。國民黨政府の政治傳統に對應させてみると、滿洲國の前には必ず「偽」の字を加えねばならず、それによって滿洲國に政治的正當性がないことがはっきり示される。ここでは、「漢奸の吳三桂、狼を引きて宅に入れ、滿奴は來り攻めて新京に入る」と述べるように、悪役としての「吳三桂」と、曖昧な政治的語彙「滿

奴」「新京」を併置することで、一種奇妙な修辭上の換喩を形成しているといえよう。布袋戲が戒嚴時代に上演許可の道を開くためには、このような政治的修辭が必要な鍵の一つになりえたのだろうか。

他にも類例がある。鄭壹雄は、1980年代のテレビ布袋戲で『少林英雄傳』と題し、新たに「少林寺」を録音した。その敘事構成は順次、○李二環の仇討ち、○童千斤・三徳和尚大いに西禪寺を鬧す、○方世玉の果たし合い、さらに、○洪熙官大いに峨嵋山を鬧がす、○三たび少林寺を建つ、○大いに白蓮觀を破る、そして最後は、龍門派の白鶴道人を演じるところで終わる。鄭壹雄は、悪役・白眉道人の臺詞の中で、少林の人物を反政府の「革命黨」と表現している。

白眉道人：元々この洪熙官、少林派の小童は今、逆に花縣に行きおった。以前、我が徒弟高進忠はこの重要犯人を捕まえようとした。進忠は前に廣州にいて、花縣に洪熙官が逗留していると聞いたので、一緒に追いかけて殺そうとしたのだが、洪熙官はかように消え失せてしまっておった。數年中に、拙者、方々でこの少林派を片付けようとしたが、この時洪熙官は影も形もわからずじまい。また花縣に行き、そこにおるのかもしれぬ。もしそうならお前は先に戻れ。拙者は使える門徒を伴い、近日、廣州に行くつもりじゃ。その後南海縣に足を運べば、南海縣の者がやつら革命黨を捕らえ、重要犯人がお縄になる手助けができよう。もし大事が成功すれば、南海縣の長官にも出世がかなうぞ²⁵。

鄭壹雄のテレビ布袋戲は、かつて彼が戲園で演じた少林寺布袋戲の一つの縮図であるといえる。もし「反清復明」が、我是山人の小説における最も重要な政治意識だとすれば、我々は、インタビューやレコード、テレビ布袋戲の音聲資料について具体的に整理し、それを通して、戦後臺灣の布袋戲で上演した「少林寺」が、「革命」という

²⁴ 黃俊卿『火燒少林寺』（第一集、唱片編號FL793）（臺北：鈴鈴レコード、1965）なお、本文で引用する音聲テキストは、筆者自身が聞き取り作成したものである。

²⁵ 鄭壹雄『少林英雄傳』（臺南廣播布袋戲錄音、1990）

政治意識をより強調していることを理解するだろう。1990年代になると、鄭壹雄の徒弟吳清發が外臺で演じた『少林英雄傳』に、同じような「革命志士」という臺詞がある。

至善禪師：反逆の輩には、よいか [しぐさ] 童千斤よ [しぐさ]。少林派として重大な責務があるのだ。みな意欲し、反清復明の革命志士としてやって来た。各々、よも規律を守らぬでないぞ。さあならば反清復明の任、いかに果たされよう。今、鐵の網を破り、密かに山を下り逃げ、命令に背けば、罪は免れぬ²⁶。

注意を引くのは、『萬年青』から我是山人のテクストまで、至善禪師について、彼が在家の出であることにほとんど觸れていない点だ。吳清發は至善禪師について、以下のように解釋している。臺灣の臺南に生まれる。俗家の名は劉志彬。彼の父親はすなわち寧靖王劉乾徳。後に清兵が臺南を攻め破ったため福建に逃走した。轉じて河南の少林寺に到り青龍長老を師と仰いだ。至善禪師は次のように述べている。

至善禪師：拙僧 [しぐさ]、至善。我が俗名すなわち姓は劉、名は志彬、貫籍は臺灣小島、臺南の鳳凰城にあり [しぐさ]。當初、我が父・寧靖王劉乾徳、反清復明の旗を掲げ南に來たつた。少林派が清廷の清兵をおびき寄せ、清軍は安平港から上船し鳳凰城に來て攻め破つた [しぐさ]。最後に我が父は失敗し、また北極關の通天閣に捕縛された。我當時、慈仁軍師の手引きで漁船に乗り福建に逃げ、更に河南の少室山に到つたのだ [しぐさ]。そこで少林寺の主宰者星龍長老に會い拜して師となした²⁷。

歴史上の寧靖王はまさに明太祖朱元璋と同姓で、劉姓ではないことは明らかだ。また朱術桂 (1618-1683) と鄭克塽が清に降つた時、朱術桂は五人の妃とともに國に殉じて志を明らかにした。臺南市

²⁶ 吳清發『少林英雄傳』(第一集)(外臺布袋戯表演錄音, 1990)

²⁷ 吳清發『少林英雄傳』(第一集)(外臺布袋戯表演錄音, 1990)

の五妃廟はその五人の妃を祭っている。高雄市の湖内には「寧靖王墓」がある。吳清發の上演は、元々中國で生まれた少林寺英雄を、臺灣の方に意圖的に關連づけようと試みているようである。このことはまた、戒嚴解除の後に、「臺灣意識」が湧き上がるその中でこそ、このような臺灣本土との連結の試みがなされたことを意味している。

江欽饒は、2016年に外臺戯班のために『少林演義』を録音した。「反清復明」のスローガンを引き次いでいるが、物語はむしろ小人物の形象によって臺灣と結びつけられている。元々『萬年青』の作中人物白安福は、「染房」つまり染め物屋を生業としていたが、江欽饒によって製油會社の大社長にその役柄を代えられた。この悪辣な役どころ、白安福は、自分をひけらかす傲慢な口ぶりであらう語っている。

白安福：わしは姓が白、名は安福だ [しぐさ]。そもそもこの廣東の市場にいて、會社を一つ開いたのさ。わしの會社はフン、子供のころからの名前だ。白安福製油株式有限會社というのだ [しぐさ]。ホホ…、商賣繁盛、千客萬來、何をやってもうまくいく。精製する油は、サラダ油あり白胡麻油あり、ヒマワリ油・オリーブ油・黒胡麻油・落花生油もあり。どんな物でも取り揃え。どんな物って、死人の骨油だってあるぞ [しぐさ]。こんな話じゃ終わらない。わしの胡麻油の中に胡麻なんか入ってない。へッ。わしの落花生油に落花生なんか入ってない [しぐさ]。ホホ…、乾隆三十二年代になり、この製油會社も資産化した。そういうわけでフフ、内政部にでたらめをいい、營業許可書を更新して、わしの會社は今じゃ「白安福獨資製油無限會社」と相成つた [しぐさ]。ホホ…、資産にまかせて、隣近所の家屋まるまる、遠くの田んぼ家屋一切合切買い占める。こうやって土地田畑買っては、地方に行ってこうやって賣る。「フン…、お前、フン…、わしの土地買わないか。五十兩無けりゃ賣らないぞ。父ちゃん金あるだろ。

わしが値段を決める、百兩でどうだ [しぐさ]。へっ、こうやって一つ一つ、夜中まで、不動産を持ってきて並べるわけだ。フフン、廣東の市場に行けば見渡す限り、みんなわしの土地だ²⁸。

上の臺詞で「乾隆三十二年代」と述べるのは、『洪熙官大鬧峨嵋山』の設定年代と同じだが、布袋戲藝人は新たに成金商人、白安福という人物を創り出した。彼は奇想天外にも、「内政部」に申請して會社名を「白安福獨資製油無限會社」に改め、更に自分の製油製品を自慢し、「サラダ油・白胡麻油・ヒマワリ油・オリーブ油・黒胡麻油・落花生油。どんな物でも取り揃え。どんな物って、死人の骨油だってあるぞ。」とまでいいのける。更に重要なのは「わしの胡麻油の中に胡麻なんか入ってないのさ。へっ。わしの落花生油に落花生なんか入ってないさ。」という部分だ。これは、2015年に臺灣社會で発生した「滅頂行動」〈※製油會社「頂新」による食用油偽装事件に對し、同社の商品不買運動が起こる。「頂新」を滅ぼす運動という意味で「滅頂行動」と呼ばれた。〉をもたらした食用油事件のことではないか。ここに引いた小人物は、舊來の「染め物屋」のイメージを脱し、現代臺灣の食料安全問題と富に驕った土地成金に對する、まさに一種巧妙な修辭的換喩として新たに生き返っているのである。

「少林寺」のテーマは同じでも、『萬年青』が少林寺の残存勢力を「頑迷」と見なしたような觀點はついに消滅することとなった。戦後香港の陳魯勁は、彼らを「反清復明の人物」と認定し、少林寺は「反清復明の總機關」と見なされるようになった。臺灣布袋戲は、「反清復明」とともに「革命」や「革命黨」といった反政府的な語彙を併せ用いている。そして、あたかもこのような政治的修辭を用いることによって、彼ら布袋戲藝人は、戒嚴時代の戲園において發言權あるいは上演空間を獲得したように思われる。黃俊卿の上演テクス

トにおいて、福建の九蓮山少林寺主宰・至善禪師は、白眉道人によって「革命黨の首魁」と見なされている。更に至善は、戒嚴解除の後に吳清發が撰述した布袋戲テキストにおいて、臺灣臺南の出身で後に少林寺に逃げ到り身分を隠し出家したことになる。このような出自の告白は、意図的に歴史記述との一致を避けている。吳清發のテキストで、至善が自身を「寧靖王」に関係づけても、史實としての朱姓ではなく劉姓のままだ。布袋戲テキストでは、史實のように「寧靖王」が最後に舞臺から去るのは首をくくるからではなく、「北極關の通天閣に捕縛された。」のだ。江欽饒のテキストになると、従來の政治的修辭を依然として繼承する一方、倨傲な金持ちと臺灣社會の食用油不正事件を重ね合わせ、新たな政治的修辭をそこにもたらし、戲劇中の人物と歴史的・政治的正統性、あるいは革命の正當性を連結させようとする企圖は、ひいては眼前の臺灣社會が關心をもつ議題と相い呼應することにもなった。

このような、少し突っついたらそれで済むような、政治運動にまで至らない政治的修辭は、しばしば假構の歴史を創ることによって、更に新たな生命力を獲得することになる。

歴史の虚構

布袋戲少林寺の上演は、香港、我是山人の小説に靈感を受けたことから始まった。1955年8月、李天祿が臺北の環球戲院にいた當時、『聯合報』の廣告にはじめて「香港發臺灣版小説の改編」「奇抜な拳門劇の特別プログラム」と掲載された。すでに明らかなように、我是山人の少林寺系列小説は一度に成立したのではなく、次第に形成されて行った。それにつれて布袋戲も改編を重ね、觀眾は物語の次の行方を早く知りたいと願った。したがって、臺灣に新しい系列小説が輸入されればすぐに、人に新奇な感覚を抱かせるよう「拳門劇」に改編した。當時、李天祿自身確かに、これらの舞臺演出が我是山人の小説からインスピレーショ

²⁸ 江欽饒『少林演義』（第三集）（江黑番外臺布袋戲表演錄音，2016）

ンを得たことを証言している²⁹。

もしも我是山人の小説が、戦後臺灣において布袋戲少林寺を上演する上で特に重要な靈感の源泉になったのであれば、なぜ最後はむしろ種々様々に百家争鳴し、特に「金剛戲」あるいは「金光戲」と稱される演目に発展していったのか。許王はこう考える。我是山人の少林寺小説は、『血戰羅浮山』叙述の後中斷した。だから布袋戲の創作者は自分で改編するしかなかったのだ、と。しかし、筆者がかつて胡金柱にインタビューした時、彼は以前『洪熙官三戰周小紅』を読んだことがあると述べている³⁰。これは『血戰羅浮山』後の小説の結末部分に屬するから、明らかに我是山人の少林寺系列小説はここで中斷はしていないのだ。

ではなぜ、『血戰羅浮山』以後、小説のソースが突如中斷したといういい方が生まれたのか。筆者は次のように判断する。おそらく我是山人の小説は、1960年に臺灣政府から禁書に列せられ、この後、臺灣の街頭で彼の書いた小説が買えなくなった。舊新聞の資料を調査すると、1960年2月臺北市警察局は、「臺灣戒嚴期間による新聞紙雜誌圖書管制辦法第五九條の規定」で、大規模に『三徳和尚三探西禪寺』『血戰羅浮山』等の少林寺小説を含め、武俠小説九十七種を禁書としこれを取り締まった³¹。その結果、民間藝人にとって大いに興味をそそる小説も、その商品の仕入れ先が失われたのである。本当の原因は、おそらく戒嚴時代の臺北における嚴重な取り締まりと関係があったのだ。興味深いのは、当時この九十七種の禁書リストに、臺灣版『少林演義』所収の『洪熙官大鬧峨嵋山』『洪熙官三建少林寺』『洪熙官三破白蓮觀』は含まれておらず、ただ『三徳和尚三探西禪寺』『血戰羅浮山』のみ禁じられた。しかし、戒嚴時代の臺灣版『少林演義』はなお刊行され、

他の禁書リストにもなかった。それはおそらく、原作者名を隠匿し原本の挿圖を削除したからであり、この特殊な背景によって臺灣版『少林演義』が流行し今に至ったのであろう。

次に、布袋戲が実際に劇場で上演された記録であるが、1951年から1952年まで同様に『清宮三百年』の看板が掲げられていた。とはいえ、我是山人の小説と關連する布袋戲演目は、他にもたとえば『火燒九蓮山少林寺』『洪熙官三建小林寺』『洪熙官大破白蓮觀』『童千斤下廣州』『洪熙官三建少林寺』『洪熙官血戰羅浮山』『洪文定大破飛來寺』などがある。少林寺の英雄傳奇が布袋戲に與えた影響はかくも深遠であった。當時、西螺新興閣の鍾任祥は、西螺振興社武館から學んだ拳法を融合させて演技に活用し、「拳頭戲」を創出した³²。

當時臺灣の各戲班で競演した少林寺演目は、一たび始まるや非道の役柄・白眉道人の登場まで演じて終わる。しかし、五洲園二團の黃俊卿になると全体を洪熙官・洪文定を主軸とした戯劇の筋立てにするだけでなく、獨臂神尼という人物も付け加えた。この神秘的人物は清兵入關後も命を失わなかった長平公主と傳えられるが、後に出家して尼になった。さらに舞臺上では、白眉より更に凄みがあり、下山し少林に報復する役回りの「獨眼赤眉」も創出した。1952年以後、黃俊卿は『清宮三百年第三集：獨臂尼姑下山』『清宮三百年中集：獨眼赤眉下山』『清宮三百年完結篇下集：少林派血戰百魔教』まで演じている。だとすれば、引き續き『清宮三百年』系列の中集と完結篇下集を演じればそれで終了してもよいはずだ。しかし、「布袋戲太祖牌主演」と謳われた黃俊卿の少林寺演目は、「お芝居するのは御免でも觀るのは一向やめられぬ」というわけで客に應え『三怪人血戰百老祖（過江龍傳武奇妙）』『少林客血戰獨角神魔』『九長光血戰少林派』等、更に繼續して制作するしかなかったわけだ。新編少林寺物語は、「獨眼赤眉」「百魔教」「獨角神魔」「九長光」等の敵役を創り

²⁹ 李天祿（亦宛然主演，臺北フィールド調査ノート，1993/02/13）

³⁰ 胡金柱（錦華閣主演，屏東里港フィールド調査ノート，1994/07/09）

³¹ 「内容荒謬武俠小説 查獲四萬多本」（『聯合報』1960/02/17第三版。）

³² 陳龍廷，『發現布袋戲：文化生態・表演文本・方法論』（高雄：春暉出版社，2010），158-164頁。

出ただけでなく善玉役の「獨臂神尼」も登場させ、さらに「過江龍」の役柄を浮き彫りにした。

過江龍の形象は、『洪熙官三建少林寺』臺灣版第一集〈第六回 遇異人洪熙官潮州卻敵，墜奇計方玉龍韓江失貞〉で描寫されている。彼の本名は張猛，「登萍」〈※水面を走る〉の技を身につけたのでこのような呼び名になった³³。

過江龍の役柄は、鄭壹雄・黃俊雄たちの上演によって更に重要さを増した。

1952年8月、鄭壹雄は五洲園第一團で助演を擔當した。初めて嘉義の大光明戲院で二十日間出演し、前半の十日間は夜間上演の『清宮三百年』で、副題は〈洪熙官血戰羅浮山，洪文定大破飛來寺〉，我是山人の少林寺系列に屬する物語である。後半十日間の夜間上演は『清宮三百年』，但し副題は〈龍門少林兩派鬥法，步步嬌大戰飛來寺〉で、かつ「著者毛聊生（我是山人の著書ではない）」と明示している。1952年8月の當時、嘉義において、文化戲院で少林寺を演じていた西螺の新興閣と、鄭壹雄がまさに競演していた訳である。上記『清宮三百年』の副題にあった〈龍門少林兩派鬥法〉はどのように演じられたのか。鄭壹雄の解釋によると、少林派の敵、峨眉派と武當派が両方消滅した後、續けて龍門派が臺頭してきた。龍門とはすなわち廣東羅浮山の修行者の通稱である。その拳法の特徴に、龍門派教主「白鶴道人」が得意とした輕功がある。もし相手が攻撃してきたら、彼は「輕功」を用い、鶴の羽のように両手を広げ飄飄として迎え撃つ。少林派の拳法はみな、少林の達摩祖師が傳授した金剛功と輕功の二つから來ている。少林派の輕功を傳えた人は「過江龍」で、「踏浪浮萍」の功夫に長じ水面を走ったり樹葉の上を歩いたりできるのだ。金剛功を傳えた人は洪熙官の師匠の兄弟子、星龍大師の弟星圓長老である。少林派の英雄が拳法を使う時、羅漢拳だけでは龍門派白鶴道人を打ち破ることができない。必ず寶劍の助けを借りる必要がある。そのため、その後

³³ 我是山人『少林演義』下冊『洪熙官三建少林寺』第一集，臺灣版，99頁。

のストーリーはいかにして寶劍を手に入れるかの過程をめぐって展開することになる³⁴。

李天祿は、少林寺英雄物語を全体の結末まで演じた。最後は「峨眉派」が全滅し、ただ「武當派」と「少林派」が残り依然として對立衝突していた。そこで、長白山で百年修行した「長白三老」に下山し仲裁してもらうよう要請するしかなかった。彼は、兩派それぞれ、以後門外で「少林」や「武當」と名乗ってはならぬと命じた。なぜなら、武當派開山の祖師張三豐と少林派の間には本來師承關係があり、考えればやはり同じ師の下、兄弟關係にあるからだ。そういうわけで、兩派各々「林」「武」の一字を取り、合して「武林」と稱した。これがすなわち「武林皆兄弟」の由來である³⁵。

相對的に、李天祿より若い世代にあたる布袋戲の演者たちは、更に一步進め少林寺物語を「演義」し、英雄の系譜を繼承して、最後に一大センセーションを起こす「金剛戲」へと發展させていったのである。1953年10月に、鄭壹雄が臺南の光華戲院で公演した夜間公演の看板は『清宮三百年』だが、副題は〈大戰白眉・赤眉〉であった。鄭壹雄は、小説中ではただ名に觸れるだけの「赤眉」を下山させ舞臺に出した。「赤眉」は出て來るや、また悪行久しく、洪文定・胡亞彪が協力してやっと「赤眉」を打ち破る。鄭壹雄は、廣い國土に人材が入れ替わり現れるように、新時代は異なる次の主役を求めていると考えた。新編演目『洪金郎血戰卅六洞』では、少林英雄が36人の妖術道士を打ち敗る。悪役として當然「白眉」は缺かせないが、上述した悪玉「赤眉」だけでは觀眾は飽き足らない。そこで鄭壹雄たちは、洪金郎（洪文定の息子）と胡志林（胡亞彪の息子）が協力して「五眉」を成敗する所も演じた。このような敘事の流れを重ねていくと、これら悪玉の重い役どころは等しく「〇眉」と稱されることになる。五眉とはすなわち白眉・赤眉・黃眉・長眉・老眉である。

³⁴ 鄭壹雄（寶五洲主演，臺南太子廟フィールド調査ノート，2000/04/16）

³⁵ 李天祿（亦宛然主演，臺北フィールド調査ノート，1990/01/02）

このようにすれば、観客は容易に新しい役柄の上下次第が理解できるだけでなく、その表現は「出てくるほどに強くなる」という漸層法だ。なお鄭壹雄の解釋では、老眉道人は五眉の頭目で、長眉道人は、その眉毛が常人の身長より長い上に刀劍のように働く奇異な能力すらもっていた³⁶。

鄭壹雄が1950年代に内臺戲で上演した少林寺は、目下レジュメの手抄本（附録二）が見つかっている。『萬年青』と歌仔戲脚本にすでに登場した方世玉・至善禪師、また、我是山人が描く洪熙官と関連づけられた洪文定父子や、胡阿彪・周人傑などの人物以外に、鄭壹雄は、小説には現れない次のようなプロットを案出した。○洪文定の歸天、○洪文定の息子洪金郎の登場、○胡阿彪・周人傑の子孫胡雲龍³⁷・周天勝等の登場である。敵役としては、小説に元からあった白眉・赤眉のほか、長眉・老眉を創出し、最後に赤眉が冥土へ旅立つまでを描く。このような手抄本の場面構成からすれば、全部を上演するには少なくとも連続して半月以上かかるであろう。その内容は、みな鄭壹雄自ら創造した少林寺であり、彼らが熟知している劍俠戲の精華をブレンドし自由自在に筆をふるった結果、更に大きな物語空間がそこに現れている。これにより、まさに戦後における鄭壹雄の、少林寺物語に対する「演義／延異」〈※両者はともに発音 yanyi で同音の二語をかけている。演義＝物語の意義を更に敷衍する。延異＝デリダの説く「差延」、不斷に製造される差異。〉を理解することができるのである。

1952年10月、黄俊雄は彰化の萬芳戲院に到り、昼間興業で『三建少林寺：洪熙官血戰羅浮山』すなわち「我是山人」版少林寺の結末部分と、夜間興業で、彼自身の新編『新靈拳寶劍：過江龍大破七十二觀』を上演した。黄俊雄は、過江龍を道化

役の味をもつ役どころに解釋し直し観客の歓迎を受けた。一方、「我是山人」が置いた物語の主軸を、洪熙官・洪文定から段々と離れていき、それを過江龍のような元々副次的な役柄の方に移していった。翌年3月、彼は再び臺中の合作戲院にやって来たが、上演したのは夜間公演『少林派血濺大空寺：清宮三百年完結篇下續』（附録一）であった。

この演目「大空寺」は黄俊雄による新編で、戯劇の重心を轉移させ、既存の枠組みの制限を受けず更に新たな物語の展開をもたらした。『獨臂神尼下山』『過江龍大破七十二觀』から後に陸續と上演される『過江龍血戰蝴蝶派』まで、黄俊雄はスタンダードな重要演目をすでに創造し始めていた。少林寺の故事は、黄俊雄の手中にあって、すでに洪文定・胡亞彪から、彼らの後裔、半空兒・飄海兒、また新たに登場する役柄、半空兒の子孫九海神童まで、「聖俠」と稱されるにいたった。黄俊雄は、1954年10月、嘉義文化戲院で『血染金蛇島』、1955年5月13日から20日まで、嘉義興中戲院で『聖俠血染金邪島：起龍兒血戰金邪老人、矮冬瓜大顯神通』を上演した。矮冬瓜は、後に戲園で評判の一番高かった六合系列の布袋戲において、最も早く登場した人物の一人である。黄俊雄はさらに邪惡な大魔神「金邪老人」を創り出したが、その住処を「金邪島」と名付けた。黄俊雄が1966年に、電塔レコードで録音した『六合血染風波城』を参照すると、『臺灣日報』の劇場廣告が「金邪老人」と記載しているのは「金蛇老祖」の誤り、同じく「起龍兒」は「趙龍兒」の誤りであろう。

黄俊雄によれば、「西秦王爺」〈※戯劇界の守護神。玄宗皇帝や唐太宗を指す等、諸説あり。〉を奉祀する戲班は、直接「蛇」を口に出すのをタブーとしている。このタブーの破戒は、1956年9月に嘉義文化戲院の大爆発を引き起こした。これにより間接的に「五洲園第三團」時代は終わりをづけ、改めて「真五洲掌中劇團」として活動許可書を取り世の中に再登場した。事故は、彼が当時、嘉義文化戲院で『鬧海星血染金蛇島』を夜間上演していた、まさにその時のことであった。事件發生の

³⁶ 陳龍廷『臺灣布袋戲發展史』（臺北：前衛出版社，2007）156頁。

³⁷ 1990年に筆者が鄭壹雄にインタビューして得た情報と較べるとやや差異がある。彼は洪文定の息子を「洪金郎」としたが、胡亞彪の息子の方は「胡志林」と稱した。志林とは「志氣は重ねて少林を建ててにあり」という意味で、この名の方がよりテーマに合致する。

前、黄海岱は文化戲院まで劇團を訪ねて来た。そこで戲院の看板に蛇の圖像が掲げてあり、さらには「金蛇島」と演目が標示されているのを見たのだが、これは明白に北管戲（※清代に官音戲・正音戲と稱された戯劇の流派。清末民初以後、臺灣布袋戲の主流となる。亂彈戲・平劇戲の二派がある。）を學習し、戲神として西秦王爺を信仰する者の禁忌を犯していた。蛇のように禁忌に觸れる動物を呼ぶ場合、習慣にならい婉曲に十二支の六番目だから蛇を「老六」と稱するのだ。年若い黄俊雄はそれを意に介さず、逆に戲院の看板に描かれた金蛇がとても鮮やかだと自認していたに違いない。爆發事故發生前、黄海岱は嘉義文化戲院にやって来て大變に憤り、黄俊雄に演目名を改め「夷島邪」とするよう要求した。黄俊雄が今も記憶しているのは、黄海岱の來訪は公演の七日目あるいは八日目のことだったが、その間もなく二三日後に爆發したのだった³⁸。

黄俊雄が述べた日には、筆者が整理した上演資料とかなり吻合している。黄俊雄が最後に嘉義文化戲院で上演した期間は、1956年9月1日から10日までで、それは『地方戯劇』に掲載されている。この後、嘉義の布袋戲廣告に再びこの劇場の名前が出てくることはなかった。いい換えれば、嘉義文化戲院はこれより消滅したのである。その原因は、まさにこの舞臺上演中の予想しなかった爆發事故に他ならなかった。この突發事故が發生した日は、おそらく9月10日と推斷される。黄俊雄によれば、その日はちょうど、過江龍が獨り火魔教を訪ね、まさに火魔女と對峙する場面を演じているところであった。當時、劇場内でも布袋戲は爆竹を使用し音響効果を出していた。舞臺が予定のシーンになる時、舞臺裏の助手が照明係の合圖に呼応して爆竹の音を響かせる手はずだった。

總じていえば、黄俊雄は1950年代の臺灣商業劇場における上記のような、失敗を含めた經驗を経つつ、この後努力して、自ら當時の布袋戲の主流

であった少林寺上演に參入することにした。もしも、獨臂神尼・過江龍が舊小説に元からいた周緣的役柄であったすれば、七海神童・趙龍兒・矮冬瓜は、ひとえに舞臺上にその姿を見せる新顔であり新たな役回りだった。この時、黄俊雄はまだ劇場上演時代に最も評判が高かった劇中人物・六合を登場させていなかった。六合は、遅れて1956年4月に嘉義文化戲院の夜間興業でようやく『六合定干戈』が上演された。

『萬年青』であれ我是山人の少林寺であれ、彼らが描き上げる物語の背景は多少なりとも、「福建の九蓮山少林寺」「方世玉は廣東肇慶人」「洪熙官は廣東花縣人」のように、清末中國の實際の地理と關連がある。それに對し、鄭壹雄の1950年代における少林寺演目のレジュメには、大羅山・八卦山・山西卦虎山・百巒山等、どこか聞いたことがあるような地名が見えるのだが、では實際にそれが彰化の八卦山や員林の百果山を指すのかどうか、確認することはできないのである。黄俊雄の『六合血染風波城』になると、九海神童・趙龍兒が登場する空間は、北海白雪山・魔王島・金蛇島・西海蓮花島・西海九尖峰・南海飛龍島・逍遙島十二連環洞等、奇妙きてれつな險難の地に廣がっている。布袋戲に出てくる島嶼はほとんどが邪惡の地で、策略・落とし穴・危險等、負の價值が充満しているのだ。例外的に、「獨眼靈光五象尊」に追いつめられた際「逍遙島十二連環洞」は六合禪師の身を守る場所になるが、上掲のような土地は、およそ度重なる計略や障害の場所として描かれているのである。興味深いことに、これらの島々と外界との往來はまるで平地を移動するかのようであり、乗船して海を渡るというあるべき記述が見られない。逆に、邪惡な魔者の親分「獨眼靈光五象尊」が居住する「風波城」は、城外が「風波海」で圍まれており、ここでようやく海を渡る話につながり、また、海上に漂い浮かぶという「白骨死亡船」も同様に邪惡の巢窟である。しかしそれ以外、島嶼が外海に圍まれるという事實には、ほとんど觸れられることがないのである。このよ

³⁸ 黄俊雄（黄俊雄電視木偶劇團主演，雲林虎尾フィールド調査ノート，2002/03/23）

うな島嶼と海洋が與える負のイメージ・印象は、おそらく戒嚴時代の教育が、古代中國の「大陸」の方を尊重していたことに起因するのだろう。このような教育によって、一般人は、書物を通し神州大陸の長江や黄河について熟知した想像しうるのだが、それと正反對に、そこには臺灣と近隣の島々に對する認知度の低さ、あるいは海洋というものに抱く一種越えがたい恐怖感が存在しているように思われる。このような恐怖感は、おそらく戒嚴時代における臺灣特有の一種の海禁政策と関係があり、臺灣島に生活する人々はむしろ美しい海洋に親しむ機会がほとんどなかった。このような、見たこともない未知に満ちた世界、戦後の臺灣諸島に關して描かれる虚構のイメージ空間は、上から無理に與えられた海洋に對する認識上の制限を無意識裏に露呈している。そして島々自体が、ついには悪魔の住む邪惡な巢窟等、何ともいえず恐怖の象徴になったのである。

結 語

戦後臺灣の特殊な環境と庶民文化の關係について、張大春は「見えざる文革：臺灣人民主義の良き年月」³⁹で、戦後の國民黨政府は絶えず「雙重的兩難」〈※二重のジレンマ〉に直面せざるをえなかったと、次のように述べている。一つには、政黨・國家機關は人民群眾のために集團的な國家の記憶を製造せざるをえない。すなわち「大陸にいる無数の苦難の同胞は、解放される日をつよく待望していることを忘れてはならない」、「大陸の美しい山河を忘れてはならない」と命じることによって、「全國軍民同胞」に敵という明確な目標と、はるか先にある理想・展望を抱かせている。その一方で、いうまでもなく臺灣海峽によって大陸と隔てられることにより、國民黨政府は自立的發展空間を確保している。しかしそれは、國民黨政府と大陸の人民・資源との距離がますます遠くなる

ことを意味している。この他、張大春は1970年に流行したテレビ布袋戯『雲州大儒俠』について鋭く批評を加えている。すなわち、觀眾はこれまで「雲州」が十三世紀元朝時代に中國大陸西北部に設置した雲州なのか、それとも十六・七世紀に明朝が中國西南に設置した雲州なのか、追求することはなかった。彼はその背後に別の眞實があるのではないかと疑問を呈し、雲州は歴史上中國大陸のどこか遠い場所を指しているわけではなく、黃俊雄自身の出身地である臺灣の雲林を投影しているのだと説いている。黃俊雄が力を込めて創り出した虚構の英雄「史豔文」は、刑罰を受け流刑に処された「大儒俠」という人物像である。彼は儒家道德を堅く守りながらも、逆に常に傷つけられ罪に陥れられるなど辛酸をなめる。張大春はその姿を通し、庶民は心の中で中國の傳統的主流としての儒家思想の地位を反轉させたのだ、と主張する。ゆえに彼は、このことは政黨・國家機關の「中國論述」における「二重のジレンマ」に對し、庶民文化が發動した反撃ではないか、と疑義を呈しているのである。しかも、このような民眾文化の側からの反發は、知識界・文化界における「郷土文學論戰」〈※1977・78年に、臺灣農村の生活や心情を表現する「郷土文學」をめぐり引き起こされた論争。「臺灣意識」と「中國意識」の相克が大きく露呈した。〉に見られるような臺灣本土に對する強い關心が湧き上がるその時期より、少なくとも六年早く出現していたと論じている。

この文章が鋭く指摘する「擬似的な古中國」は、實際、戦後初期の臺灣布袋戯においてすでによく見られる現象だった。書面上の資料や布袋戯上演の際の脚本等、様々なテキストから布袋戯で再現された「古中國」を見ると、当初は中國の古い地名が引用されていたが、後にほとんどまったく自由な想像の産物になっていった。興味深いことに、これら純粹に虚構に屬する世界は、戒嚴時代に思想檢查から身を隠すための比較的安全な空間であり、その中で觀眾の大きな反響・共感を呼び起こした。このように、熱烈な集團的情感を引き起こ

³⁹ 張大春「看不見的文革：臺灣民粹主義嘉年華」
<http://www.news98.com.tw/dj/image/article01.htm>
(2006/02/01調査)

した先駆者は、決して1970年代の黃俊雄によるテレビ布袋戲が最初ではなく、1950年代に臺灣の布袋戲が演じた少林寺にすでにあまねく存在していた。そして「大儒俠」の流浪のイメージはまた、洪熙官・洪文定等の役の上にも類似の特質を見いだすことができる。それら少林寺の英雄たちは、清兵と峨嵋派・武當派等の強大で邪惡な勢力によって迫害され、至る所を流浪し、非凡な正義の人を尋ね求めつつ武術を錬磨し、一朝「反清復明」を遂げ「革命」を完成させる日を待つのである。彼らが引き起こす情緒は複雑・多元的で、観眾が共感するのは、時機の到來を待つ弱者というだけでなく彼らが身に帯びる理想や抱負・熱血なのである。當然のこととしてそれ以外にも、臺灣民間の習武の風氣、ひいては「少林武功天下を蓋う」等の傳説に對する尊崇があるだろう。

戦後臺灣の布袋戲で起こった少林寺ブームについて、本論は、これらの背景にある政治的修辭、さらに假構の歴史について検討を試みた。我々は、同じ「少林寺」という言葉に、印刷品ないし上演テキストそれぞれに相異なる「差延」が残っていることを見いだした。さらに「少林寺」において、『萬年青』が少林の残存勢力を「頑迷」と評したような見方は消滅を余儀なくされた。戦後香港の陳魯勁は、彼らを「反清復明の人物」と認定し、少林寺は「反清復明の總機關」と見なされるにいたった。加えて、臺灣明鄭時代の派遣部將、蔡德忠・方大洪・胡德帝・馬超興・李式開等は少林寺に身を投じて「少林五祖」に生まれ変わった。そして臺灣布袋戲は、「反清復明」と竝立させ「革命」あるいは「革命黨」という、反政府的意味を帯びる語彙を一緒に用いている。ここに到り、少林派と峨嵋派・武當派の江湖の恩讐は、「反清復明」という大業の物語へと變化を遂げただけでなく、布袋戲の民間藝人によって率直に「革命」行動として解釋し直された。かりに「反清復明」を、單に戦後の官界における「反共復國」に類似した政治的修辭に過ぎないとすれば、布袋戲舞臺で神州大陸を縦横に突き進む清兵や司直の手は、「反共

抗俄」劇の「共匪」〈※忌まわしい共産黨〉あるいは「匪幹」〈※悪しき共産黨幹部〉に對應する比喻ではないのか。しかし實際に布袋戲で演じられるテキストは、このような單純な一致からかけ離れ、ますます複雑にその意味をずらしていくのである。この種の庶民による政治的修辭は、決して單一な聲調ではなく、多くの異なる特質を有する戯劇の人物を用いつつ、特殊なテキストの文脈が織りなす複雑な修辭上の換喩になっている。それは、多重な音聲 (plurivocal), 多重な言語 (plurilingual), 多重なスタイル (pluristylistique), あるいは異なる物語、ひいては異なる觀點に借りて共々作り上げる多聲的な交響 (symphonique) である。布袋戲で演じる「革命」について立ち入ってみると、それはある種修辭のようであり實質的な性質を示すものにかける。一種の政治的修辭として見れば、民間藝人は多く「孫中山の革命に類似する」(黃順仁の語) という解釋をとる。このような見立てによって、あるいは、布袋戲藝人は戒嚴時代にあつて「政治的に正しい」發言權と劇場の上演空間を獲得したのかも知れない。戦後臺灣の民眾についていえば、彼ら自身は、恐らく日治時代の農民運動、議會請願運動、あるいは戦後初期の戒嚴下の行動と比較して、實際に政治に參與する經驗がほとんど無かつた。それではなぜ舞臺上に、一種反政府革命を要求するような行動が出現したのか、一群の、名前を隠し持ち天涯を流浪する悲劇の英雄が、臺灣の民眾に強烈な感情を引き起こすことになったのはどうしてか、このことは確かに興味深い現象である。脱構築主義者が提示した「差延」は、外への擴散と時間的引き延ばしの過程を含みもっている。「少林寺」という語彙が包括するものは、もはや、書名で「清朝萬歲」を標榜し歌詠する『萬年青』が批判するような、負の価値を帯びた叛亂份子ではあり得なかつた。反對に、戦後少林寺を題材とした布袋戲は、別々の創作者が不斷に想像力をリレーし、戒嚴解除の後には、さらに新たな上演テキストすら登場した。各々の上演テキストは斷えず異なつた主

役を用い、それぞれ違う物語がその重点を移し擴げていった。そして同時に我々は、「少林寺」という言葉の意味をどう措定するか、その理解を斷えず引き延ばして來たのである。興味深いことに、戒嚴解除後の布袋戲で上演された少林寺は、逆に主要な役どころの経歴を臺灣出身に變え、もしくは小人物の姿に借りて當今の社會的議題をあてこするなど、臺灣と相連結する物語になっていた。

次に、戒嚴時代の臺灣布袋戲が演じた少林寺は、『萬年青』あるいは我是山人が描く中國の實際の地理に對し、かなり見慣れぬものに變じている。そして、彼ら自ら創造した戲劇空間において、しばしば中國の地名を組み合わせつつ、新たな地名や島嶼の名前すら捏造される。しかも上演の過程では、これらの異なる島々は、總じて、あたかも大陸の平地にあるかのように演じられ、島嶼を四周する海洋の現實をほとんど顧慮することがない。このような歴史の事實に反する假構の世界は、ある種、戒嚴時代の臺灣政府指導部による大陸を主軸とした認識方法がもたらした産物といえよう。戒嚴時代臺灣における政府官界の意識形態は、すなわち反共復國であった。反共復國を求める以上、當然、大陸を主眼とするような認識のあり方が、臺灣人のアイデンティティと情念の帰着する場所になる必要があったのだ。このような偏頗な認識によって、往往にして臺灣それ自体、すなわちこの島々の地理的事實がないがしろにされたのである。戦後布袋戲の戲園舞臺上に出現した島嶼が、しばしば奇怪で尋常ならず悪魔島のような蠻荒の地を彷彿とさせるのは、臺灣諸島自体からいえば大いに逆説的な風刺となっている。このような島嶼・海洋へのイメージが負の價值を帯びるは、おそらく戒嚴時代に古代中國の「大陸」を尊崇させる認識方法を人々に教育して來たことによる。このような教育によって、一般人は、書物を通し神州大陸の長江や黄河について熟知した想像しうる。しかしその反對に、臺灣と近隣の島々に對する認知度の低さ、あるいは海洋への一種越えがたい恐怖感が、同時に存在していたように思われる。

引用・参照書目

一 専門書・學術雑誌

Mikhaïl Bakhtin, *Esthétique et théorie du roman*.
Traduit par Daria Olivier. (Paris: Gallimard, 1978)

Jacques Derrida, *L'Écriture et la différence*. (Paris: Seuil, 1967)

江蘇省社會科學院『中國通俗小說總目提要』（北京：中國文聯出版公司，1990）

呂訴上『臺灣電影戲劇史』（臺北：銀華出版社，1961）

陳龍廷『臺灣布袋戲發展史』（臺北：前衛出版社，2007）

陳龍廷『發現布袋戲：文化生態・表演文本・方法論』（高雄：春暉出版社，2010）

吳昊「正的武林舊事：重提嶺南少林舊事」『香港功夫電影研究』（香港：第四屆香港國際電影節，1980）

張大春「看不見的文革：臺灣民粹主義嘉年華」
<http://www.news98.com.tw/dj/image/article01.htm> (2006/02/01調査)

肇遠「看臺灣地方戲劇改進的前途」『地方戲劇』3(3)（臺北：地方戲劇協進會，1953）

二 資料

「内容荒謬武俠小説 查獲四萬多本」『聯合報』（1960/02/17/03版/第三版）

『新刻方世玉打擂臺』（1-4冊）廈門：會文堂出版
吳清發『少林英雄傳』（1-6集）（外臺布袋戲表演錄音，1990）

我是山人『三德和尚三探西禪寺』（香港：大中書局，1947）

我是山人『少林演義』上冊『洪熙官大鬧蛾媚山』（一至四集）臺灣版

我是山人『少林演義』下冊『洪熙宮三建少林寺』（一至二集第三回）臺灣版

我是山人『少林演義』下冊『洪熙宮三破白連觀』（二集第四回～第四集）臺灣版

江欽饒『少林演義』1-40集（江黑番外臺布袋戲表演錄音，2016）

黃俊卿『火燒少林寺』1-6集，唱片編號 FL793-795；FL889-903（臺北：鈴鈴唱片，1965）

黃俊雄『六合血染風波城』1-6集，唱片編號 TW布01-36（臺北：電塔唱片，1966）

鄭壹雄『少林英雄傳』（臺南廣播布袋戲錄音，1990）

三 フィールド調査（田野調査筆記）

李天祿（亦宛然主演，臺北田野調査筆記，1990/01/02）

李天祿（亦宛然主演，臺北田野調査筆記，1993/02/13）

許王（小西園主演，臺北田野調査筆記，

1990/01/02）

鄭壹雄（寶五洲主演，臺南太子廟田野調査筆記，1990/01/23）

黃順仁（美玉泉主演，臺南關廟田野調査筆記，1990/01/23）

黃海岱（五洲園主演，雲林崙背田野調査筆記，1993/02/07）

胡金柱（錦華閣主演，屏東里港田野調査筆記，1994/07/09）

鄭壹雄（寶五洲主演，臺南太子廟田野調査筆記，2000/04/16）

黃俊雄（黃俊雄電視木偶劇團主演，雲林虎尾田野調査筆記，2002/03/23）

施秋旺（春秋閣主演，臺中何厝田野調査筆記，2015/8/14）

附錄一 戦後の劇場における布袋戲「少林寺」演目

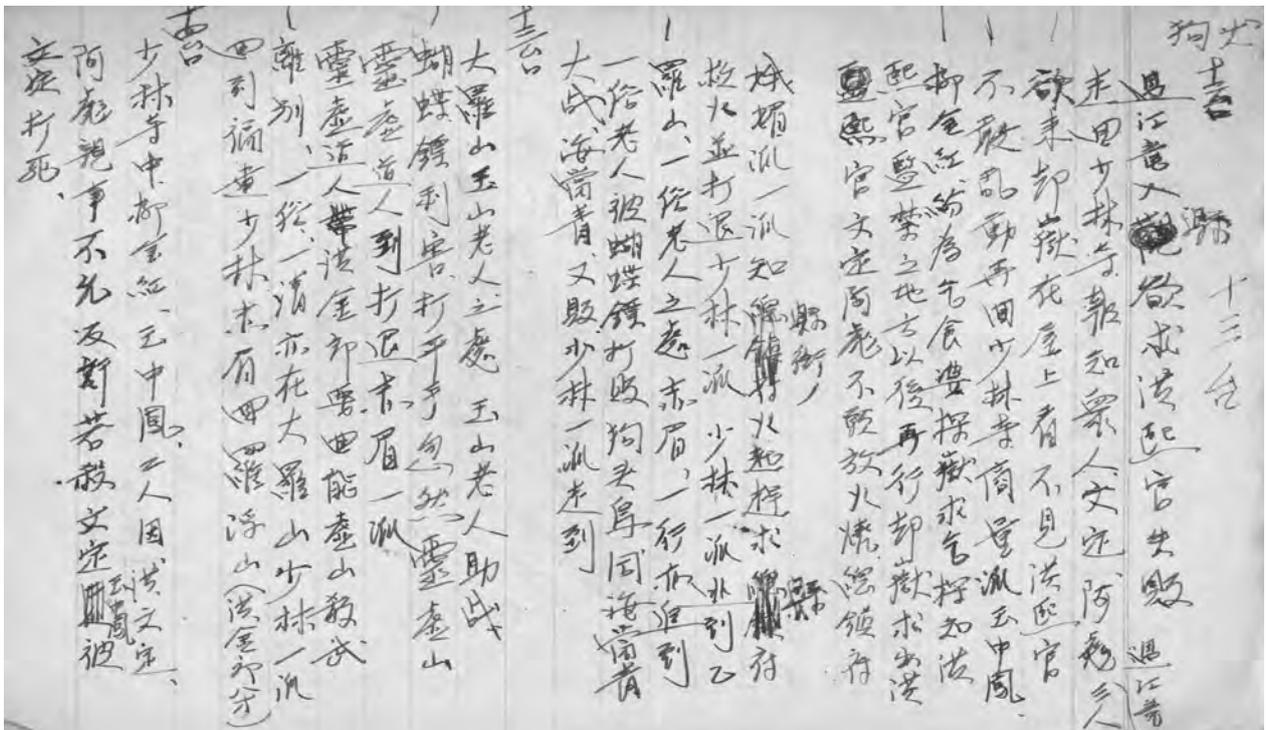
年	月	日	區域	戲院	劇團	日戲	夜戲
1950	8	17-31	新竹	新華戲院	亦宛然掌中班	神童奇俠	重建少林寺
1951	7	21-?	臺南	慈善社戲院	亦宛然掌中班	空網奇俠	清宮三百年（加演三國誌）
1951	12	1-11	臺中	合作戲院	五洲園二團	玉聖人大破太華山	火燒九蓮山少林寺
1951	12	12-20	臺中	合作戲院	五洲園二團	逢劍春秋（秦始皇吞六國）	火燒九蓮山少林寺
1952	2	6-?	臺中	樂天地戲院	新興閣掌中班	秦始皇併吞六國（峰劍春秋：孫臏海朝大門法）	清宮三百年（洪熙官三建小林寺）
1952	6	11-20	嘉義	文化戲院	東港全樂閣	大明劍俠奇案	清宮三百年〈火燒少林寺〉
1952	6	11-	豐原	光華戲院	五洲園二團	五龍十八俠	清宮三百年
1952	7	21-31	嘉義	文化戲院	五洲園二團	玉聖人大破太華山	清宮秘史洪熙官大破白蓮觀
1952	8	10-31	嘉義	文化戲院	西螺新興閣	峰劍春秋	清宮三百年〈童千斤下廣州，洪熙官三建少林寺〉
1952	8	1-10	嘉義	大光明戲院	五洲園第一團	崑崙劍（兩派門法盡顯妙術）	清宮三百年〈洪熙官血戰羅浮山，洪文定大破飛來寺〉
1952	8	11-20	嘉義	大光明戲院	五洲園本團	水滸傳	清宮三百年〈龍門少林兩派門法〉毛聊生
1952	8	21-31	嘉義	大光明戲院	五洲園第三團	包公案〈再續五義〉	清宮三百年〈龍門少林兩派門法，大破白鵝潭〉毛聊生
1952	8	21-31	嘉義	文化戲院	西螺新興閣	大明奇俠・八卦千刀樓〈高隆章平西涼〉	正本清宮三百年下續〈洪熙官大鬧白鵝潭〉
1952	8	21-31	東港	大舞臺戲院	林邊全樂閣	彭公大破木羊陣	清宮三百年火燒二建小林寺
1952	8	21-31	臺中	合作戲院	五洲園二團	大俠追雲客	清宮三百年第三集
1952	8	29-31	臺中	合作戲院	五洲園二團	清宮三百年上集連續	清宮三百年第三集（獨臂尼姑下山）
1952	9	1-20	嘉義	大光明戲院	五洲園第一團	小五義	三百年〈龍門少林大決雌雄，洪文定大破魔王島〉

年	月	日	區域	戲院	劇團	日戲	夜戲
1952	9	1-5	嘉義	文化戲院	新興閣本團	四遊記〈華光大鬧天宮〉	清宮三百年完結篇
1952	9	1-10	臺中	合作戲院	五洲園二團	清宮三百年上集連續	清宮三百年第三集（獨臂尼姑下山）
1952	9	17-18	臺中	合作戲院	福興園掌中班	新俠白蓮劍大破七星殿	五建少林寺洪文定奇俠傳
1952	9	21-30	嘉義	文化戲院	五洲園第三團	小五義全本〈徐良打虎得嬌妻，艾虎三更迫女財〉	清宮三百年下集少林奇俠傳〈獨臂尼姑下山〉
1952	9	21-30	雲林	虎尾戲院	五隆園掌中班	明清八義	清宮三百年秘史
1952	10	1-?	嘉義	文化戲院	五洲園第三團	飛劍客大門魔天鬼	少林奇俠傳連續
1952	10	11-20	嘉義	美都戲院	嘉義假成真	金臺傳〈展南俠三探龐相府〉	清宮三百年〈洪熙官三破白蓮觀〉
1952	10	21-31	彰化	卦山戲院	新興閣掌中班	羅通掃北連續／薛仁貴東征樊梨花掛帥	清宮三百年／靈拳寶鑑完結篇
1952	10	21-31	彰化	萬芳戲院	五洲園第三團	三建少林寺（洪熙官血戰羅浮山）	新靈拳寶劍（過江龍大破七十二觀）
1952	11	1-10	彰化	卦山戲院	新興閣掌中班	羅通掃北連續／薛仁貴東征樊梨花掛帥	清宮三百年／靈拳寶鑑完結篇
1952	11	1-10	彰化	萬芳戲院	五洲園第三團	三建少林寺（洪熙官血戰羅浮山）	新靈拳寶劍（過江龍大破七十二觀）
1952	11	21-	臺中	合作戲院	新興閣掌中班	高良玉大破鐵球山	靈拳寶鑑全本／清宮三百年完結篇（洪熙官大破十二連環島）
1952	11	28-30	新竹	新舞臺戲院	中州園掌中班	三建少林寺	大破陰陽塔
1953	1	10-?	南市	慈善戲院	亦宛然掌中京班	明清八義〈大義勝英武俠傳〉	奇俠怪老人（女俠呂四娘刺死雍正帝復仇）
1953	1	11-31	臺中	合作戲院	五洲園二團	明清三劍客	少林派血戰百磨教（清宮三百年完結篇下集）
1953	1	21-?	臺中	南臺戲院	新興閣本團	清宮三百年（少林派血戰白娥潭）	江南五俠女（大破八度山）
1953	2	1-12	臺中	合作戲院	五洲園二團	清宮三百年中集（獨眼赤眉山）	小林派血戰百魔教（三百年完結篇下集）
1953	3	21-31	臺中	合作戲院	五洲園第三團	雍正奇俠傳（江湖二十四俠）	少林派血戰大空寺（清宮三百年完結篇下續）
1953	4	1-?	嘉義	文化戲院	西螺鍾任祥	志善出世	孝子復仇記
1953	4	21-23	員林	文化戲院	新和樂掌中班	十八路反王（程咬金起義）	清宮三百年秘史（三建少林寺）
1953	4	21-30	臺中	合作戲院	五洲園二團	清宮三百年中集（獨眼赤眉下山）	少林派血戰百魔教（清宮三百年完結篇下集）
1953	4	24-?	臺中	南臺戲院	新興閣本團	清宮三百年（少林派血戰白娥潭）	江南五俠女（大破八度山）
1953	9	1-30	臺中	合作戲院	五洲園二團	新封神榜	三怪人血戰百老祖（過江龍傳武奇妙）
1953	10	2-?	南市	光華戲院	寶五洲掌中班	忠義俠大破七十二島	清宮三百年（大戰白眉赤眉）
1953	11	3-?	高雄	新高戲院	新興閣本團	南北斗大破水晶宮（江南武俠女齊會）	至善出世奇俠傳
1953	12	11-?	嘉義	文化戲院	五洲園二團	清宮三百年	崑崙八大俠
1953	12	1-10	高雄	明星戲院	西螺新興閣	南北斗大破水晶宮	清宮三百年（正上海版）
1953	12	11-?	彰化	萬芳戲院	五洲園第三團	三好漢大破火魔塔	過江龍血戰蝴蝶派
1954	1	12-?	嘉義	文化戲院	新世界掌中班	清宮三百年（童千斤下廣州三探西禪寺）	玉蝴蝶連續〈大戰青城派〉

年	月	日	區域	戲院	劇團	日戲	夜戲
1954	2	3-28	臺中	合作戲院	五洲園二團	三怪人血戰百老祖	少林客血戰魔人
1954	3	1-20	彰化	萬芳戲院	五洲園二團	玉聖人大破太華山	九長光血戰少林派（清朝拳術武俠傳）
1954	4	1-?	南市	光華戲院	寶五洲掌中班	五虎戰青龍〈郭子儀出世〉	清宮三百年連續〈少林派血戰赤眉〉
1954	4	1-20	臺中	合作戲院	五洲園第三團	新濟公傳	七海神童
1954	6	1-19	臺中	合作戲院	五洲園二團	三怪人血戰百老祖	小林客血戰獨角神魔
1954	7	1-20	臺南	新市戲院	西五洲掌中班	忠勇孝義傳	清宮秘史下集
1954	8	11-20	臺南	新市戲院	西五洲掌中班	忠勇孝義傳	清宮秘史下集
1954	10	1-?	嘉義	文化戲院	五洲園第三團	怪俠追風客	血染金蛇島
1954	11	21-30	大灣	西都戲院	寶五洲掌中班	荒山劍俠每日連續	小林客血戰乾坤島
1954	11	3-12	臺中	合作戲院	五洲園第三團	怪俠追風客	七海神童
1954	12	11-?	南市	光華戲院	寶五洲掌中班	黃怪客血鬥武龍坡	少林客大破乾坤島（少林派血戰黃眉，乾坤老祖）
1955	3	21-31	大灣	西都戲院	寶五洲掌中班	神馬怪俠全本	小林派血戰乾坤島
1955	5	13-20	嘉義	興中戲院	五洲園第三團	過江龍血戰蝴蝶派（前清故事劇，科學化大打鬥）	聖俠血染金邪島（起龍兒血戰金邪老人，矮冬瓜大顯神通）
1955	8	1-10	臺北	環球戲院	亦宛然掌中班	香港新到臺北小說改編	
1955	10	1-?	南市	光華戲院	寶五洲掌中班	武童大明英烈傳	少林奇俠（十八代祖師二代祖師午能老祖血戰北極祖師）

資料來源：『臺灣新生報』『中華日報』『民聲日報』『聯合報』『全民日報』『臺灣日報』
制作：陳龍廷

附錄二 鄭壹雄「少林寺」レジメ手抄本



圖一 鄭壹雄の少林寺レジメ手抄本。この手稿には、「臺數」（ステージ數）が示されており、鄭壹雄が戦後の劇場時代に演出した抄本と判断しうる。

The Taiwanese Puppet Show “Siau-lin-si” as Différance: On Their Political Rhetoric and Historical Imagination

CHEN Longting

(Asian Cultures, Cultural Systems Course)

A great deal of effort has been made to interpret Taiwan’s puppet theater (po-te-hi). What seems to be lacking, however, is a clear understanding of the political rhetoric and historical imagination of the “Siau-lin-si” repertoire.” The interpretations were inspired by traditional fiction and a number of other factors such as the recent Romanization of characters used in Hong Kong, the ‘koa-a’ booklets, the Shanghai style of the Peking opera, as well as those created purely by the puppeteers themselves. Although the interpretations hold the same name of “Siau-lin-si”, their meanings are quite different. These differences in interpretation are similar to Jacques Derrida’s word “différance”, which is not a word, nor a concept, but means both “to defer” and “to differ” in a number of heterogeneous features.

This paper will explore the problem of the puppet theater “Siau-lin-si” in the Taiwanese language after World War II. We shall examine the data which has been collected in a variety of ways such as from newspaper advertisements concerning the puppet theater, the puppeteer’s reports, manuscripts of commercial puppet theater in the 1950s and by their performance-texts. If the topic of anti-communism is a monologue of the official text under martial law in Taiwan, then we could say that the divergent puppet’s texts performed plurivocal, plurilingual, pluristylistique stories similar to the parallel symphony concept introduced by Mikhaïl Bakhtin.

keywords : puppet theater, Siau-lin-si, historical imagination, rhetoric, metonymy

社会文化システム研究科 彙報

2017年度開講科目一覧

文化システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開講期
英語語法論特論Ⅱ	鈴木 亨	前 期
日本語意味論特論Ⅱ	渡 辺 文 生	前 期
言語学特論Ⅱ	池 田 光 則	前 期
歴史言語学特論Ⅱ	IRWIN MARK	前 期
日本語史特論Ⅱ	中 澤 信 幸	前 期
心理言語学特論Ⅱ	小 泉 有紀子	前 期
英語語法論特別演習	鈴木 亨	後 期
日本語意味論特別演習	渡 辺 文 生	後 期
言語学特別演習	池 田 光 則	後 期
歴史言語学特別演習	IRWIN MARK	後 期
日本語史特別演習	中 澤 信 幸	後 期
心理言語学特別演習	小 泉 有紀子	後 期
言語科学特別研究Ⅰ（前期）		前 期
言語科学特別研究Ⅰ（後期）		後 期
言語科学特別研究Ⅱ（前期）		前 期
言語科学特別研究Ⅱ（後期）		後 期
人間情報科学特論Ⅱ	本 多 薫	前 期
日本古代史特論Ⅱ	十 川 陽 一	前 期
日本近世史特論Ⅱ	岩 田 浩太郎	前 期
東アジア近世史特論Ⅱ	新 宮 学	前 期
ドイツ史特論Ⅱ	山 崎 彰	前 期
文化人類学特論Ⅱ	坂 井 正 人	前 期
北アジア史特論Ⅱ	中 村 篤 志	前 期
日本中世史特論Ⅱ	松 尾 剛 次	前 期
人類学特論Ⅱ	村 上 達 也	前 期
日本近代史特論Ⅱ		前 期
日本古代史特別演習	十 川 陽 一	後 期
日本近世史特別演習	岩 田 浩太郎	後 期
東アジア近世史特別演習	新 宮 学	後 期
文化人類学特別演習	坂 井 正 人	後 期
北アジア史特別演習	中 村 篤 志	後 期
日本中世史特別演習	松 尾 剛 次	後 期
日本近代史特別演習		後 期
歴史文化特別研究Ⅰ（前期）		前 期
歴史文化特別研究Ⅰ（後期）		後 期
歴史文化特別研究Ⅱ（前期）	坂 井 正 人	前 期

歴史文化特別研究Ⅱ（後期）	坂井正人	後	期
日本古代中世文化論特論Ⅱ	宮腰直人	前	期
中国中世文化論特論Ⅱ	西上勝	前	期
日本近現代文化論特論Ⅱ	森岡卓司	前	期
東アジア近現代文化論特論Ⅱ	許時嘉	前	期
東南アジア文化論特論Ⅱ	今村真央	前	期
日本古代中世文化論特別演習	宮腰直人	後	期
中国中世文化論特別演習	西上勝	後	期
日本近現代文化論特別演習	森岡卓司	後	期
東アジア近現代文化論特別演習	許時嘉	後	期
東南アジア文化論特別演習	今村真央	後	期
アジア文化特別研究Ⅰ（前期）		前	期
アジア文化特別研究Ⅰ（後期）		後	期
アジア文化特別研究Ⅱ（後期）	森岡卓司	後	期
ロシア文化論特論Ⅱ	相澤直樹	前	期
美学・芸術史特別演習	石澤靖典	後	期
欧米文化特別研究Ⅱ（前期）	伊藤豊	前	期
欧米文化特別研究Ⅱ（後期）	伊藤豊	後	期

社会文化システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
人権論特論Ⅱ	中島宏	前 期
公共経済学特論Ⅱ	是川晴彦	前 期
財政学特論Ⅱ	坂本直樹	前 期
イギリス経済学史特論Ⅱ	下平裕之	前 期
公共政策学特論Ⅱ	川村一義	前 期
人権論特別演習	中島宏	後 期
公共経済学特別演習	是川晴彦	後 期
イギリス経済学史特別演習	下平裕之	後 期
公共政策学特別演習	川村一義	後 期
公共政策特別研究Ⅱ（前期）	下平裕之	前 期
公共政策特別研究Ⅱ（後期）	下平裕之	後 期
都市計画特論Ⅱ	山田浩久	前 期
計量社会学特論Ⅱ	阿部晃士	前 期
環境経済学特論Ⅱ	杉野誠	前 期
都市計画特別演習	山田浩久	後 期
計量社会学特別演習	阿部晃士	後 期
環境経済学特別演習	杉野誠	後 期
地域政策特別研究Ⅰ（前期）		前 期
地域政策特別研究Ⅰ（後期）		後 期
地域政策特別研究Ⅱ（前期）		前 期
地域政策特別研究Ⅱ（後期）		後 期

株式会社論特論Ⅱ	安田 均	前	期
中小企業論特論Ⅱ	吉原 元子	前	期
中小企業論特別演習	吉原 元子	後	期
企業経営特別研究Ⅱ（前期）		前	期
企業経営特別研究Ⅱ（後期）		後	期
民法特論Ⅱ	高橋 良彰	前	期
民法特論Ⅳ	小笠原 奈菜	前	期
民法特別演習Ⅰ	高橋 良彰	後	期
民法特別演習Ⅱ	小笠原 奈菜	後	期
経営法務特別研究Ⅰ（前期）	小笠原 奈菜	前	期
経営法務特別研究Ⅰ（後期）	小笠原 奈菜	後	期
国際関係論特論Ⅱ	高橋 和	前	期
国際政治特論Ⅱ	松本 邦彦	前	期
現代政治論特論Ⅱ	北川 忠明	前	期
比較政治学特論Ⅱ	星野 修	前	期
現代中国政治特論Ⅱ	赤倉 泉	前	期
国際関係論特別演習	高橋 和	後	期
国際政治特別演習	松本 邦彦	後	期
比較政治学特別演習	星野 修	後	期
現代中国政治特別演習	赤倉 泉	後	期
国際関係特別研究Ⅰ（前期）	星野 修	前	期
国際関係特別研究Ⅰ（後期）	星野 修	後	期
国際関係特別研究Ⅱ（後期）	星野 修	後	期
国際関係特別研究Ⅱ（前期）	星野 修	前	期

共通科目

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
情報処理実習	古藤 浩	後 期
現代外国語（英語）Ⅰ	Ryan Stephen Bond	前 期
現代外国語（ロシア語）	相澤 直樹	前 期
現代外国語（英語）Ⅱ（前期）	佐藤 清人	前 期
現代外国語（英語）Ⅱ（後期）	宇津 まり子	後 期
現代外国語（ドイツ語）	渡辺 将尚	前 期
調査の方法	山田 浩久	前 期
プロジェクト演習Ⅰ	亀井 慶太	前 期
プロジェクト演習Ⅱ	松本 邦彦	前 期
プロジェクト演習Ⅳ	松尾 剛次	前 期

2017年度 修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
プロップ理論の考察			
初対面会話における話題選択と自己開示との相互関係について	人間科学	言語科学	結城 裕子
香道大枝流の祖 大枝流芳 (本名 岩田信安) の研究 —香道文献を中心として—	思想歴史論	歴史文化	三品 隆昭
字音形態素「気」を含む複合語に関する考察 —日中文学作品を中心に—	人間科学	言語科学	黄 冬思
日本語母語話者と学習者の作文におけるモダリティ表現に関する研究	人間科学	言語科学	劉 幼藜

社会システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
現代中国におけるオンライン・アクティビズム	国際システム	国際関係	朱 政波
日本の賃金制度と外国人労働者	企業システム	企業経営	陳 郁涵
新まちづくり三法によるまちづくりの変容 —新聞記事の解析を中心にして—	公共システム	地域政策	中村 千夏
地域観光資源を活用した広域連携に関する研究 ～山形県新庄最上地域と秋田県湯沢雄勝地域を事例として～	公共システム	地域政策	西田 徹

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

1. 名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」(Bulletin of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University) と称する。

2. 投稿資格

本編に投稿できる者は、原則として、社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し、退官した元専任教員
- (2) 本研究科ないし人文学部の客員研究員
- (3) 本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
- (4) 「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
- (5) 本研究科を修了した者
- (6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 人文・社会科学およびその関連分野の論文等で以下のジャンルに属するもの
 - ① 論文
 - ② 研究ノート
 - ③ 資料(史料)紹介・分析
 - ④ 書評, 研究動向
 - ⑤ 翻訳
 - ⑥ 判例評釈
 - ⑦ 史料目録
- (2) 編集企画により編集委員会が依頼した原稿
- (3) 本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
- (4) 本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
- (5) そのほか、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量および様式

- (1) 原稿は、各号原則として1人1編までとするが、3に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 分量は、原則として、日本語原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚(40字×40行のワープロ用紙では25枚分)以内とする。欧文原稿の場合はA4判の片面に周囲3cmの空白を残して2段送りタイプすることにし、50枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
- (3) 編集委員会が適当と認めた場合、連載の方式をとることができる。

投 稿 規 程

- (4) 日本語による執筆の場合は外国語の、外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし、要旨は原則として刷り上がり1頁とする。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語による要旨に限り、編集委員会が仲介するものとする。
- (5) (1)に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (6) 特殊な印刷を要するもの（カラー印刷など）は、原則として執筆者が負担するものとする。

5. 版組

刷り上がりの大きさはA4判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も2段組とする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は原則としてワードプロセッサで作成し、電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際、プリントアウトしたもの1部を添付する。
- (2) 編集委員は、提出された原稿と引き換えに、原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7. 原稿の締め切り

- (1) 創刊号の原稿締め切りは2005年1月31日とする。
- (2) 第2号以降の原稿締め切りは、6月30日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正は誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更（削除、挿入等）は原則として認めない。
- (3) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷りの経費については著者負担とする。

11. 著作権利用の許諾

原稿を投稿する者は、山形大学本研究科に対し、当該論文等に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文等の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附 則 この投稿規程は2005（平成17）年1月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2016（平成28）年11月1日から施行する。

The Treatment of Officials of Fifth Rank and Above(五位以上官人) and the System of San-ni (散位) in Ancient Japan

SOGAWA Yoichi

(History and Culture, Cultural Systems Course)

San-ni referred to the officials who held rank but had no actual official duty under the ritsuryō (律令) system. This article considers the roles the san-ni system played in controlling the officials of fifth rank and above. Under the ritsuryō system, these officials were aristocrats and, thus, granted penal privileges, such as shoku-dō (贖銅: a fine in place of punishment) and kan-tō (官当: demotion in place of punishment). In the penal privileges covered under the provision of the ritsu code (律), their political status could be restored within a few years. However, in cases of officials who were involved in felonies, such as treason, and demoted to san-ni apart from the provision of ritsu, their restoration at times depended on the rulers' arbitrary intentions. The governing system in the ritsuryō code was premised on the relationships between Ten-nō (天皇) and clans who served him. San-ni was the system that enabled rulers to keep unfavorable officials of higher rank out of service solely based on their relationships, and thus functioned as a crucial means of control in the ritsuryō system.

でも同じ事件における処罰内容に差異が生じていることを重視したい。

- 37 虎尾達哉「律令官人社会における二つの秩序」(『律令官人社会の研究』塙書房、二〇〇六年。初出一九八四年)、同「律令官人社会における二つの秩序」(補考)(栄原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年)、大隅清陽「律令官人制と君臣関係―王権の論理・官人の論理―」(『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年。初出一九九六年)、など。
- 38 大隅清陽「儀制令における礼と法―律令法系の構造的特質をめぐって―」(大隅氏前掲註37書。初出一九九三年)。
- 39 坂上康俊「古代の法と慣習」(『岩波講座 日本通史 第三卷』、岩波書店、一九九四年)。
- 40 十川「日唐における「散位」と「散官」」(『東方学』一二二、二〇一一年)。
- 【付記】 本稿は、JSPS科研費17K13523の助成を受けた研究成果の一部である。

- 27 違勅罪については、利光三津夫氏（「違勅罪」『国史大辞典』吉川弘文館、一九七九年）、ならびに長谷山彰氏（「違勅罪の準抛法と王命違反に対する処罰の慣例」『律令外古代法の研究』慶應通信、一九九〇年、初出一九八一年。「日唐における違勅罪の概念」長谷山氏前掲註20書、初出一九九二年）により、準抛法が不明確なものであることが明らかにされている。これに対し加藤麻子氏（「違勅罪とその意義」『日本史研究』五三二、二〇〇六年）などは、『政事要略』卷八十一や『法曹至要抄』上の解釈にみえるような、職制律22詔書施行違条の徒二年が適用されると批判を加えられているが、これについては大町健氏（「違勅罪と職制律の構成」『成蹊大学経済学部論集』三九―二、二〇〇九年。「違勅罪の歴史的展開と官人統制」『成蹊大学経済学部論集』四二―一、二〇一一年）によって、利光・長谷山両氏の見解が指示されるべき、との再批判がある。なお、仮に多治比広足の事例にも徒二年が適用されるとみた場合、広足は三位であるので議貴となり罪一等を減じられて徒一年半となる。名例律17官当条では、一品以下三位以上は、一官を徒三年に充てるとある。このような、官に対して刑が軽い場合、名例律22以官当徒条に「凡以_レ官当_レ徒者、罪軽不_レ尽_三其官_一、留_レ官収_レ贖。」とある通り解官はせず、徒一年半分の贖銅三十斤（名例律3徒罪条）を徴収することになる（上記の解釈は、長谷山氏前掲「違勅罪の準抛法と王命違反に対する処罰の慣例」を参照した）。広足への処分について贖銅の有無は確認できないが、名例律22の規定とは異なり勅によって解官されていることから、違勅罪であれ臨時の処分であれ、律に準抛しない方法によって処分されたとみておく。
- 28 吉村武彦「古代王権と政事」（『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年、初出一九八六年・一九九三年）。
- 29 山田氏前掲註19論文。
- 30 『日本書紀』朱鳥元年（六八六）十月丙申条に、「又詔曰、新羅沙門行心、与_レ皇太子大津謀反、朕不_レ忍_レ加法。徙_レ飛驒国伽藍。」と、大津皇子の謀反に加担した僧行心について、寛大な措置として飛驒の寺院へ移したことがみえている。この時の処置は、『続日本紀』大宝二年（七〇二）四月乙巳条に、「飛驒国献_レ神馬」。大_レ赦天下。（中略）獲_レ瑞僧隆観、免_レ罪入_レ京（流僧幸甚之子也）。」とあり、幸甚（行心）は「流僧」と表記されていること、またその子の隆観は祥瑞を献上してようやく「罪」を許されていること、など、実質的には流罪と同様であったとみられる。官人の処遇に関するものではないが、似た事例として指摘しておく。
- 31 同様のことは、唐名例律19姦盜略人受罪条・養老名例律19免官条、唐名例律20府号官称条・養老名例律20免所居官条、唐名例律21除名者条・養老名例律21除法条などにおいても確認できる。
- 32 井上光貞・関見・土田直鎮・青木和夫校注『日本思想大系 律令』（岩波書店、一九七六年）、名例律17官当条の注。
- 33 山田氏前掲註19論文。
- 34 吉田氏前掲註23「官当の研究」では、官当が確実に実施された最初の事例として、『続日本後紀』承和十二年（八四五）十一月乙巳条と同十三年七月己未条の岑成王の記事を挙げ、これ以後官当制度がきちんと実施されてゆくことを論じられている。
- 35 なおこの処分については、法とは別に科された刑であるとの指摘がある（吉田氏前掲註23「日本律の運用と効力（その二）」）。
- 36 なお、『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）五月戊戌条に、「右大舍人大允正六位下大伴宿祢上足坐_レ記_レ災事十条_レ伝_レ行人間_レ、左_レ遷多嶺嶋掾。」とあるように、六位以下官人に対しても左遷は行われている。ここでは、あくま

- 13 考課の基準については考課令50「最以上条に「背公向私、職務廢闕、為下中」。居官諂詐、及貪濁有状、為下々」とある。
- 14 山田氏前掲註3論文。
- 15 『続日本紀』天平宝字四年正月癸未条に、「散位從三位多治比真人広足薨。父志麻、藤原朝正一位左大臣。広足、平城朝歷任内外、至中納言。勝宝九歳、坐子姪党逆、而免職歸第。以散位終焉。」とある。
- 16 なお、本条には右大臣とあるが、夏野が右大臣に任ぜられるのは天長九年十一月であり（『日本紀略』）、天長六年当時は権大納言である。
- 17 大同四年（八〇九）四月癸卯に、平城太上天皇の不予による非常赦が出されたことが確認できる（『類聚国史』卷三十四、太上天皇不予。同卷八十六、赦宥）。
- 18 律令刑罰体系について整理されたものは多いが、ここではさしあたり、利光三津夫「中古の裁判」（利光三津夫・長谷山彰『新裁判の歴史』成文堂、一九九七年。初出一九六四年）や、近年のものとして、前田禎彦「古代の裁判と秩序」（大津透ほか編『岩波講座日本歴史5 古代5』岩波書店、二〇一五年）などを挙げるに留める。
- 19 山田英雄「奈良時代における律の適用」（山田氏前掲註3書。初出一九六三年）、瀧川政次郎「律の罪刑法定主義」（『日本歴史』一八五、一九六三年）など。議論の詳細はここでは省くが、両者の論争によって、政治情勢に左右される場合や戦時下などにおいては律に準拠しない処断が下される場合が存在するが、それらも律の構造に準拠したものであるなど、奈良時代の日本における律の運用実態についての理解が深化した。
- 20 長谷山彰「日本律成立の諸段階」（『日本古代の法と裁判』創文社、二〇〇四年。初出一九九一年）。
- 21 利光氏前掲註18論文。
- 22 梅村恵子「六国史にみえたる官人の犯罪」（『お茶の水史学』二十、一九九七年）。
- 23 たとえば官当については、吉田一彦「官当の研究」（『ヒストリア』一一七、一九八八年）。律全般については、同「日本律の運用と効力（一）・（二）・（三）」（『名古屋市立女子短期大学研究紀要』四五・四八・五〇、一九九〇・一九九二・一九九三）、同「日本律の運用と効力（四）」（『名古屋私立大学人文社会科学部研究紀要』三、一九九七年）などがある。なお、大津透「撰関期の律令法―罪名定を中心に―」（『山梨大学教育学部研究報告』四七、第一分冊（人文社会科学系）、一九九六年）は、撰関期に律の規定に則った処罰が実施されていたことを論じる。
- 24 養老名例律17官当条について、律本文のみ（本注・疏議略）掲出すると、凡犯私罪、以官当徒者、一品以下三位以上、以二官当徒三年。五位以上、以三官当徒二年。八位以上、以二官当徒一年。若犯公罪者、各加一年当。以官当流者、三流同比徒四年。其有三官。先以二官当、次以勳位当。行守者、各以本位当。仍各解見任。若有余罪、及更犯者、聽以歷任之官当上。
- 25 梅村恵子氏は、こうした反逆者についての処分は、首謀者は死を一等減じて遠流、従犯者は首謀者との関係によって遠流・左遷・解官などの処分が一般的であり、慣習法ともいうべき法則に基づく、とされる（梅村氏前掲註22論文）。
- 26 『類聚三代格』卷十九、禁制事、天平勝宝九年（七五七）六月九日勅にも、この条を含む三か条が引かれる。

- 夫「日本律令の官人法」（『律令政治と官人制』吉川弘文館、一九九三年。初出一九八二年）など。
- 2 十川「律令官人制の展開と地方支配」（『歴史学研究』九三七、二〇一五年）。
- 3 山田英雄「散位の研究」（『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年。初出一九六二年）。
- 4 瀧浪貞子「散位と散位寮―古代官僚制の構造―」（村井康彦編『公家と武家―その比較文明的考察―』思文閣出版、一九九五年）。
- 5 十川「平安初期の散位」（『延喜式研究』二九、二〇一三年）。
- 6 十川「日唐における「散位」と「散官」（『東方学』一二二、二〇一一年）。
- 7 十川「奈良時代の下級官人把握―散位を通じて―」（『国史学』二二三、二〇一四年）。
- 8 山田氏前掲註3論文。なお①～⑨の番号は、便宜的に筆者が付したものである。
- 9 『続日本紀』から、管見に触れたものを列挙しておく。和銅二年六月癸丑（散位正四位下犬上王）。同三年正月壬戌（散位從四位下高橋朝臣笠間）。同七年正月庚午（散位從四位下猪名真人石前）。靈龜元年三月丙申（散位從四位上竹田王）。養老三年閏七月辛未（散位從四位上忌部宿祢子人）。同六年正月庚午（散位正四位下広濶王）。同七年三月己卯（散位從四位下佐伯宿祢麻呂）。同十二年辛亥（散位從四位下山前王）。神龜四年四月乙巳（散位從四位下上道王）。天平四年三月乙丑（散位從四位下下部宿祢老）。同六年三月壬申（散位從四位下百濟王遠宝）。同九年六月癸丑（散位從四位下大宅朝臣大國）。同辛酉（散位正四位下長田王）。同七月丁丑（散位從四位下大野王）。同己丑（散位從四位下百濟王郎虞）。同十七年四月甲午（散位從四位下三室王）。同乙卯（散位正四位下春日王）。同九月癸酉（散位從四位下中臣朝臣名代）。天平勝宝五年七月庚戌（散位從四位下紀朝臣清人）。同十月壬申（散位從四位下紀朝臣宇美）。天平宝字三年十二月己亥（散位從四位下大伴宿祢麻呂）。同四年三月癸亥（散位從四位下多治比真人家主）。同六年六月戊辰（散位從四位下榎本王）。神護景雲元年八月丙午（散位從四位下栗田朝臣奈勢麻呂）。宝龜二年十一月壬子（散位從四位下下毛野朝臣稻麻呂）。同四年五月辛卯（散位從四位下勲二等日下部宿祢子麻呂）。同閏十一月癸亥（散位從四位下百濟王元忠）。同五年五月癸亥（散位從四位下大伴宿祢御依）。同八年四月丁未（散位從四位下豊野真人出雲）。同九年十一月丙午（散位從四位下佐伯宿祢助）。同十年二月丁丑（散位從四位下佐伯宿祢三野）。同十一年六月己未（散位從四位下久米連若女）。同七月辛未（散位從四位上鴨王）。
- 10 山下信一郎「律令俸祿制と賜祿儀」（『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一二年。初出一九九四年）。
- 11 なお、『続日本後紀』承和十年（八四三）七月丁酉条に、「五位已上不_レ論_二京官外任及散位_一、惣奪_二位祿_一。」とあることからすれば、九世紀半ばにも散位が位祿に預かっていたことが確認される。ただ『日本文徳天皇実録』斉衡三年（八五六）九月癸丑条に、
散位從五位上春枝王卒。春枝王、四世從五位下仲嗣王第八之男也。（中略）
齊衡二年正月為_二下総守_一。称_二病篤_一不_レ之_レ任、隱居養_レ痾。有_レ恩、諸節祿及位祿等、准_二見任_一給。卒時年五十九。
と、散位となった春枝王が、特に恩によって見任に准じた節祿・位祿を賜与されたことがみえていることからすれば、病などで見任を退いた場合、特段の配慮がなければ見任と同等の位祿は与えられない場合が生じるようになっていった可能性も窺える。
- 12 山田氏前掲註3論文。

とはいえ、現実に六位以下官人に対する笞・杖の執行を容認する法令は頻発されていた³⁸。かたや五位以上は「録名奏聞」のように区別され、本来恣意を免れない勅裁に自らの処断を委ねていくとの指摘もある³⁹。

この点を踏まえつつ散位について改めて考えてみると、「はじめに」でも触れたとおり、律令官人制において氏族制秩序を位階制の内部に包摂するという機能を果たしたことが改めて注意される。詳細は別稿で論じてあるが⁴⁰、改めてこの点について大まかに確認しておく。

『日本書紀』持統四年（六九〇）四月庚申条に、

詔曰、百官人及畿内人、有位者限_三六年、無位者限_三七年、以_三其上日_一、選_三定九等_一。四等以上者、依_三考仕令_一、以_三其善最功能_一、氏姓大小_一、量_三授冠位_一。（後略）

と、百官人以外の畿内有位者の考選が令されており、淨御原令の段階において職事のない有位者、すなわち大宝・養老令における散位に相当する者がある程度存在したことが想定される。また同じ記事に、氏族の大小によって冠位を授けたことがみえるように、当時の冠位は氏族秩序と密接に関わるものであった。すなわち持統四年の詔は、氏族政策の一環として冠位によって諸氏を序列化しつつ、多くの人々が冠位を保有する状態を目指したものであった。このため、職事のない有位者が相当数発生し、その考選の扱いを定める必要が生じたことを示している。このような背景のもと、大宝令以降の散位も、氏族制秩序を位階制に包摂する機能を果たすに到ったと考えられる。特に、職事のないものは吏部・兵部に上番する唐制と異なり、日本では散位のことを専当する散位寮を設置していることは、職事の有無に関わらず有位者を把握しておくことが重要であったことを示す。このように、諸氏族を位階によって官人秩序に取り込むという課題に基づいて成立した散位は、職事のないものも含めて天皇に仕奉る官人として把握する、日本の律令官人制の特質が顕著に現れた制度であった。こうした散位の制度がもつ性格が、官人への

処罰においては、あえて散位に留め置くことという、天皇に仕奉る官人として為政者の恣意に身を委ねさせる形で発現したものと考えられる。このことからすれば、刑罰上の恣意の発露という、制度（律）とは異なる支配の在り方を実行する中で、散位という、制度（令）に規定された身分が、官人支配に有効に機能していたと評価することができる。

なお、唐においても、地方官などに左遷される事例は多々見受けられる。こうした左遷に関して、唐朝創業の功臣でありながら晩年の太宗に左遷された李勣の例を見てみると、『旧唐書』卷六十七、列伝十七、李勣伝に「太宗寝疾、謂_三高宗曰、汝於_三李勣無_レ恩。我今將_レ責_三出_一之。我死後、汝當_三授_三以_三僕射_一、即荷_三汝恩、必致_三其死力_一。乃出為_三豊州都督_一。」とある。太宗は高宗に対し、いま自分は李勣を豊州都督に左遷するが、高宗が跡を継いだ後、李勣を呼び返して僕射として遇すれば、恩義を感じて死力を尽くすだろう、と述べたという。すなわち、こうした官人身分に留めた状態での処罰としての左遷は、唐代においても為政者の恣意を發揮する方策として見出すことができ、日本における散位への貶降と類似するものといえる。これらについての日唐の制度上の位置づけの違いは、今回検討する余裕がなかったため、後考に俟ちたい。本稿では、日本における散位が、こうした為政者の恣意を發動する上で、延いては五位以上を中心とした官人を支配する上で有効に機能したことを指す。積み残した課題も多いが、大方のご批正を請う。

1 時野谷滋『律令封祿制度史の研究』（吉川弘文館、一九七七年）、宮崎市定『日本の官位令と唐の官品令』（『宮崎市定全集22』、岩波書店、一九九二年。初出一九五九年）、井上光貞『冠位十二階とその史的意義』（『井上光貞著作集第1巻 日本古代国家の研究』、岩波書店、一九八五年。初出一九六三年）、野村忠

述べている。ここでは律と異なり官職を解くことが解官であるとの前提のもと、散位は解官すべき官がないため、制度上は官当を以って当てることになる、と解釈している。こうした解官に関する解釈が一般的な理解であったとみて差し支えなければ、官当の運用が本格化³⁴する以前の散位への処分は、官当以外の手段で行われたと考えられる。その一つのあり方が、氷上川継の変の時のように京外へ移す、という手段であったとみておきたい。

ところで、前掲の和氣王に連坐した者のうち大津大浦について「奪^三位封^二」とあった。すなわち、官人が持つ経済的特権の剥奪という形で制裁が加えられたものといえる。大浦の場合は、左遷とはいえ一応日向守に任ぜられた後であるが、禄の剥奪が散位への処罰となり得たことを示す史料として、『続日本紀』神龜元年（七二四）十月乙卯条を挙げたい。

散位從五位下息長真人臣足任^三出雲按察使^二時、贖貨狼籍、惡^三其景迹^一、奪^三位禄^二焉。

と、かつて按察使に在任していたときの罪によって位禄を奪うといった事例が確認できる³⁵。また『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）十月乙亥条に、双六禁断に従わなかった者への処罰として「五位者、即解^三見任^一、及奪^三位禄^二・位田^一。四位已上、停^レ給^三封戸^一。」といった事例もみえる。前述のように致仕しても禄は終身全給という原則がある中で、位禄や位封を奪うという措置も、散位への処罰や、散位への貶降に付随する処罰のあり方の一つとして想定できるものと考ええる。

以上のように奈良～平安初期には、官人への処分として散位への貶降、あるいは散位となっているものについては京外への放逐や禄の剥奪といった措置が取られていたとみられる。このことは、罪などを犯した官人の側からすれば、容易に官人身分が失われないことにもなり、一見すると寛容な処分のようにも思われる。しかし、除免官当のような律に規定された附加刑の場合は数年後に復権できる手続が制度上存在したの

に対し、散位へ貶降された場合には、そもそも根本的な官人身分は失われていないこともあり、処遇を為政者の恣意に委ねざるを得ず、却って厳しい処分ともなり得る方法であったと評価できる。

ところで、ここまで五位以上官人への処罰について検討してきたが、同一の事件における六位以下に対する処分との差異について触れておきたい。『続日本紀』天平宝字七年（七六三）十二月丁酉条に、

礼部少輔從五位下中臣朝臣伊加麻呂・造東大寺判官正六位上葛井連根道・伊加麻呂男真助三人、坐^三飲^レ酒言語涉^三時忌諱^一、伊加麻呂左^三遷大隅守^一、根道流^三於隱岐^一、真助於土左^一。（後略）

とあって、五位の伊加麻呂は左遷、六位の根道・真助は配流という処置がなされていることは注意される。事件の詳細についてこれ以上の具体的な内容は不明であるが、実刑を科される六位と異なり、五位以上は実刑を科されずに、官人身分に留め置かれて左遷されるという点で、好対照をなす事例といえよう³⁶。

おわりに

以上、はなはだ雑駁ながら、五位以上官人の把握に散位が果たした役割について検討を加えてきた。推測に互った部分もあるが、官人が散位となる状況の中でも、とりわけ散位への貶降処分が、官人への処罰の中でも為政者の恣意が発揮されやすい処分方法であったとみられることを論じてきた。

五位以上官人は、天皇に近侍し、天皇によって直接把握される存在であった³⁷。刑罰上も、議や請の対象となるだけでなく、獄令⁴³五位以上条に「凡五位以上犯^レ罪合^レ禁、在京者、皆先奏。若犯^三死罪^一、及在外者、先禁後奏。並聽^三別所坐^一。」とあるように、拘禁についても奏上が必要とされた。また、官人への刑罰は基本的に実刑を受けない構造であった

ことは許されず、ようやく罪を許されて入京したのは宝亀元年（七七〇）のことであった。

このようなことからすれば、散位として官人身分に留めることは、表向きは寛大な措置と見せつつも、あえて官人秩序の中に留め置くことによつて、政変に関わつた人物を管理下に置き続けるといった意味も有したと評価できるのではないだろうか。前述のように、制度上は除免官当などには復権のプロセスが存在していたが、散位に留め置かれた場合にはそうした制度上の手続はなく、実質的な餉い殺しとなり却つて重い処遇となつた場合もあつたことが窺える³⁰。

さて、以上は見官にあるものが罪を犯して散位となる場合であつたが、それでは、既に散位となつている者が処罰される場合はどうであろうか。唐律の場合には、日本の散位に相当する散官もまた、解官の対象となる。たとえば唐名例律17以官当徒条では解官対象について「其有_二官_一（謂、職事官・散官・衛官同為_二一官_一、勳官為_二一官_一）」と規定するが、これについて疏議は、

疏議曰、謂、職事・散官・衛官、計_レ階等者、既相因而得。故同為_二一官_一。其勳官、從_レ勳加授。故別為_二一官_一。是為_二二官_一。若用_レ官當_レ徒者、職事每_レ階各為_二一官_一、勳官即正從各為_二一官_一。

とある。要するに基本的に散官も「一官」として、職事官や実質的な武職事である衛官と同様に解官の対象となつていた。本条に対応する養老名例律17官当条では、

謂、官位為_二一官_一、勳位為_二一官_一（官位每_レ階各為_二一官_一、勳位即正從各為_二一官_一）

と注されるように、「官位」を基準に換刑が行われる原則となつていた³¹。この場合の「官位」は、官職と位階ではなく、官の位階³²すなわち位階そのものを指すとみられる。「はじめに」で述べた日唐における官職と位階の関係性の違いに基づき、唐制では散官も官職として解官さ

れるが、日本では官人身分の基準となる位階の剥奪ないし貶降を基準とした制度設計がなされていることが確認できる。

それでは、日本において五位以上の散位が処分される場合、どのような処置が取られたか、延暦元年（七八二）閏正月に起きた水上川継の変から実例をみてみたい。

水上川継は、かつて藤原仲麻呂の乱に坐して斬殺された塩焼王の弟であつたが、母親が皇女の不破内親王であつたことから罪を赦されていた。ところが延暦元年に至つて謀反の企てが露見し、川継は捕えられ伊豆国へ配流となり、さらに連坐して処罰される者も三十五名に及ぶこととなつた。この時の関係者への処罰を記した『続日本紀』同月壬寅条には、

左大弁從三位大伴宿祿家持、右衛士督正四位上坂上大忌寸苴田麻呂、散位正四位下伊勢朝臣老人・從五位下大原真人美氣・從五位下藤原朝臣繼彥等五人、職事者解_二其見任_一、散位者移_二京外_一。並坐_二川継事_一也。自外党与合卅五人、或川継姻戚、或平生知友。並亦出_二京外_一とみえる。この時は、和氣王の時と同じ謀反の未遂であるが、減刑との評価³³もあるように、職事官は解官、散位や党与・姻戚・知友は京外へ移すという措置が取られた。なお、解官とされている大伴家持は、『同』

延暦四年八月庚寅条の所伝によれば、「坐_二水上川継反事_一、免移_二京外_一」とあるように、解任された上に京外へ移すという処置が取られたとあり、解官の場合も京外への移管が付随していた可能性も考えられる。さて、このような官人への処罰について、『令集解』公式令8奏彈式条穴記には、「事大者奏彈」すなわち奏彈の対象とすべき事案の大きさについて、以下のような問答を載せる。

穴云、問、事大何。答、釈云、官当以上。新令問答云、解官以上。或云、本罪奏色。此云未知也。但以_二解官以上_一為_レ上也。為_二會_一赦全免時故也。私案、解官者為_二有職_一。散五位已上為_二官当以上_一也。有職は解官以上、散五位以上は官当以上をもって判断すべき、と私案は

事件発生と同じ天平宝字元年（七五七）の六月乙酉条に、

制勅五条、諸氏長等、或不預公事、恣集己族。自今以後、不_レ得_二更然_一。〈其一〉（中略）宣告所司_一嚴加_中禁断_上。若有_レ犯者、科_二違勅罪_一。

とあるように、この年には氏上が一族を集めて集会を行った場合には違勅罪を課す旨の制勅が出されている²⁶。制勅が定める集会の実施と、広足が問われた一族への管理責任が対応するか、留保も必要であるが、違勅罪など律に準拠しない罪²⁷としてこうした処分を下された可能性も考えられる。

また前章でも触れたが、除免官当以外の罪を犯した場合について、考課令58犯私罪条には、

凡官人、有_レ犯_二私罪_一下中、公罪下々、並解見任。即依_レ法合_二除免官当_一者、不_レ在_二考校_一之限。並奪_二当年_一禄。〈本犯不_レ至_二解除_一、而特解除者、不_レ徴〉。其考解者、基年聽_レ叙。

と、考課が下げられて解官となる場合について規定されている。このうち傍線部について、義解が「言_レ聽_レ叙者、猶_レ云_レ聽_レ仕。」としているように、一年後の任官が認められていたことになる。しかし、前章のa、dの事例では、いずれも一年後の再出仕は確認できず、この点も、散位への貶降が律令の規定とは異なる処分であったことを示そう。

そこで、これらのうちbとして挙げた、和氣王の事件を素材に、こうした処分の意味するところを考えてゆきたい。

和氣王と親しい関係にあった、粟田道麻呂（参議従四位下近衛員外中将兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守。「事件当時。以下同じ）、大津大浦（兵部大輔兼美作守従四位上）、石川永年（式部員外少輔従五位下）らの処分について、『統日本紀』天平神護元年（七六五）八月庚申朔条のうち、前章で後略とした部分を見てみたい。

是日、又下_レ詔曰、粟田道麻呂・大津大浦・石川長年等〈尔〉勅_レ久、

朕師大臣禪師〈乃〉宣_レ久、愚痴〈仁〉在_レ奴〈方〉思_レ和久事〈毛無_レ之天〉、人〈乃〉不当_レ无礼_レ止、見_レ咎_レ牟流乎毛、不知_レ之天、悪友〈尔〉所_レ引率_レ流、物在。是_レ以_レ此_レ奴等_レ之、如是_レ久、逆穢心〈乎〉発_レ天、在_レ計_レ利_レ止_レ方、既_レ明_レ仁、知_レ奴。由此_レ天、理_レ波法〈乃_レ未_レ尔_レ末_レ尔〉治_レ給_レ倍_レ久、在。然_レ此_レ遍_レ方、猶_レ道鏡〈伊〉所_レ賜_レ天、彼等〈我〉惑_レ心_レ乎_レ方、教_レ導_レ天、貞_レ久、浄_レ支_レ心_レ乎、以_レ天、朝_レ庭_レ乃、御_レ奴_レ止、奉_レ仕_レ之_レ米_レ无_レ止、宣_レ尔、依_レ天、汝等〈我〉罪_レ方、免_レ給。但_レ官_レ方、解_レ給_レ不。散_レ位_レ止_レ之_レ天、奉_レ仕_レ止、勅_レ御_レ命_レ乎、聞_レ食_レ倍_レ止、宣。又_レ勅_レ久、從_レ今_レ往_レ前_レ仁、小_レ過_レ毛、在_レ人_レ仁、所_レ率_レ流_レ止_レ之、所_レ聞_レ波、必_レ法_レ乃_レ未_レ尔_レ仁、罪_レ奈_レ比、給_レ岐_レ良_レ比、給_レ止、勅_レ御_レ命_レ乎、聞_レ食_レ倍_レ止、宣。居_レ十_レ余_レ日。以_レ道_レ麻_レ呂_レ為_レ飛_レ驛_レ員_レ外_レ介。以_レ其_レ怨_レ家_レ從_レ四_レ位_レ下_レ上_レ道_レ朝臣_レ斐_レ太_レ都_レ為_レ守。斐_レ太_レ都_レ到_レ任、即_レ幽_レ道_レ麻_レ呂_レ夫_レ婦_レ於_レ一_レ院。不_レ通_レ往_レ來、積_レ月_レ余_レ日、並_レ死_レ院_レ中。從_レ四_レ位_レ上_レ大_レ津_レ連_レ大_レ浦_レ為_レ日向_レ守、奪_レ其_レ位_レ封。從_レ五_レ位_レ下_レ石_レ川_レ朝_レ臣_レ永_レ年_レ為_レ隱_レ伎_レ員_レ外_レ介。到_レ任_レ數_レ年、自_レ縊_レ而_レ死。

道鏡の進言を受けて、傍線部①のように罪を免じ、解官しても散位として「奉仕」らしむという、一見寛大な措置が取られた。奉仕・仕奉は、天皇に仕える官人の基本的な姿勢²⁸であることからみても、あくまでも官人身分として散位に留め置くという建前を見て取ることができる。また傍線部②によれば、この三人は十日あまり後に諸国司に任せられ、粟田道麻呂は任地で幽閉されたまま死亡、石川永年も任地で自害したことがみえている。こうした経緯から、本件の処理は「極めて異常」であり、政治的な意図を推測する見解もあるが²⁹、ともあれ兩名は、任地では通常とは異なる生活を強いられたとみられ、事実上の流罪とも言いうる左遷であったと考えられる。もう一人の大津大浦も、任地で生き延び神護景雲元年（七六七）九月に日向員外介の任を解かれたものの、京に戻る

処分と散位の関係について検討したい。

二、奈良時代の政変と散位

まず、律令制下の官人への刑罰について確認しておく¹⁸。周知の通り律においては、主刑として笞杖徒流死の五罪が規定されているが、官人には自らの位階を以って実刑の精算に充てる官当や、代納物の納入で実刑に換える贖銅といった、換刑の制度が存在した。さらに官人には議・請・減・贖の身分特権が存在し、八位以上の位階を持つ者と初位以上の職事官は罪を一等減じられる原則であった。特に三位以上は、罪を減免される対象である六議のうち貴にあたり、五位以上は、判決にあたって天皇の裁可が必要な請という区分に属している。原則として五位以上の貴族には、死罪と、反逆縁坐による流罪以外の実刑が課されないこととなっていた。

また官人に対しては、特定の罪を犯して本刑が流以下の場合、まず官当した後に除名・免官・免所居官といった附加刑が科されることもあった。

最も重いものが除名で、八虐・故殺人・反逆縁坐や、監臨主守の官が部内で姦・盗・略人や収賄などを犯した場合、本刑に加えて位階・勲位の双方を剥奪することが規定されている（名例律18除名条、同21除法条）。免官は、監守以外への姦・盗・略人や不枉法の収賄を犯して徒罪以上に断ぜられた場合などに、本刑に加えて位階・勲位双方を剥奪するものである（名例律19免官条）。

免所居官は、祖父母・父母の放置や、喪中にあつて子を儲ける・妾を娶るといった、尊属に対して礼を失する罪を犯した場合などに、本刑に加えて位階もしくは勲位を剥奪するものである（名例律20免所居官条）。

除名、免官、免所居官と官当といった身分刑を総称して除免官当と称

するが、これらの刑には、復権のプロセスも盛り込まれている。たとえば官当では、一年後一等を降して再叙することが規定されている（名例律21除法条）。また除名では、七年目の正月以後に、元の位階の高低に応じて叙すことが認められていた（選叙令37除名応叙条）。免官では、四年目の正月以後に元の位階から二等降して、免所居官は満一年後に一等降して、それぞれ叙されることとなっていた（名例律21除法条）。すなわち除免官当は、位階という官人身分を剥奪するものではあるが、それはあくまでも一定期間であつて、官人社会からの永久的な追放ではない点には注意しておきたい。

さて、律の受容と運用については古くから多くの議論がある¹⁹。律の受容と編纂をめぐっては天武朝段階からすでに確認され、持統朝段階で唐律の体系的な理解と独自の日本律編纂が指向されたとの指摘がなされている²⁰。また律令裁判手続や処分のあり方については奈良・平安初期において裁判規範としてよく勵行されていたとする指摘²¹がある。その一方で、律に基づく厳格な処分は特に持統朝〜神龜年間および承和十三年（八四六）の善愷訴訟事件以降に確認できるものの、それ以外の時期については断言しにくいとの指摘²²や、奈良時代では詳細なレベルでの律の運用はほぼ不可能で、本格的には平安時代以降に運用が開始されるとの見解も強い²³。

ただしいずれにしても、散位への貶降は、流罪といった律に規定された本刑とは異なる処分である。除免官当で位記を破棄した場合には同時に見任も解かれるが、それはあくまでも位階の剥奪が主であり、見官の解任は結果的なものに過ぎない²⁴。前章で挙げたa〜dの例では、特に位階を下げられた様子は窺えないことから、律の規定とは異なる処分であったとみられる²⁵。また事例aの多治比広足については、勅によって解官されたものであることから、より特殊な処分であったことが窺える。なおこの事例は、氏上として一族の管理責任を問われたものであるが、

乗じて皇位をうかがい謀反の企てをなしたとして、捕らえられ伊豆国へ配流されるが、配流の道中で絞殺された人物である。

この和氣王と親しい関係にあったとされる、栗田朝臣道麻呂・大津宿祢大浦・石川朝臣永年が、道鏡の取り成しによって罪を免ぜられて散位とされたことが後略部分に記載されているが、詳細は次章で述べることにする。

c、『日本後紀』大同三年（八〇八）六月甲寅条

散位従三位藤原朝臣乙叡薨。右大臣従一位豊成之孫、右大臣贈従一位繼繩之子也。母尚侍百濟王明信、被帝寵渥。乙叡、以父母之故、類歴顯要、至中納言。性頑驕好妾。而縁山臨水、多置別業、以信宿之、必備内事。推国天皇為太子時、乙叡侍宴、瀉酒不敬。天皇含之、後遭伊予親王事、辟連乙叡。免歸于第。自知無罪、以憂而終。時年卅八。

藤原南家の乙叡の薨伝である。大同二年に謀反の疑いで捕縛・幽閉されて自害に及んだ伊予親王に連座したとして職を解かれ、そのまま翌年散位として薨した。

d、『類聚国史』卷六十六、薨卒四位、天長二年（八二五）四月丙戌条

散位従四位下紀朝臣田上卒。従七位下猿取之孫、贈右大臣正二位船守之第三男也。延暦廿二年叙従五位下。大同元年叙従五位上、任相模守。三年叙正五位下。秩満入京、追徙平城、授従四位下。家業武芸、才華興聞。至於從政、不失民心。弘仁之初、以謫任佐渡權守、会赦帰郷、俄而卒。時年五十六。

紀朝臣田上は、嵯峨天皇と対立して平城遷都を企てた平城太上天皇に従っていたため、平城太上天皇の変後には佐渡権守に左遷されていた。のちに赦に会って帰京が叶ったものの、復権する前に卒したらしい。

以上、事例としては多くないものの、奈良・平安初期にかけて四つの事例をみた。事件の背景やそれに関わる議論などは措き、専ら処分の結

果にのみ注目したものであるが、直接に政変と関わって散位に貶されたもの（b、c）の他、一族の政変への関与によって間接的に散位となったもの（a）や、左遷されて復権する前に散位で亡くなったもの（d）もある。それでは、こうした処分はいかなる意味を持つのであろうか。

cの伊予親王事件については、同様に連座した人物でも謀反を勧めた藤原宗成は、『日本紀略』大同二年（八二九）十月辛巳条に、「繫宗成於左近府」とあるように発覚と同時に拘禁され、同十一月丙申条に「配流宗成等」と、流罪に処せられている。このことと比較すれば、散位への貶降は比較的軽い処分と位置づけられているようである。ただ注意したいのは、散位に貶降された乙叡は失意のまま亡くなっているが、流罪となった宗成は少し異なる経過を辿っている点である。『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）五月丁亥条の宗成の卒伝には、以下のような後日談が記されている。

于時散位従五位上藤原朝臣宗成卒。宗成、参議従三位兵部卿家依之孫、従五位下三起之長男。宗成素無才学、頗近邪佞。大同二年連及伊予親王事、久棄于世。時人以為事孽此人。右大臣清原真人夏野、微時、曾為昵友。遭大臣用事、天長六年正月叙従五位下、九年正月叙従五位上。家貧窮困、日夕不給而卒。時年七十四。

事件後長らく世間から遠ざかっていたが、かつて清原夏野¹⁶と昵懇であったことにより、天長六年（八二九）に従五位下に叙されたとみえる。『類聚国史』卷九十九、叙位、天長六年正月己丑条によれば、宗成はこの時正六位上から従五位下に叙されたところなので、それ以前に流罪を赦された可能性が高い¹⁷。いずれにしても宗成は生き延びて、「家貧窮困」ながらも官人社会への復帰が叶ったといえる。やや特殊な事例ともいえようが、このような事例と対比すれば、散位への貶降が一概に軽い処分であったとも言いがたいようにも思われる。続いて章を改め、官人への

さて山田氏は、さきの七つの他に、⑧犯罪・才能劣弱・政権の変化によるもの、⑨貢獻その他によって位のみを得た者を挙げられ、特に⑧については、「所謂アウトサイダー」と評価されている¹²。犯罪と散位については次章で詳論するが、比較的軽微な犯罪でも考課を降すことが規定されており（考課令57犯罪附殿条）、考課令58犯私罪条には「凡官人、有_レ犯私罪下中、公罪下々」、並解_二見任_一。」と、私罪で下中、公罪で下々の評定となった場合には解官されるものと規定されている¹³。このように、政変などの重大な犯罪以外にも、解官されて散位となる可能性は常時存在していたといえる。

また、犯罪によって直接解官された者ではないが、『類聚国史』卷十六、薨卒四位、天長四年（八二七）四月丁巳条には、

散位正四位下佐伯宿祢清岑卒。從五位下男人之孫、從五位下人麻呂之男也。延曆廿四年叙_二從五位下_一、弘仁十三年至_二從四位上_一。温顏借_レ人、不_レ見_二怒色_一。韋紘之間、頗闕_二相濟_一。清情之操、仰有_レ可_レ稱。政遠所_レ致、辺城無_二風塵之警_一。但嘗任_二上野守之時、例_レ擧_レ之外、更申_二加_レ擧_一。国多_二未_レ納_レ之煩_一、民有_二通_レ負_レ之苦_一。選_二任_レ常陸守_一、又行_二此_レ政_一。百姓愁_レ之、治名斯闕。国宰言_レ上、遂從_二停止_一。秩滿入京、終_二于_レ豊嶋之別業_一。時年六十五。

と、常陸守の任にあった佐伯清岑が、前任の上野守の時から、国内において通常以上の公出擧を課して百姓の負担を増大せしめていたために下僚から訴えられ、かかる行いを停止されたことがみえている。この時の清岑は「秩滿入京」とあるので、常陸守の任期は全うしたらしいが、その後は別業に籠って散位のまま卒している。清岑の場合は卒年が六十五歳なので秩滿時には既に高齢であるが、このような勤務に大きな失策のあった場合などには、次の任官が叶わないこともあったとみられる。こうした、広い意味での「アウトサイダー」的な人物も含め、散位には多様な経歴を持つ人物が存在したことが想定できる。

ところで山田氏は、奈良時代の内乱などに参加した者は、その多くが見任官であつて散位ではないことから、散位が政治的には殆ど影響力を持たなかつたであろうと推測されている¹⁴。「アウトサイダー」を散位に留め置いていることから、散位となった者が大きな影響力を持たなかつたであろうことは首肯される。問題は、なぜそのような人物であっても、散位として官人身分中に留め置かれていたのか、という点である。そこで、実際に政変などと関わつて散位となった者の事例をみてみたい。

a、『続日本紀』天平宝字元年（七五七）八月庚辰条
勅、中納言多治比真人広足、年臨_レ将_レ耄、力弱就_レ列。不_レ教_二諸姪_一、悉為_二賊徒_一。如_レ此_レ之人。何居_二宰輔_一。宜_レ解_二中納言_一、以_二散位_一歸_レ第焉。

多治比広足は、左大臣嶋の息子で諸官を歴任し、氏上の立場にもあつた人物であつた。しかし、天平宝字元年に発生した橘奈良麻呂の乱で、一族の中から逆党に加わつたものが多かつたために、一族を指導するだけの力がないとして勅によつて中納言を解かれて散位となり、散位のまま薨した¹⁵。

b、『同』天平神護元年（七六五）八月庚申朔条
從三位和氣王坐_二謀反_一乃誅。（中略）于_レ時、皇統無_レ嗣、未_レ有_二其人_一。而紀朝臣益女以_二巫鬼_一著、得_レ幸_二和氣_一。心挾_二窺竄_一、厚賂_二幣物_一。參議從四位下近衛員外中將兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂・兵部大輔兼美作守從四位上天津宿祢大浦・式部員外少輔從五位下石川朝臣永年等、与_二和氣_一善、數飲_二其宅_一。道麻呂、時与_二和氣_一密語。而道麻呂佩刀、触_二門屏_一折。和氣、即遣以_二裝刀_一。於是、人士心疑、頗泄_二其事_一。和氣知_レ之、其夜逃竄。索_二獲於率川社中_一、流_二伊豆国_一。到_二于山背国相楽郡_一、絞_レ之埋_二于_レ狛野_一。又絞_二益女於綴喜郡松井村_一。（後略）

和氣王は淳仁天皇の甥にあたるが、称徳天皇が皇嗣を定めないうちに

合も想定されていたと考えられる⁷⁾。

これらの点からすれば、散位は単に官職にない官人というのみではなく、現実によくの有位者を官人として把握するために機能していた制度であったと考えられる。それゆえに散位寮が廃止された平安初期以後も、散位は太政官によって把握される存在であったとみられる。

ただしこうした散位の研究史にあつてあまり問題にされてこなかったのが、現実に中央の五位以上官人を把握する上で、散位という枠組が具体的にどのような役割を果たしたのか、という点である。本稿では主に奈良・平安初期の五位以上官人を中心に、官人が散位となる状況などから検討を加えてゆくこととする。

一、官人が散位となる諸状況

律令官人制において官人が散位となる種々の状況については、山田英雄氏が大きめに分類・整理されている⁸⁾。ここでは山田氏の分類に基づきながら、それぞれのパターンについてやや詳細にみてゆきたい。

まず基本的なパターンとして、選叙令9選代条の義解にある、①致仕・②考満・③廃官・④省員・⑤宛待・⑥遭喪・⑦患解の七つが挙げられる。

①の致仕については、『続日本紀』天平宝字六年(七六二)七月丙申条に、散位従三位紀朝臣飯麻呂薨。淡海朝大納言贈正三位大人之孫、平城朝式部大輔正五位下古麻呂之長子也。仕至正四位下左大弁。押参議、授従三位。病久不損。上表乞骸骨。詔許之。

などとなるように、致仕して散位となる例は六国史の中にも散見する。他に明確に致仕したことが確認できる事例としては、『続日本紀』延暦八年(七八九)十月乙酉条(散位従三位高倉朝臣福信)、『同』延暦九年十月乙未条(散位正三位佐伯宿祢今毛人)、『続日本後紀』嘉祥三年(八五〇)三月辛巳条(散位従四位上大中臣朝臣淵魚)、『日本文徳天皇実録』

齊衡三年(八五六)四月戊戌条(散位外従五位下水宿祢麻呂)などが挙げられる。これらはいずれも薨卒記事であるが、他の薨卒記事においても散位で亡くなっている者は多く、致仕をはじめとした理由で散位となった後に死没する、という流れは一般的なものであつたとみられる。続く②考満すなわち任期満了や、③廃官・④省員などのポスト削減、⑤宛待すなわち任官待ちについてはここで多言はしないが、国家的な事情による官制整備や、限りあるポストの中で必然的に発生するものといえる。

また⑥遭喪は、仮寧令3職事官条に「凡職事官、遭父母喪、並解官。」とあり、ただちに解官となる制であつた。⑦患解は、選叙令22職事官患解条に「凡職事官、患経三百廿日、及縁親患、假満二百日、及父母合侍者、並解官。」と、所定の假の期間を満たすと、見任を解かれるべきものであつた。実例上も、『続日本紀』天平宝字五年四月癸亥条に、

散位従三位巨勢朝臣閔麻呂薨。難破長柄豊埼朝大臣大繡徳太古曾孫、従五位上小邑治之子也。其伯父中納言正三位邑治養之為子。遂承其後、頻歴頭職、遂押参議。以病帰休、假満解任。

と、病で所定の假の期間を満たして散位となつた事例などがみえる。

このように、義解の解釈にみえるパターンは、いずれも散位が発生する一般的な要件であり、通常これらのような場合に、官人は官職と離れて散位となつたことが確認できる。

ところで五位以上官人には、身分給として位禄・位封が与えられた。唐では致仕した場合には半禄支給となる制度であつたのに対し、日本の位禄や位封は、畿内豪族が自己の経済基盤を収公した代償として受け取るものという性質も相俟って、致仕した者であっても終身全給の原則であつた¹⁰⁾。この点は、官人であり続けることの経済的なメリットであり、五位以上官人にとって散位という身分が実質的な意味を有していたことを示そう¹¹⁾。

日本古代における五位以上官人の処遇と散位

——奈良・平安初期を中心に——

十川 陽 一

(文化システム専攻 歴史文化領域担当)

はじめに

散位とは、日本の律令官人の中で、位階のみ有し職事官にない者をいう。

日本の律令制では個人に対してまず位階が与えられ、その位階に相当する官職に任ぜられるが、唐では官品はあくまで官職の等級を示すものであった。このように彼我の官人制には根本的な相違があることから、日本令における散位は、唐制における散官とは全く別の制度であったと理解される¹⁾。すなわち、散位は日本独自の要素を多分に持った制度であり、散位への理解を深めることは律令官人制の特色の把握に有効であると考える。また平安時代以降の地方社会では、散位が官職に准じた身分標準として機能し、国家の側も散位を積極的に活用することで支配機構の再編を進めていったとみられるように²⁾、列島の広範囲にわたって大きな影響を与えた制度である。本稿はこうした散位の、主に中央官人支配に果たした意義について検討を加えるものである。

中央における散位について具体的な言及がなされた先行研究としては、まず山田英雄氏の論が挙げられる³⁾。氏は、主に奈良時代の散位について検討を加えられ、原則として散位寮に上日したが、散位の増加に伴い、人数制限と、前官の者・散位・勲位に対する優遇との妥協の必要

性の中で、続労銭によって考を得る方式が成立してゆく過程を整理された。

また瀧浪貞子氏は、散位の国家的把握という観点から検討を加えられた⁴⁾。氏によれば、散位を把握する官司である散位寮によって散位の労が継続されたが、大宝令施行当初から予想をはるかに上回る数の散位が出現したため、国家が把握する人数を定める定額制によって制限し、帰農をすすめていったと評価された。さらに、その後も散位の増加とポスト不足が慢性的である中、定額散位・五位以上散位を国家的な庇護から切り捨てる政策の下、寛平八年(八九六)に散位寮が廃止されたと論じられた。

このように散位は、整理や制限の対象として、どちらかといえば消極的に評価されてきた。しかし、たとえば別稿で述べたように、平安初期の散位のあり方については、把握の所管が太政官に移りつつ、一定の活用枠が確保されていることは明らかであり、瀧浪氏の述べられるような散位の切り捨てという政策方針は認められない⁵⁾。

そもそも散位は日本の律令官人制において、畿内外の有位者を把握するために機能し、氏族制秩序を位階制の内部に包摂する上で大きな役割を果たしたものと考える⁶⁾。また散位の定額制について、散位寮に上番しない額外の散位であっても、写経所や皇族・貴族の家政機関に配置されることも多く、それらでの勤務を経て再び官人としての出仕に戻る場

編集委員

中村 隆 (文化システム専攻)
ライアン スティーバン (文化システム専攻)
加藤 健司 (文化システム専攻)
星野 修 (社会システム専攻)

編集者	山形大学人文学部
発行	〒990-8560 山形市小白川町一丁目4番12号
責任者	清塚 邦彦
印刷所	田宮印刷株式会社
発行年月日	平成30年9月28日

BULLETIN of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University

No. 15

CONTENTS

Articles

- 中国绘画通史的出现与变的概念..... NISHIGAMI Masaru 1
- Cost Containment Measures in Carbon Pricing Policies
—— Identifying EITE industries using 2011 input-output data —— SUGINO Makoto 19
- The Treatment of Officials of Fifth Rank and Above (五位以上官人) and
the System of San-ni (散位) in Ancient Japan SOGAWA Yoichi (1)100

Research Note

- Theory and Application of Monte Carlo Filter
—— Application to Stochastic Conditional Duration model —— SUNADA Hiroshi 31

Introduction and Analysis of Documents

- Overseas Business Expansion of Japanese Regional Banks YAMAGUCHI Masaki 45

Translation

- CHEN Longting, "Political Rhetoric and Historical Imagination" FUKUYAMA Yasuo 57

- 2017 : List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses79
- Requirements for Contributors.....83

SEPTEMBER 2018